

# 吉備史談會講演錄

緒言

明治三十二年ノ夏岡山市ノ醫師難波立達其家ニ藏セル古書數十種ヲ井上通泰氏ニ示シテ之ヲ讀解整理センコトヲ乞フニ井上氏第三高等學校醫學部眼科教授トシテ同市東田町ニ寓セリタマタマ塚本吉彦岡直廬松本胤恭ノ三人相次イデ井上氏ヲ訪フ井上氏ヨリテ共ニ彼古文書ノ讀解整理ニ從事ス業卒ルニ及ビテ井上氏三人ニ謀リテ曰今後モテ時々相會シテ吉備ノ歴史ヲ研究シテハ如何ト三人大ニ之ヲ賛ス乃同志ヲ集メテ吉備史談會ト云フヲ設ケ同八月十三日ヲ以テ第一會ヲ井上氏ノ家ニ開クサテ初ハ一ヶ月ニ二回計會合セシガ後ニハ一ヶ月一回トナシメ會員ノ漸増加スルニヨリテ中ゴロハ岡山市藥師

明治  
文書  
5 31  
時

院又國清寺ニ後ニハ後樂園樂唱亭ニ於テ會合スシバラクシテ  
吉備史談會ノ名海内ニ聞ユヨリテ會則テ改メ井上通泰氏ヲ擇  
ビテ會長トナス三十五年十一月井上氏官ヲ辭シテ東京ニ上ル  
茲ニ於テ予ヲ推シテ會長トナスコレヨリサキ本會ニ於ケル會  
員諸子ノ講演ノ頗吉備ノ地理歴史ニ有益ナルヲ認メテ講演錄  
ノ出版ヲ企テシモノ少カラズシカモ皆事ニ妨ゲラレテ成ラズ  
三十六年中井上氏予ニ謀ルニ本縣廳ヨリ出版センコトヲ以テ  
ス時ニ予井上氏ノ言ヲ容レ各會員ノ手稿ヲ徵シ井上氏ニ囑シ  
テ之ヲ撰擇セシメ茲ニ此書ヲ公ニスルニ至ル但井上氏ガ講演  
セシモノハ大抵既刊ノ正續蕃山考并ニ近刊ノ吉備國學史料ニ  
舉ゲタルガ故ニココニハ僅ニソノ二三ヲ存スルノミ

明治三十七年三月

吉備史談會長

葛

寛

藏誌

### 吉備史談會講演錄

#### 目次

旭川と云ふ名の事

正月十五日上道郡西大寺々内牛玉宮神木ノ事

東陽軒ノ事

吉備津彦神社門守神ノ事

兒島郡郷ノ位置ノ考

備前國神名帳ノ事

高島の宮ノ事

備前國伊勢神社ノ事

出石郷ノ事

芳烈公國學に志深かりし事

己が家の事に付きて

美作國中山神社祭神ノ事

故上田翁著三經大義ノ事

右十三條

堀安道及安原玉樹刀自の碑文  
鳥越常成

岡直麿

右二條

高橋正澄が年齢につきて

有元稔

右一條

菅茶山翁の節季

正宗敦夫

瀧口美領

右二條

藤井高豊の才學

小野節

芳烈公の傳

右二條

岡山縣下なる吉備公の遺蹟につきて

羽生芳太郎

西山拙齋の伯繼傳

菱川資の熊澤了介傳

右三條

菱川大觀に就て

井上通泰

右一條

古川古松軒の消息附橘の名殘

武田猛夫

家中騷亂後の宇喜多秀家

熊澤家系傳説(南條)

中江宜伯墓碑及舍弟季重書狀

自池田光政公湯淺二郎右衛門宛書狀の解

正木大膳亮時堯の傳附里見安房守忠義事

松平忠繼君略傳

池田政秀女養徳院殿御事

河田八助資友略傳

鈴木登之助及大平煩

番大膳の書簡につきて

備前國津高郡野々口産高木汝水氏愛玩硯石

馬場重介家職の事

備中倉敷淺尾浪徒騷動始末

苦の慮

左少將光政公御文につき天久院殿御事

右十六條

井上通泰君に参らする文

吉備史談會出品目錄

塚本吉彦

吉備史談會

吉備史談會講演録

旭川あさひがわの事

岡直慮

吾岡山縣ニ三太川ト稱シテ一ハ備前ノ國ノ東部ニアリテ東ハ和氣郡西ハ赤磐上道郡ノ間ヲ流ル、川アリ俗ニ東川ト云フハ備前ノ東部ニアルヲ以テナリ。一ツハ同國ニテ東ハ赤磐上道西ハ御津ノ間ヲ流ル、川ナリ。ユヲ俗ニ西川ト云フ。ソハ同國ノ西部ニアルヲ以テナリ。一ツハ備中ノ國ニアリテ東ハ元ノ阿賀上房賀陽窪屋西ハ哲多川上下道淺口ノ間ヲ流ル、川ナリ。ユヲ俗ニ川邊川ト云フ。ユハ舊本道川邊村ノ前ヲ流ル、ユヲ以テナリ。然シテ第一ナル東川ヲハ古名雄神川ト云フ。ユハ續日本紀ニ見エタリ。謂フ心ハ此川ノ東岸ニ俗ニ天神山ト云山アリ。此山ニ神社アリテ備前國百廿八社ノ神名帳ニ天岩戸別神社ト見エテ岩戸別神ハ手力雄神トモ稱シテ雄々敷神ナレバ此社ニ依リテノ名ナルベシ。又川邊川ハ古名川成川ト云フ。ユハ日本紀ニ見エタリ。謂フ心ハ此川瀬多クシテ水音ノ高カリシユリ云ヘルニテ川鳴ノ意ナルベシ。然シテ西川獨リ古名ナク今俗ニ旭川ト云フモ古名トハ見エズ。其西川ト云フハ太平記ニ

モ見エタルバ極新シキ名ニハアラザレドモ大古ノ名トハ見エズ之ニ依リテ土肥經平ガ説ニ此川ヲ記紀ニ見エタル肥川トシテ論ゼシ説アレドソハ素ヨリ取ルニ足ラザル説ナレドモ此川ヲ火川ト云ヒシコトハ彼ノ備前風土記追補ニ見エタリサレバ素ヨリ紀記ニ見エタル出雲ノ肥川トハ素ヨリ同シ者ニアラザル一ヨリシテ明ナレド此川ヲモ火川トイハサルトモアルベカラズ思フニ出雲ノハ彼ノ大原郡比伊郷ノ名ヨリ出タルト古事記傳ニモイハレタルカコトヲナレトモ此ノ火川ハ異ナルイハレアリテ付ケタル名ナルベシサレド又思フニハ彼ノ風土記ニ石上布津魂神社ノトヲ譽テ此社ノ前ヲ流ルル川ヲ火川ト云フトアルヲ以テ思ヘバ布津魂ハ素盞雄命ノ彼ノ肥川上ナル遠呂智ヲ切り玉ヒシ大刀ナレバ彼ノ川ノ名ヲウツセルニヤトモ思ハルムナリ。兎ニモ角ニモ旭川ノ名ハ新シク火川ノ方古名ナルベシ思ハルムナリ

### 正月十五日上道郡西大寺町西大寺寺内牛玉宮神木ノ事

岡直廬

備前國上道郡西大寺町西大寺ハ備前國四十八ヶ寺ノ内ニテ古寺ナルトハ既ニ同國御津郡金山寺村金山寺古記ニモ見エテ明ナリ然シテ其寺内ニ半玉宮ナル者アリ。コレハ元護王宮ニテ大和ナル護王神社則和氣清曆卿ヲ齋ヒ奉レルナルガ其神体タル

ヤ彼ノ清曆卿ノ自筆ニ掛ル備前國惣社ニシテ國司ノ祭ル所百廿八社ノ神名帳ナリトゾ。則今モ西大寺本ト稱シテ明應年中ノ寫本アリ。之眞寫ナリト云フ。然ルヲ後僧侶ドモ彼ノ牛玉寶印ノ牛玉ニ改メシナリトゾ。サテ此正月十五日ハ祈年ノ祭ニテ昔ハ此日彼ノ神名帳ヲ讀ム例ナリ。其神名帳ノ未ニ祈年ノ文アリ。又此事古ハ尤嚴重ナルトニテ之ヲ讀ム僧ノ一字一句ニテモ誤讀スルトアルトキハ直ニ退院セシムル例ナリシナリ。之ニ依テ昔神祭ヲ重ゼシト知ラレタリ。此日又彼ノ神木ナル者ヲ爭フトアリ。コモ昔ハ年ノ木ト云ヒテ之ヲ得タル者吾ガ田ノ中ニ立テ祭リシナラム。今御津郡ノ某神社モ年ノ木ノ儀式アリ。則チ爭ヒ得タルモノ之ヲ吾田ノ中ニ立テ祭ルトアレバ之モ其例ナラムカトオボユルナリ。又邑久郡一宮村安仁神社ニモ社前凡二百步計ノ處ニ大歳ト稱シテ田ノ中ニ石柱アリ。アノ年ノ木ヲアソル料ナラムトゾオボユル。又同日ヲ以テ祈年祭ヲ行フ例ハ備中國吉備津神社ニモアリ。則松舎文後集祝詞ノ中ニモ其祝詞見エタリ

### 東陽軒の事

岡直廬

我家中世第四世越後守俊直といへるか代に備前國御野郡今御津濱村に別業あり東

陽軒といふは當時池田繼政公より給はるものにして實には皇漢の學舎として給はりしなり其故は當藩に於ても藩校ありて盛に學事は行れしものからまたかゝる私塾やうの者ありて特に皇漢の學をすゝめ給ひしは當時國守の心なり故に此園をもかの池田氏の別業なる後樂園近きあたりにものせられ樹木置石などことごとくにかの後樂園なる餘りもてものせられたりと云ふ石などはちかくまで我家にありて庭にも似けなき大石數十箇ありきさて園は一反五畝斗ありて内に六疊六間の建物あり六々庵といへりこの六々庵といふこと小原氏の書したる大横物あり又門に掛ありしとて同氏のものせし東陽軒といふ額ありしが去し明治二十六年の大水に流失せるその口をしきまた國守治政公綱政公等の此園にてもものしたまひしもの二三ありしかかの際流失したと此一幅のみかたみばかりに残れり又かの小原氏のものせる記ありしかこもまた今見當らすされとては儘に存在すとねもへは取調へ出すべし然して此園前に述ふる如く國守の保護あるものから修繕等をも國守の手本よりものせしものゝ如く見ゆたりそは我家に給はりたるもかの皇漢の學舎なればなるべし然して彼俊直いさゝか皇漢の學ありしよりれのつからその講師めきてこれに居皇漢の書の講さくなどしあるは歌よみ詩作りなどせしことゝ見ゆてこの園にても

せし藩士の詩歌數百葉今にあり然るにその後藩にも保護うすくなり家にも無學者輩出して空しき姿となりしをりからかの地の百姓とも園内に大樹ありて蔭となる由いひ出たるに俊直より四代の孫護直國守より給はりたる者なればみたりに切るべきにあらずといひしより百姓等やがて其筋に申出しに其筋よりも切遣はずべしとありしにさればともかくも公に返し奉らんとて直に返し奉りたりと云ふ今に其跡某の所有になれりと同村の名主某のかたりしこともありし由にて父もはやく其一部たに買得て我家の紀念とし猶國守のかくまで學事に勤められし事を後世にしらしめむものといひをりし事なり

### 吉備津彦神社門守神の事

岡直廬

諸の社に隨身と稱して御門の左右にまつれる神ありこれを俗には櫛磐間門命豊磐間門命なりといふされどそは大なる誤なりかの古事記に天石戸別神亦名謂櫛磐間門神豊磐間門神此神者御門之神也とあるよりいひ出たる説なれとそは天皇の大朝廷にして後に大神宮を別宮に齋奉らせ玉ひしかはかの高天原にして大御神の御門を守賜ひし例のまに神の御門をも守賜ふはさることなから他の諸の社は天神地

祇とも同列の神也。何の故に同列の神の門を守り賜ふべき由あらんや。不敬も亦甚といふべし。こゝに我が備中國なる國幣中社吉備津彦神社に神門二箇ありて各神門に奉齋する神あり。正門の方には夜米山主山田比計誓の二神を祭り。南門には中田古名犬飼健の二神を祭れり。此の神は當時各吉備津彦神に仕奉れりし神にして本社の四方にも四の御前と稱して樂々之御前二座佐々之御前二座あり。樂々之御前則夜米山主山田比計誓なり。是によりて思ふにさすがに舊社にして其當を得たる者とれほゆればこゝに取出ていふ也。他の社々にも門守神を設けむには必かうやうの神をこそまつらまほしけれ。またこれに就きて今一ついはまほしき事あり。そは普通人家の門にかの櫛磐間門神豊磐間門神の御名をかゝげたるあり。こはまたまことに不敬の甚しき者といふべし。是によりて平田翁のあけつらはれしことあり。そはかの櫛磐間門神豊磐間門神等の御名をかゝぐるは不敬のみならず素よりあたらしぬ事にて普通人家には塞神をこそ祭るべけれ。そは諸の禍物の入來らむを防ぎ玉ふ神なれば門にして諸の禍物の入來るを防守賜はむとをいのるべき者ぞあり。そもさることながらのれつちくねもふにはこの普通人家の門を守り玉ふはかの阿須波神波比伎神なるべし。その故は阿須波は足場波比伎は波入來にて門より門内を守玉ふ神也ゆ

ゑに神祇官にも坐摩巫祭神五座の内にも阿須波神波比伎神あり。又万葉集に庭中乃阿須波之神邇小柴佐之我者伊波々牟加倍里久麻豆爾といふ歌のあるも全く庭内に祭りし者なるべくねばゆる也。このかれこれの事によりてれもふにも普通人家を守り賜ふは必此神等にこそと思ひ定めつる也。こは今諸神社の御門の神の事を述るにあたりてついでにいふなり。しひごととに似たるはゆるし賜へかし

### 兒島郡郷の位置の考

我が備前國兒島郡に郷四つあり。和名抄に云ふ兒島郡三家都羅賀美兒島。こを平賀元義は東より取りて三家を最東部より北浦までとし兒島を最西部としたり。そは何によりてなりや思ふに彼の郡名の如きも總て東を元としたればそれによりて郷名をも東より取たるなるべし。されどそは京の東にあれば東西國にては東を元とするはさることながら郷名は然らず。其故は彼の和名抄にも和氣磐栗邑久赤坂御野津高兒島上道とありて東部より北部にわたり西部より南部にかへりたる姿なり。さて其隣郡なる津高にては驛家賀茂津高健部とありて東部より西部北部とわたり夫より本郡にいたり三家都羅賀美兒島とあるは地續きにして西北部より西部にわたり夫より南部をへて東部にいたれる者にて則三家は今林村あたりにてこゝには今に三家氏もあ

り世にいはゆる五流なにとも其氏なりと云。夫より西にわたりて都羅あり。之に連なる所を連島といふは其名の残れるなり。又賀美は南面にて兒島は東部則今の三家なり。其故は此所に本島第一の高山にて鴻峯と稱する山又甲峯とも書き又金甲山なるともいふ。何れも仮字にて神の峯といひしを其字の音よりあやまりたることうつなし。さてこれを神峯と稱せしは此山ノ峯に國神社といふ社あり。則備前國惣社ノ神名帳百廿八社の内にあり。これ此島の靈にて祭神を健日方別命といへり。古事記に吉備兒島を生む又御名は健日方別とあるこれなり。されは國神は兒島の國神にてこの島の靈を祭れるなることうつなし。今は此御社陸といふ所にあり。この山の麓なり。又此麓の村を郡村といふ。これ此島の中心の所にて。兒島郡兒島郷兒島郡村といふ意なるべし。夫より又上道郡にわたり宇治。幡多。可知。上道。財田。居都。日下。那紀。寄田。とあるもまづかの兒島の東部より來りて宇治は上道の西南部にわたり次第に東部にいたるなり。是に依りて之を見るにこの兒島郡なる郷の位置は今の所とは全く倒置したる者と思はるゝなり。

### 備前國神名帳の事

岡直 廬

備前國御野郡(今は上道郡となる)國府なる惣社の神名帳と云ふ者あり。則備前風土記神名帳是なり。此神名帳一宮村吉備津彦神社にも在りて一宮本といひ其他西大寺本廣谷本又山本氏の本等數本あり。其數一百二十八社ありて二十一社の延喜式神名帳に載する處にして余は神名帳にあらざるなり。されと國司の惣社にして祈年新嘗等に祭りし社にして出雲風土記に見ゆる三百九十九所と見ゆると同格の社なり。又是と同じき者備中國にては三百八社といひ美作國にては百十二社といふ。されと此二國なるは其數のみ傳はりて神名帳のなまは實に遺憾の限といふべきなり。幸にして我備前國には此數本を存在せるは幸甚とやいはん奇特とやいはん。茲に別帳數本を擧げて其神名帳を顯し次て又一宮村吉備津彦神社所藏興國四年(本帳北朝の年號康永元年とあり)備前國中大小神祇と題する者あり。其文に曰く

一津高郡之内八幡所八社、天神宮所五社、荒神所七社、天玉所五社、山玉所三社、六社ノ神五社ノ神、片山守ノ神、幣言神、法者ノ神、神宮寺、權現ノ宮所五社、同三社、榊木ノ神、梵天ノ宮、天津ノ宮、山守神、御幡神、大灰神、玉銚ノ神、あしかいノ神、男ノ宮、姫ノ宮、若宮所三社、渡津ノ宮、松尾ノ宮、尺ノ宮、所今宮、寶者ノ神、權者ノ神、星之宮、地藏ノ宮、柴本宮、宇津ノ宮、慶姬宮、大森ノ宮、藤守ノ神、新宮之社



一 兒島之内、權現所六社、神宮寺所二社、灯明神二社、天神所五社、帝尺天三社、天玉五社、荒神所五社、渡海ノ明神、渡津ノ宮、若宮所六社、五社、兒ノ明神、渡島明神、岩付ノ神、榊木ノ神、幣言神、祝部神、コトノ明神、ヒ、キノ神、イトノ宮、男ノ宮、姫ノ宮、郡ノ宮、浦守ノ神、渡守ノ神、海原ノ神、舟付ノ神、足高ノ宮、同新宮、

一 三野郡之内、伊勢宮、酒下宮、八幡ノ宮三社、天神ノ宮五社、權現六社、藥神五社、天玉二社、同山玉二社、舟守ノ宮二社、若宮五社、帝尺天二社、玉宮ノ神二社、森ノ神一社、須々木ノ宮二社、原ノ宮二社、(今村大社、祇園ノ宮)此外いわひかみ所ノ宮等也

一 上道郡之内、八幡ノ本宮、同八幡五社、天玉之社、荒神六社、山玉三社、祇園二社、國府神同四ノ御前同、四所ノ明神、籠ノ明神、岩戸神、あづさノ神、權現之社、榊木ノ宮二ノ明神、山守ノ神、井手ノ明神、森ノ宮、土師ノ神、渡次ノ神、總社ノ神、弓鉾ノ神、宮、今宮、上道ノ宮、新宮、

一 赤阪郡之内、八幡八社、天玉五社、岩田宮、治田宮、本郷ノ宮、權現神五社、山玉三社、荒神五社、帝尺三所、若宮三社、榊木ノ宮、高尾宮、六社、明神、五社、明神、松尾ノ神、數守ノ宮、玉高神、國守神、赤松ノ宮、赤阪ノ宮、同新宮、

一 岩生郡之内、八幡八社、荒神七社、權現五社、山玉三社、天神五社、天玉三社、小野ノ神、澤田

ノ神、若宮六社、六社ノ神、玉ノ宮、山ノ神、宮、九社ノ明神、神宮寺社、天守ノ神、權之宮、一子ノ神、弓鉾ノ神、岩生ノ宮、

一 和氣郡之内、八幡八社、所權現ノ宮五社、荒神所八社、天神所五社、和氣ノ神、山玉ノ神、若宮所三社、幣ノ神、祝部ノ神、手持ノ神、神宮寺ノ宮、宇津ノ宮、今宮、六社ノ神、七社ノ神、浦上ノ神、赤松ノ宮、

一 上東郡之内、八まんノ宮所八社、大宮ノ神、石津ノ宮、海明神、榊守ノ宮、神宮寺ノ神、若宮所五社、六社ノ神、九社ノ宮、山玉ノ神、天玉ノ宮、權現ノ宮、榊木ノ宮、玉鉾ノ宮、あしかいノ宮、男山ノ宮、祝神、幣言ノ宮、寶者ノ神、權者ノ神、荒神所七社、天神所五社、上東宮、

一 邑久郡之内、八幡所八社、天神所五社、荒神所七社、六社ノ神、五社、九社所三社、神宮寺所天玉所三社、五社所權者ノ宮所三社、土師ノ神所三社、若宮所五社、岩嶽ノ神、色島ノ宮、うしまとの宮、渡津ノ宮、千次ノ神、山玉神、久方ノ宮、幾ばくの神、男山、姫崎宮、ならしの宮、しおの宮、小松ノ宮、濱崎ノ宮、

右はいとみたりかはしきやうなる所もあれと一の古書なるか上に古社取調方にも文明三年前云々の事もあればこれに顯在せるは素より文明以前なる事論なければ古社の格に入るは素より社名のうつりかはりあとも見はて一の證とするに足る者

なればこゝにあげて諸君の参考に供するなり

### 高島宮の事

岡直廬

古事記神倭伊波禮昆古命の段に吉備の高島宮に八年坐(日本紀には三年)とあり。此宮の跡昔より彼といひ是といひ種々説多し。そはまづ備中國小田郡に神島といふ島あり。此神の字の音高と同音なるより高島なりとし。則神武天皇を祭れる社もあれと最近きほどにもものせるにて素よりこゝには式にも見ゆる神島神社あり。又備前國兒島郡にも竹島と稱する小島あり。こは竹の多く生ずる島なればしか名付しなり。こも又たけたかとかよはしてたかしまともいひしより高島とし神武天皇を祭れり。こも素より式に田土浦坐神社とある社にてこを備前國惣社の神名帳には田土浦坐竹島神社とあり。則是なり。さて式に備前國津高郡に鴨神社宗形神社。赤坂郡にも鴨神社宗形神社と並坐せり。ざるを此兒島郡にては鴨神社に並て此田土浦坐神社あるは必宗形神あるべし。宗形神は彼の筑前なるを始めていづれも島に祭れる神あればこゝにも島には祭れるあるべし。又この鴨神社と宗形神社とを並祭れるは姓氏録にも鴨君宗形君同祖あれば故ある事とふねほゆる。さて此の高島はいづれありやといふにかの

備前國惣社にして國司の祭る所の神百二十八社の内上道郡に高島神社あり。昔備前ノ國司高島宮に雨を祈し事も國史に見ゆ。今龍ノ口と稱する山の麓にありて神武天皇を祭れり。此所國府に近くして其當りに國府市場又國廳の跡もありて今は宮となれり。又惣社も此所にあり。されば國司の此宮に雨を祈ひしも故あるなるべし。今も土俗の此山に登りて雨を祈ふ事ありといふ。此山の嶺を高島崎といひ又麓に龜津といふ所もあり。則宇津昆古が乗し龜の付し所ありといふ。又備前風土記逸文といふ者あり。其文に石上布津魂神社は大松村にあり。此社の前に川あり日の川といふ。此川南の海に至りて高島山あり。こは日向宮に坐し神武天皇の行宮なり云々とあり。これによりて此龍口ある山を神武天皇の行宮ありし高島かりとはねもひ定むるなり

### 備前國伊勢神社の事

岡直廬

延喜式神名帳曰備前國御野郡伊勢神社。此社今岡山市大字小畑町(元伊勢宮町)と云ふ。今も伊勢の宮と呼者多しに鎮座せり。此社中古伊勢宮と稱す。興國四年(北朝康永元年)備前國神名帳御野郡の所に第一に伊勢宮と見ゆたり。此神名帳備前一宮所載あり。然るを去る明治三年國中神社復号の際復号して伊勢神社と改稱す。さて此大御神を

此國に齋奉りしは深き由縁ある事なるべくそは昔より皇大神宮の外に此大御神を祭れる社のある事なく中古以後は天照皇大神宮など稱する社もあれど式は申に及はず古社にして神宮の外に此大御神を祭れる社のある事なきは古書に就て明なり。然るに吾備前國にて此社のありて式にも見ゆたるは必故なきにはあらざるべく之に依りてれもふに彼伊勢五部の内なる倭姫世記に吉備の名方の濱の宮に七年まじく云々紀國名草の宮に移奉ると見ゆたりこれ此社の地あるべく元此社は全郡濱村といふ所にありしを後に今の所にうつせるにて今に同村の氏神として崇敬せり。また其濱村に田中といふ所あり(中田のうらうへになりたるにはあらしかと覺ゆるなり。中田名方同音なればなり)さて又此外にも赤坂郡に伊勢神社ありてこも備前國司祭神百二十八社の内なり。こも故ありてあるべし。兎にも角にも他國に見ゆざる此神名の我備前國に見ゆたるは深き由縁ある事なるべし

出石郷の事

岡直處

和名抄に備前國御野郡出石郷あり。こは今の岡山の地半は此内にありて東は旭川を限り北は小畑町南は内山下故榎ノ馬場通り(今の病院の地北三分計なり)西は上下出石村

を限れり是より上は牧石といひ(今の廣瀬町以北是なり)下は鹿田ノ庄とて新地なれば郷名はあし。西は伊福郷といふ。東はかの川をへだてて上道郡なり。然してそを出石といひしは往古此あたり一面の海なりし頃三つの島ありて(今岡山石山天神山といふ)此島をすべて巖島といひ又五島とも書けり。其島現に巖石なれば出石島の意あるべし。又此島には下神社といふ社ありて備前一宮の下居殿なりといふ。則備前國惣社其他一宮西大寺廣谷寺山本氏等の神名帳に御野郡下神社又下宮下宮明神などあり。後には坂下とも酒下ともいひしを寛文六年武田某といひしもの、社司たりしほどに酒下を酒折に改め甲斐より御供して奉仕せり。とて其後日本武尊を祭れり。今の岡山神社是なり。此神社の敷地則出石郷にして只小畑町上中出石町番町を除くも素は本郷の氏神なる事論なし。さて此社は備前一宮の下居殿にして吉備津彦命の御姉命百襲姫命を祭れり。備前一宮も今は吉備津彦命を祭れれと素は此姉命にして同社古記又備中誌等にも見ゆたり。ざるを此下宮は素のまゝなればかくなれる也。これによりて思ふに下居宮はいでましのために設たる宮なればいでまし島の意にもやともれもはるゝなり。今此出石の名に付きれもふむねを述べてかた／＼に訂さんとす

芳烈公國學に志深かりし事

岡直廬

我が芳烈公は當時左近衛權少將源光政朝臣にして始新太郎と稱し因幡國より我が備前國に移り賜ひ國政に心を盡し賜ひ特に學事に力を入れ賜ひて彼の中江藤樹を訪ひ熊澤了介を招き賜ひ濳校又開谷校を始として郡々村々にも學校を設しめ賜ひしかば漢學を好み賜ひし事は世の人の知る所なるが公は早くより勤王の志厚く國學を尊び神典にも心を入れ賜ひしが當時の世の中の有様上政府を始として學問としいへば先漢書を読むの外あらざりしほどの事なれば學校は無止其掟に従ひ先漢學を以て旨とせられしかば世の人はひたすら漢學者とのみ心得たらむもさる事なから此公の我が神典に心を入れ賜ひし事は我が祖先の公より賜はりし一本ありそは日本書紀の神代卷にして公の御自らの御説を書入れ賜ひし者なりさて其御説たる彼の陰陽五行の説にして荷田翁以後國語を以て古傳の儘を説く事起りし後は尤いむべき説にして今の古典を講する者のとなへざる所なれども當時今日の説のあるべうもあらず其時代にして尤心を入れてものし賜ひし事しられたり(ちなみにいふ此陰陽五行の説の近くまで盛に行はれし事は彼の藤井高尙か始て學ひしといふ小

寺清先なにも皆此説にて此人日本書紀を訂正せし者ありて世に清先本と稱し當時日本書紀訂正本の第一とせり然れども其説く所は彼の陰陽五行説なりされば荷田翁の説の未世に昔からざりしほどは皆此説あれば公の時代には素より然あるべきなり(今其説の可否はともあれかくもあれ當時貴族の身にして御自かくまでものし賜ふはなまなかの事にはあらざりけり是によりてれもふに公の勤王の志厚かりし事は世の人の知る所なるがこもたゞことにはあらざるべし必や國典に心を入れ賜ひ眞に皇統の尊きをさとし賜ひしによりてならむざるを世の俗儒等がひたすら彼國のみを尊び皇國人にして皇國の尊き所以をもしらすあまつさへ皇國をして無道の國などといやしむるやつばらとひとしなみにねもひまつるかかして先に祖の秘藏せる公の書入本を出していさゝか所見をのふまた公の經書を好み賜ひしは人皆知る所にして余が言を俟たずといへども公の所見の替りたる所のありしはこも我が家に賜はりし公の自筆の一幅あり則孝經の文を抜粹せるものにてこを以ても公の所見の知らるゝなれば併せてこにもものしつるになん

己が家の事に付きて

岡直廬

己が家は姓藤原にて紋も又藤を用ゐたり然して其先備前國上道郡福岡村今は邑久郡に屬すより出つと云ふ則同國同郡福岡庄淺川村に福岡神社といふ社ありて昔備前國司の國ノ惣社にして祭所の神壹百二十八社あり其神名帳に上東郡の處に正一位福岡大神とある是なり中古大宮と稱し又大宮春日大明神とも稱せり此社の神官に藤原民部太夫國森といふ者あり此國森より二十九代の孫を藤原多門常秋といふ常秋の弟右近常利讓を請け平民となり常利の子稻之介常春變姓して岡本と稱し福岡村に住すといふ此福岡村今邑久郡なる福岡村なり此事彼の福岡村古記に見ゆたり又此福岡村の内に黒田といふ所ありて筑前の前國守なりし黒田氏も此處より出たるにて彼の城下を福岡と呼ぶも此地名を移せるなりといふ則姓は藤原にて紋も藤なり又天正の頃浮田の臣に岡と稱する者ありてそれが紋も又藤なり是に因りて思ふに我家も此岡と同姓にて皆同祖ならんとなほゆ又彼の福岡神社を大宮と稱せしは神階の高きに因るものと見ゆるも春日と稱せしはたのが氏の神なれば京よりうつりしほとより齋奉り來し者ならんかともなほゆるなり其後慶長の始御野郡原氏の二男を養ひて嗣とし庄次郎久吉といふ此久吉の子を善太夫久政といひしに又男子なし備前國一宮吉備津彦神社社務大守氏(姓藤原俗に大藤内といふ)の二子周防

隆泰を養ひて嗣とせしより己に至りて七世男子相繼けり二度養嗣子の事あれと前原氏は不知大守氏は藤原なれば太祖の流はたかへざるものゝ如くなほゆるなり

### 美作國中山神社祭神の事

岡直盛

式に美作國に中山神社(名神大)といふ社ありて昔より此國の一宮と稱せり此社の祭神に付き種々の説ありて或は大己貴命といひ或は大己貴命瓊々杵命鏡作命を合祀すといひ又平田翁の説には美濃國に中山金山彦神社といふ社のあるも此御社を移せるにて金山彦神なりとし其故は眞金吹吉備の中山といふは此國にして眞金を吹し事のありしよりいへる枕詞なるべくされば其時此神を祭れりしならんといへり又作陽誌てふものには和銅分國の際吉備の中山なる吉備津彦神を分祀せるなりといへり又里老の傳に中古勸請の神なりといふと云ふ之によりて思ふに彼の作陽誌の説尤當れりといふべし中古勸請の神にして貞觀十七年には正三位を授けられ又後に備前國六郡を裂きて分られし時備前一宮吉備津彦神の中山に鎮座まじしを分て移されしによりて其地名を取りて中山神社とは稱せしなるべし又同社舊神官

に有木難波などいふ姓のあるも彼の御社に由ある氏にて有木は備中吉備津彦神の末社に有木神社あり(此社の事國史にも見たり又同所に有木といふ地名もあり彼の成親卿の有木の別所も此處にあり今に有木山青蓮寺てふ寺もありて有木氏のありし事も彼の社記に見たり又難波は田使氏にて備前なる吉備津彦神社の神主に難波次良大夫といふ者見たり則難波次良の一族なりこれらを以ても彼の作陽誌の説は益々たしかめらるゝなり又平田翁の眞金吹の枕詞より金山彦神ならんといはれたるも一わたりはさる事ながら此枕詞の眞金は黄金の事にて黄金の色より吉の音にかゝりたる迄にて金を吹たるにはあらずさればたましく中山金山彦てふ御名のあるもしひて此神をうつしたりとせんもいかゞなり又彼の大己貴命などの説はべつにゆかりもなければかの作陽誌の説にしたがひて必備前より移し奉りし者とほしりぬ

### 故上田翁著三經大義ノ事

岡直 盧

翁ハ肥後國天草郡志岐村平井恭輔ノ二子也文政十一年同郡高濱村醫師上田公鼎ニ從ヒ和漢洋折衷ノ醫術ヲ研究シ又仁科源藏(号白谷)ノ門ニ入り儒學ヲ講究ス天保六

年四月公鼎ノ養嗣子トナル時ニ公鼎教示シテ曰ク吾家世々尊王ノ學ヲ勤ム汝亦宜シク先皇典ヲ講究スベシト於是本居宣長平田篤胤等ノ著書ヲ視正ニ感スル所アリ奮然トシテ志ヲ尊王ノ學ニ專ニシ日夜暈勉大ニ得ル所アリキト云フ同九年公鼎ニ從ヒ居ヲ備中國窪屋郡酒津村ニ轉ス同十二年京師ニ遊學シ己ニ成リテ郷ニ歸リ父ノ遺業ヲ繼續ス幾許モナクシテ業ヲ大坂ニ開ク嘉永四年備前國岡山ニ歸住ス於是翁竊ニ謂ラク皇道ノ衰頹シ士氣ノ振ハザル主トシテ皇典ノ興ラザルニ依ル余不肖ト雖此學ヲ恢復スルヲ以テ任トセント自信スルヲ愈篤シ故ニ風ニ化シ徳ヲ慕ヒ來學スル者最モ多シ(故池カ原香穉現ニ小原重哉長瀬時衡等ノ如キ皆此門ニ出ツ)元治元年備前山藩主池田侯ニ事ヘ醫員タリ應應元年九月藩校ニ出仕ス明治元年藩命ヲ以テ和氣兒島二氏ノ事蹟ヲ調査シ二誌ヲ編輯ス同年十一月神祇官ニ登用ノ命アリ同二年九月命アリ本縣内式社ヲ調査ス時ニ眼病ニ罹リ遂ニ失明ス然レ尊王ノ學ヲ擴張スルノ素志毫モ屈撓セス同三年十一月藩學教頭トナル翁志ヲ尊王ノ學ニ專ニスルヲ數十年一日ノ如シ失明ノ後ト雖レ猶門生ヲシテ筆ヲ執ラシメ以テ數部ノ書ヲ成スニ至ル就中畢生ノ力ヲ致シハ古經古歌古語ノ三經トス其古經ハ古事記古歌ハ万葉古語ハ祝詞宣命ナリ而シテ其古事記ノ註釋タル世ニ其類多シト雖レ浩翰

ニシテ見ル者其煩ヲ厭ヒ空シク卷ヲ掩テ止ムニ至ル万葉以下又同シコトヲ以テ斷  
 然草ヲ起シ從來ノ訓点ヲ訂正シ簡明ノ註釋ヲ下シ或ハ之ヲ上欄ニ掲載シ或ハ之ヲ  
 兩傍ニ挿入シ意義ヲ解スルニ便ナラシム然シテ其三經ノ全ク成ルヲ俟テテコレニ  
 上書ヲ添ヘ護テ朝廷ニ上リ上梓ノ官裁ヲ得テ世ニ公ニセントスルノ素志居常止時  
 ナシ而シテ不時ノ病ニ罹ルヤ嗣子及門人等ヲ呼ヒ此書ヲ指示シテ曰ク命天ニアリ  
 吾死如何トモナシガタシ唯憾ムラクバ此事ノ竟ヘザルヲ汝等吾遺志ヲ繼キ以テ吾  
 魂ヲ安セヨト終ニ瞑ス于時明治十二年六月也

堀安道大人及び安原玉樹刀自の碑文

有元稔

舊臘二十二日より晦日まで十日間総社町に旅客となり農業商業法制經濟等の講話  
 を聴聞し益する所尠なからず夜間は池上秦川翁の厚誼をもて長瀬静石翁の珍藏せ  
 られしといふなる宋楊聖教序てふ古法帖を摹倣するの便を得亦大にさとする所あり  
 き若し夫れ左に掲ぐる二氏の碑文の如きは食後散步の際輯録せしもの世に紹介す  
 るの價値なしと雖二氏の平生を知るにたより尠なきとせず即ち譯抄して吉備史談  
 會に寄す(明治三十六年一月十五日)

故総社宮祠官堀君碑

我備中賀陽郡八田部村今の吉備郡総社町は舊松山藩領にして封内に國府といふ地  
 あり往昔國司政治の處たり祠あり総社といふ國司が管内の神祇を總祀せし處なりそ  
 の祀典廢せられて幾百歳あるを知らず今日再興して縣社たるは村人堀君の力によ  
 るものあり君諱は安道和助と稱し六友居と號す姓は賀陽なりしを後に香屋と改む  
 國音相近きをもてなり遠祖右京亮賀陽朝臣應永中總社の祝師となりて國府西堀  
 に住し堀をもて氏とす子孫世々祝師たりしが天正年中に至り官社田を削りしによ  
 り農に歸し中村に移住す曾祖考諱は覽道始めて商を營み頗る産を興し祖考諱は安昌  
 に至り家道大に振ふ屢々資を出して藩を助け民を恤む藩主板倉氏之れを賞して中  
 扨從に班し二十口の糧を給す考は安忠城は河田氏なり君幼にして岐嶷學と好み遊  
 戯を事とせず最も國書を喜ひ親に事へては孝なり藩主特に佩刀を許し之を旌はす慶  
 應中家を弟安郷に譲り専ら鉛槧を事とす明治王政復古の際倉舖縣に屬し君選ばれ  
 て總社祝師となる四年縣命を奉じ管内の官社を考證し頗る明確なりと稱せらる(蒼蠅  
 日記の序に今茲明治四年正月十一日のひ云々あり是の年知事官屬を率ゐて祈年  
 祭を總社に行ふ父老觀るもの舊典を追想し涕泣するもの多しといふ既にして縣社

となるも君の議の用ゐられしなり。君祠官となり縣内尸祝の事を管理す。尋で少講義  
 となる。八年官又君の議を用ゐて沼田神社を官社に列す。是の歳秋疾に罹り九月二十  
 六日自ら起たざるを知り國詩一首を賦して逝く。先塋の次に葬る。君文政十二年三月  
 八日に生れ年を享ること四十有七なり。平田氏を配とし一男を生む。諱は安家直太郎  
 と稱す。嘗て安郷の讓を受け家を嗣ぎ幾くならずして死し安郷復ひ事をとる。君は國  
 學を大宮司池上義知翁に受け大祓抄記紀抄總社記吉備國史補蒼蠅日記及び遺稿等  
 の著十二種あり家に藏す。又國詩を小野務近藤芳樹の二翁に學ひ旁ら漢籍を涉獵し  
 詩文を余(三島毅)に問ふ。余嘗て松山藩に官たりしをもて深く君の才學を知り薦め用  
 ゐんとす。會々廢藩となりて果さず。君歿して郷人君が總社に功あるともてその祠を  
 作り香屋神社といふ。安郷因て碑を建てんとし文を余に乞ふ。余その履歴をよみ始め  
 て倉鋪縣知事の任用する所たるを知る。知事は伊勢君氏華にして余の友なり。余の友  
 之を用ゐれば余に於て何ぞ擇ばん余以て銘すべきなり。  
 祀典を千載の前に復し先官を百世の後に襲ふ。總社の傍の六尺の碑は維神維祖永  
 く保守せん。

明治十三年十一月建

從六位 三島 毅撰(漢文)

伊勢氏華篆 額

從五位 長 茨 書(楷書)

### 安原玉樹之墓(墓碑前面の文)

君諱は久子玉樹と號す。中原正徳の女母は高戸氏安原正常の繼室となる。人となり敏  
 悟濃厚好んで國書を読み強記にして和歌を善くす。一時閨秀よく及ぶものなしとい  
 ふ。亦中饋紡績の業を廢せず。太だ婦徳あり。封主板倉公之を賞し物を賜ひ郷里之を榮  
 とす。性又耿介嘗て國難の際憂念措かず。嗣子正敏の死するや慟哭し幾くならずして  
 病に罹り遂に逝く。浮屠證して吟風玉樹といふ。享年七十一。先塋の次に葬る。銘に曰く  
 己に詞叢の華を抜き又中饋の勞を執る。並ひ修めて失はず。婦徳高き所以か。

進祥山漸撰(漢文) 海石田壽書(楷行)

### 鳥越常成

鳥越常成死して六十餘年。墓碑事歴を刻せず。空しく煙滅して事蹟を徵するに由なし。  
 僅かに採り獲しことを茲に録するは諸賢の教を乞はんか爲のみ。 有元 稔  
 名字 常成名を新助といふ。號は愷齋

父母 父は備中國下道郡現今吉備郡上秦村柏野久藏常興(その三男)母は未た考へず



賀陽郡東阿曾村(現今吉備郡阿曾村)鳥越氏を嗣ぐ。養父は鳥越新右衛門元澄(八田部村即今の総社町豊島右忠太元氏次男)養母は上秦村柏野紋右衛門常昌の女。生死 生れしは明和三年。歿せしは天保十一年庚子三月二十二日。享年七十五。藤井高尙より二年後れて生れ同じき年に歿す。墓は吉備郡阿曾村大字東阿曾字城山禪林山正眼寺境内先塋の側にあり。法名は詞林院獨樂檀齋居士。

妻子 妻は鳥越新右衛門元澄二女。文政十年丁亥十一月歿す。享年六十。

三子二女あり。長男を鳥越清右衛門正賀といふ。

子孫 正賀に二子あり。長を堅助直篤といひ。季を新助といふ。堅助放逸にして家を保つ能はず。一子あり。亦暗愚なり。堅助の弟新助嗣ぐ。然れども家財既に蕩盡し。父祖が郡宰となり榮華を極めし比にあらず。明治三十一年歿す。新助の孫榮治繼に家名を保つのみ。

師承 詳に知るを得されども藤井高尙に學びしことは明なり。藤井高尙の著したる淺瀬のしるべの出雲宿禰俊信がはし書に「其人のをしへ子鳥越常成云々」とあり。弟子 世に聞はたるものなし。

著書 予が見たるものにては富士百首、梅鶯日記、葵峰遺事のみなり。

舊宅 吉備郡阿曾村大字東阿曾正眼寺の東數町の處にあり。今は檀齋と家の名をつけし榎の木のみ残り。其傍に小やかなる家あり。玄孫榮治氏の居宅なり。その歌 富士百首中の一二と紹介せん。

旅衣袖にもつゝみあまりけり不盡を見そめしけふのうれしさ

たこの浦の磯にいづればあふぎてもふしてもみゆる不二の白雪

みほの海の底にも見せて天地に至りとほれるふしのしら雪

### 高橋正澄の年齢に付て

正宗 敦夫

桂門十哲の一人にて言靈家の巨擘で「靈の宿」(七卷)「國語本義」(十五卷)「萬葉言靈創解」(八卷)其他非常な著書を世に遺した高橋正澄翁後に剃髮して殘夢と云うた)の年齢に付ては未だ定説が無い。井上大人の「桂園叢話」の説を引ききて佐々木信綱氏は「殘の夢」(家集)の解題に「八十七歳と云はれたか井上大人は桂園叢話の誤を正されて佐々木氏に兄せられた文に(明治名家歌集に出たり)歿せし年八十七と有るも非なるべし。七十八なるべしと思へど未確なる證を得ず」と云はれた。之れは「塵室草(家集)の序文に

今はよはひも七十につ三の浦わの有明の月いつまで世にのこりてはかなき夢は

みるらむ……天保十四年五月十日門人大江喜尙

と有る文によられて天保十四年(紀元二千五百三年)が七十ならば歿年が嘉永四年(紀元二千五百十一年)で有るから七十八歳に成ると定められたので有らう然し未だ確  
で無いと云はれたのは七十にみつの浦わなと明瞭ならざる云ひさまであるからだ。  
余は此程大人の紹介を得て井上喜復翁から清園後草を借りた。此集は残の夢より後  
の歌を集めた集だ。此集は塵室草露(聖)清園詞草などは變つて詠出でた順に書いて  
ある(詠草のまゝで有るらし)きてその巻頭に

桂園大人初月の忌日に夏懐舊といふとを人よとよみけるに

と云ふのが出て居る。桂園翁の死去せられたのは天保十四年三月で有る。其れから三  
枚めに

閏九月九日に

と云ふ端書が有る。天保十四年には九月に閏が有つた。されば此集は天保十四年より  
の歌で有る事は確かだ。さて又四枚めの所に

れのが七十賀。祝ふとてむし金三かさねて高野祐繩がねくりけるをやがてかつ  
きて眠りてみるほとに

と云ふ端書が出て居る。又一枚かへすと

舊としに春立ける朝鶯の庭にきて遊ぶをみて

と端書が有る。閏が有れば年内の立春はあたりまへだ。其次ぎに

七十の春をむかへて

はるかにもおもひやりつる七十の

まれなるはるもくれればきにけり

と云ふ歌が出て居る。六枚めに

弘化元年正月家會始當座朝柳

と云ふ事が出てをる。して見ると弘化元年(紀元二千五百四年)が七十歳で有つた事は  
確實で有る。然すれば死去は嘉永四年(紀元二千五百十一年)二月二十七日(大阪天満寺  
町浄土宗専念寺過去帳による)で有るから正澄翁の年齢は七十七歳で有ると定めて  
誤りは無いと思ふ

付言。天保十四年に七十にみつの浦わな云々と書て有るはいふかしい様だが考へて  
見るに同書が出版に成つたのは天保甲辰(即弘化元年)夏で有るからそれらくは同  
書は七十の賀を祝ふ爲に門人が出版したので有らう。そこで序に七十に云々と書

いたので有らうと思はれる。又清園後草の畢に

病今はとればへけるひ

百にこそたらね八十は経たりけり今はをしまむ我よはひかは

と有る之れは甚だ不思議だが歌の事で有るから大凡に八十と云つたので有らう

(三十六年三月稿)

### 菅茶山翁の節季

小野節

菅茶山翁の事世に傳ふべきもの甚だ多し。大詩人としての翁は固より道德家としての翁、經學者としての翁亦皆大に傳ふるに足るものあり。予は此等の方面に就き漸次に其の材料を蒐集して之を世に問はんとするの考なるが、そは他日の談として茲には僅に他の一面につき翁の一斑を描き出さんとす。

清福の二字を以て充たされたる翁の一生は何如なる有様なりしか。定めて優游自適名教の樂地に逍遙しつゝ、時の正月たると節季たるとをも論せず氣候の暑きと寒きとをも忘れはつるが如き境界なりしならむとは何人も皆想像する所ならむ。

然るに予が此頃發見しつる事實は思ひの外にも之が反對の現象を呈出しぬ(其現象の眞的なりや假的なりやの問題は姑らく預り措く)

予は翁が嘗て我高祖小野達字は泉藏といひ招月主人と号しき(に贈られたる書簡中より其節季に關せるもの數通を抽出して之を讀みしに翁は不思議にも節季を畏れ掛乞を忌む事蛇蝎の如く年々歳々節季の困難を厭へて至らざる所なし。試に之を抄出すれば

(一) 一字三韻

毎逢節季苦貧棒平生爲盡辨亂棒此棒長過難振舞近隣稱我二本棒

二本棒は江戸方言鼻たらしと云事也と云

(二) 在詩急にとのへ別而あしく候故また作り申候すこしはましかと覺候へども人わらへなるべし

村中稱我素寒貧平日因耽陳粉漢掛乞入門推不出物前敗北遁應難

物前一作大年

翁は果して此の如くなる二本棒なりしか翁は果して此の如くなる素漢貧なりしか。  
(三)ある人のもとへ二品ねくるまで

春まぢのつらき

諸拂にむねのねとるを見たまへど

雀をねくる年の暮かな

右 雀

山のいもはうなぎにありてぬるりく

節季の穴をぬけんとぞ思ふ

右 薯蕷

役人ハ爲ニ早丁簡チテ致スレドモ掛取ハ空レテ手チ寂寞トシテ還ル。一夜明ケ後懸リ御目ニ。欲ス話サント此  
暮欲スレドモ抜ント難トナリ。

右 難義堂主人

翁は果して此の如くなるつらさを感したりしか翁は果して此の如くなる難義を爲  
したりしか。

(四) 林子平が六無の歌に擬して年々節季に作れどもとかく及不申候故友人六有の

歌を作るわれもそれにならひて

身があれば苦あり樂あり積氣(イニ節季あり)あり

飲み過もあれば無分別もあり

御一笑可被下候又ある吳服屋へ

年もはや大根のくきのねしつめて

ひらたになりし書出しの尻

又

上り下りするばかりにて年もくれぬ

かけもくれぬと君はいふらん

翁は果して此の如くなる無分別家にして掛もくれずと人に言はる、程の人物なり  
しか。

若し果して然りとせば翁は所謂饑食瓢飲的の陋巷君子なりしか。

否々予は決して其然らざるを知れり予は夙に翁の行状を讀み翁の詩集を閲し又嘗  
て翁の遺蹟たる黄葉夕陽村舎を訪ひ親しく見聞せる所によりて之を知れり素封なる  
翁の家にして篤厚なる翁の性にして奈何んぞかりそめにも節季拂に困難して之を

遊滞せしむるが如き事を爲すの理あらんや。  
翁は竟に其二本棒に非ず素漢貧に非ざる事を自白せざるを得ざりき。翁は上に擧げたる上り下りの狂歌の次に左記の數語を加へたり。

(四のつゞき) 或云貴様の歳暮のうたとかくつらひ様に見ゆていかゞ答云意はつらからされは出来申さぬもの也。直衣のすゝけたるも古人すでにいへり。貸殖傳にあする計然等が歳暮のうたもかくこそあるらめと云。其人唯々而退。

しかのみならず翁の親友頼杏坪翁は茶山翁が節季の歌に對し之が辯護の地位に立たずして却て之を反駁するの地位に立てり。其歌に曰く

(五) かねもあり田あり畠あり板木あり前に水あり好山もあり

やぶかいかゞ

是に於て翁は自ら反駁せられたる杏坪翁の歌の餘白に評註を加へて曰く

(五のつゞき) 六無とかへて有にしたる歌余を謂か萬四(杏坪翁の通稱と頼萬四郎といふ)みつから謂か折ふし來候故懸御目申候。

詩集の板私宅にありとねもへるか。自云ならば童噺の事なるべし。

万四は冬雪の歌百首續百首凡二百首と云。なにを云たか藻思うちやむべし。

去年御目に懸けし身があれば苦あり樂あり節季ありの歌の酬に候か。  
蓋し翁が節季に於る困難の跡は真正の困難に非ずして寧ろ其優游自適中なる娛樂の反影にてありしなり。翁は思ひの外に洒落なりき。翁は思ひの外に滑稽なりき。

### 瀧口美領

小野節

近世我が備中淺口郡の地方に於て敷島の道の先達たりし人は僧澄月及び木下幸文なる事は言ふ迄もなき事なるが故老の傳説によればそれ等の人にも先だちて斯道の案内者たりし者あり。そは内藤中心と瀧口美領との二人なりきといふ。中心の事は姑く措かむ。そも美領とは何如なる人ぞ。

美領は備中の人なり。姓は紀氏は瀧口にて通稱を將曹といひ家の號(但別莊)を露舎といへりき。

西山拙齋の文稿中に「本州矢田村吉備公石碑造立助成簿序」といへる一篇あり。其初に

作此簿者何備中處士瀧口美領西山正等謹爲本州先賢右丞相吉備公造立碑文頌

其遺德也。

とあり。以て美領が拙齋と同く備中の處士にして俱に吉備公の遺趾に建碑を爲す事の

發起人たりしを知るべしされど此時の企は成功せざりし者と覺しく現今其地に屹立せる碑石は後に岡田濠主伊東氏の造立に係れり

紀姓の事は壬辰稿西山拙齋草稿に

廢宅避暑某氏の廢宅にてよみしなり 美領

野とまでは思ひれかじを已がまゝに夏草しげるふるさとの庭

月のあかかゝりける夜人々すゝみしてよめる(原二首録一)

夕立の名残のくもゝなつの夜のふけてさやけき月のすゝしさ

和答紀處士和歌摘涼字爲韻 正(拙齋)

忘れては秋かとはかりすむ月のひかりさし入る宿のすゝしさ

近世先哲叢談(松村操著)に

拙齋年十六負笈遊大坂……又學和歌于紀美領(領ノ誤ナラン)及僧澄月

とあり以て其姓を知るべく併せて拙齋と師弟の關係ありしを知るべし拙齋か美領

に對するの稱呼は一樣ならされど多くは先師大人などいへり其書簡に

雁來紅御詠是亦面白承候乍併先師瀧口翁の詠に

くる雁の涙や染る霜はまた置かぬ垣ほの草のもみち葉

と有之候に一二の句同様に候まゝ何卒上の句少し御引かへ二三句あたりにくる雁の詞御用可然奉存候御清書たんさくに御認被遣可く候(下略)小野泉藏賢契梧下奉復西山拙齋拜具

とあり因にいはいはむ美領を師とし仰きし者猶多かりし様想はるれと拙齋の外は確かなる証左を見出さざる故姑く其記事を欠き置く可し

水煎豆腐湯(拙齋の草稿)に左の歌あり

瀧口翁の別荘なりける露舎にまかりて(美領の死後なり)

れもかげは消ぬものから今はたゞ涙の露のやとりとかなる

此露舎は今の柏崎村の地にもやありけむ右拙齋の歌の前後に臨海菴當坐探題又は「松影といへる島山にせうようして」なと題したる數首の歌ありて菴も山も共に柏崎村の内にあれば其中間に挿まれたる露舎も定めて其あたりなるへく想はる

露舎は巖江の灣に臨みてや建てられたりけむ六如菴詩鈔(僧六如著)に左の詩あり

寄題備中瀧口將曹江上別荘

新構幽亭傍水隈也知絶境副清才。機山霜樹遙開錦。巖浦春濤初駭鷗。畢弁旋償花市券。奇編偏擇藝林材。鷗隣漁社尋盟外。唯有三編黃時往來。

詩鈔中此詩の前後に載せたる詩によりて年次を稽ふるに此詩は大凡明和五年より七年までの間に於て作られたる詩なるが如し而して詩中に新構幽亭の語あるを見れば此別荘の設けられし年代も亦想像するに難からず

題に江上といひ詩に水隈といひ鷗隱漁社嬰浦春澗などいへるを見れば美領か何如なる處に別荘の位置をトして其詩想を鍛鍊し居りしかを知るに足らむ

嬰浦に對せる横山は何處の山にかあるらむ玉島近傍に機字の附きたる山の名は更に聞きも及ばず尤も遙開錦とあれば餘り近き所にもあらざるべけれど兎に角いぶかしき地名なりけり因て試に憶測を下せば機は服部即ち機織はたオリの義より思ひ附きたる造語にして下道郡服部村今穗井田村に屬すの山を指したるには非ざるか若し然りとせば美領か服部の人なる事を六如がかねて知り居りて此詩の材料に供せしには非ざるか六如は其親友たりし菅茶山など同しく極めて實際的の詩人なればここにも別荘と本邸ほんぢやう或は故郷との山海と以て對句を組立てつるものにてあらむか加之美領が前にも記せる如く嘗て吉備公石牌造立の首唱者たりし人なる点より考ふるも美領を矢田村今の箭田村と同郡にして隣村なる服部人なりとするの推測は中らすと雖も遠からざるべく想はる

美領か當時京師第一の詩人と稱せられし六如上人など交際ありしを見れば歌人に對する交際の如きも亦狹隘ならざりし者ならむと想はる

大坂の加藤景範か編輯せる藏山集はもと美領の徳恩に出てし者の如し景範の序文に

をよむしの春の頃景範か友なる瀧口美領このなけきを詠歌を後世に傳ふるの機關に乏しき事言ひいて一人ふたりにかたらひてさるはいかせん只久しく世に残らしたのみをかけて住吉の御神庫に納るにます事あらしと此道に交を結ぶかまきりをとふにいみしと心あはせぬ

とあり此書は小澤蘆菴の六帖詠草に

難波のかけのりが住吉奉納のとて歌乞へるにいなひかたくて廿首はかり遣したりしに外の人のととにも梓にゑりて藏山集といふ名をつけ云々

とある如く梓行の本もある筈なるを予かもたるは寫本なれば其出版の年月を知るに由なしされと景範の序中に編輯期限の事を記して此八月と定むるは安永四年なりとあれば住吉社への奉納も同年八月より以後にして出版は更に其以後なりしならむ曩に吉備公の建碑を首唱して失敗せし美領は亦其首唱し出し住吉社和歌奉納

の擧に於ても亦其成功を目撃せずして地下に入れり。いかばかりか遺憾なりけむ  
美領の死は安永四年正月なり。水煎豆腐湯乙未四年の部に

行路隠 三月十一日夜瀧口先生七々日追薦於其故宅當坐探題十五首之内(摘録)

うらなれし行衛はいつこゆふ隠かすみて迷ふ和歌の松原

とあり。此年は正月大にして二月小なれば三月十一日より逆算して四十九日前は正  
月廿二日なり。若し此三月十一日か七々日の前日即待夜なりしならば正月廿三日な  
り

又同書に

やよひ半の頃瀧口の大人のかたみとてくさくさの物なむ大守幸隆のもとより送  
り給はりければよみて遣しける

と詞書したる一首の歌あり。幸隆は美領の親戚なりしか弟子なりしか未だ詳かなら  
ず。さて前には故宅にて追薦すといひ又こゝには他姓の人より遺物を贈られたりと  
いへるを見れば美領は不幸にして死後家を繼ぐへき子などもあらさりけむとれば  
し。あはれ數年の前には拙齋とにもに暑を廢宅に避けて月のすゝしさを歌ひし其人  
はいつしか同じ拙齋の爲に已か故宅に追薦の歌を手向らるゝに至りしは所謂有爲

轉變の世の中とやいはまし。

美領の墓は乙島村圓乘院にあり。表に

瀧口先生之墓

と大書せるのみにて側面裏面ともに一字なし。拙齋の詩稿に

書瀧口翁墓碑字有感

寒日凄然思舊盟。空將題名報先生。前峰月上昏鐘度。何啻山陽笛裏情。

とあるは是なるへし

美領の歌は藏山集に十二首。吉備國歌集に十一首(兩集中重出せるもあり)出てたり。自  
筆の短冊は獨り淺口郡地方のみならず中備の各所に散布して之を所藏せる人かれ  
これあり。中には千蔭春海の歌應舉吳春の畫など精撰したる張交の屏風に張られた  
るもあれは其當時世に尊とほられし事知るへし

歌の體は其當時の舊派(今日よりいはゞ舊々派ともいふへし)に屬し草菴集雪玉集な  
との習氣をは離れ得ざるものから其才氣自つから顯はれ頗る巧みに且つ麗はしき  
處あり。百年以前に我地方の原野を開墾して言葉の花の種蒔きせし人のれもかげそ  
と思へはさすかにゆかし



いて其數首を左に抄出せむ

燕

花見むとあるしは出し柴の戸にふる巢たづぬるつばくらの聲

夕立

ふるもどく晴るゝもやすきあすか川かはる淵瀬のゆふだちのあめ

秋河

船よはふ聲ばかりして柳ちる秋風さひしよどの川づら

里時雨

山の名のあらしに晴て行く雲のをくらの里や今しぐるらむ

海邊眺望

白鷺の一つらわたるなみ間より見ゆる小島の松のむらだち

### 藤井高豊の才學

羽生芳太郎

藤井高尙妻茂彌との間に一子あり但馬守高豊是れなり訥齋と號す惜しいかな文政八年二月十二日父に先だちて卒しぬ年三十五(井上先生の考證による)

高豊はかく早世なりしかば著述などのみるべきものありしをきかずまた幼より家學をうけて成長したりけん他國に遊學せしことをもきかずされどその才學に秀でたりしことをば卒去のをり父高尙のかなしみし歌れよひ高豊平素の詠歌等によりて推知すへし

二月十三日高豊がうせにし日なりければ靈祭するついでに 高 尙、  
れもふことかたらひ人の獨子のなくともへけりあはれ一年(吉備國歌集)

(高豊の畫像に題せる)

言の葉の名高き蔭となりなんと思ひしものをかれし若松

生そひし小まつはかれぬ松の屋ののこるれい木もあはれいつまで

長門守從五位下 松齋藤井宿禰高尙 (訥齋畫像)

子のためには親をさなくなりぬべきが常なれどれもふことかたらひ人といひ言の葉の名高き蔭となりなんと思ひしものをなといへるは不肖の子にはいはるまじき言葉なり

船中梅

高 豊

瀬をはやみあはとみしまに船過てれひ風かをる川上の梅

歸雁遙

ねなし

雁かねのはるかに成て北のそらくもに入かどみゆる一つら

惜落花

ねなし

春ことをしめはちりぬをしますば中々花のとまるにやあらん

暮春花

ねなし

あすよりは春のかたみとみん物を一もと櫻山風がふく

蛙

ねなし

賤のをも春のあはれは知りぬべしなはしろ小田に蛙なく頃

春煙

ねなし

櫻狩かへさのみちの夕烟これもよそめは花かどそれるふ

氷室

ねなし

氷室もる山へにきてが夏衣うすきものとは思ひしりぬる

行路雪

ねなし

雪ふれば岡のひとつや旅人の袖うちはらうとくろなりけり

音つれて又ねとせぬ

ねなし

なか／＼にねとろかさすは小山田のひたすら物は思はさらまし

(以上何れも吉備國歌集)

右の歌どもいつれも才華の煥發せるをみるべし吉備國歌集中業合大枝等一二人と除きなば誰かは高豊の才藻すぐれたるに企て及ぶへき父の高尙も詠歌にいたりては高豊に比して遜色あるが如しされど前にあげたる高豊の歌どものうち船中梅歸雁遙惜落花暮春花の歌など巧みはありなからさひしき歌くちなり是れ題にもよるべけれど早世などしぬへき人のよみくちならでやは

かくて高豊は性質温良に容貌清秀なる美男子なりけん酌齋の號も仁にちかしといふ本文にとりけんかどねもはれ其の人がらをも推すべきなり先きつ頃催したる高尙會の展覽會に陳列せられたりし高豊の畫像につきて見るもいよくそれと知らるゝになん

高豊のことにつきてはなほ記すべきこと多からんされどこれのはた井上先生の高尚傳と吉備國歌集と高豊の畫像とによりてこの文を記したるのみなほ先達のをしへを待つ

## 芳烈公の傳下方貞範

羽生芳太郎

下方氏はもと小笠原氏なり、いつの頃にかありけん小笠原某數代相つぎて尾張の國下方郷を領知せしにより時人下方氏と稱したり、よりてついに下方を名のるに至りぬ。かくて天文の頃下方匡範あり、織田信秀及び信長の旗下に仕へ天文十一年八月參州小豆坂の戰に行年十六歳にて勇名をあらはし、鎧にて今川勢を追ひ崩し、小豆坂七本鎧津田信光、織田信房、岡田直教、佐々勝通、佐々勝重、中野曾知、下方匡範の一人に數へられぬ。其の他同じき二十年八月の尾張海津の合戰、永祿中尾張浮基の合戰、近江箕作の城攻、元龜年中の宇治合戰、刀根山合戰、天正中の尾張長島の合戰等に殊功あり、最鎧六度と稱して稱賛せられ、信長より薙刀を賞せられぬ。匡範の子を泰親といふ、通稱九郎左衛門十六歳より信長に従ひて美濃の國森邊、輕海瑞龍寺等の戰に臨みて功あり、殊に永祿三年尾張桶狹間の戰には今川義元の近臣某と組み合ひしに又一人の敵來にければ既に危かりしを奮つて初の敵を突き捨て更に一人を組み伏せたり、この時首をあげんとて兜の内に見入れたれば法師なり、名字

を尋ねれば童林坊と答ふ、即ち手拭もて搦め、信長に獻せしにこの法師今川家出頭のものにて義元的首及今川家戰死の士どもの名字を分明に申し立てしかば泰親、首數を取りたるより忠功莫大との事にて御懇の感狀を賜りぬ、泰親この時年甫めて十八歳惜しむべし、同十一年二十六歳にして尾張の彌田邑にて卒りぬ。

泰親の嫡子は即ち覺兵衛貞範なり、永祿四年尾張の彌田邑に生れぬ、八歳の時父に別れしかば母と共に信長の臣森山某に寄りしに十六歳の時某不逞者を討ちて尾張を立ち退くに及び之に伴ひて數年間關東筋に潛み居たりしうち左近の孫たる廉によりて蒲生氏郷に招かれ、祿四百石をうけぬ、かくて日向の岩石城、奥州九ノ戸城兩度の戰に戰場心操の働あり、殊に九ノ戸城には一番にのり込みて首をとりしかば、氏郷感して朱塗兜蓋の兜を賜ひ、母衣免許ありたり、然るに氏郷卒去あり、息秀行に至りて越後に至り、堀左衛門貞之の家に客たりき、其の後羽柴中納言秀秋に招かれ、祿千二百石を賜り、足輕三十人を預けられぬ。

然るに慶長七年秀秋岡山城にて暴に卒去あり、小早川の家ここに斷絶せり、この時池田氏播磨にねはしたりしが、其の臣土肥周防より定めて浪人すべし、輝政の御尊も有之候間早々播磨へ參すべしとの通達ありしにより同じき八年池田家に召し出され

御折紙を賜り蒲生家にての本知とて知高四百石の所附を下されぬ。この時貞範此の節の中納言浪人の儀當代無双の御當家へ召出され候儀如何様共御請可申上筈に候へ共兼て先知の過半も下さるべしと土肥周防申し聞け古傍輩共承り及び居申儀相違の所迷惑仕候と申したり輝政公諸浪人多過ぎ半前知を減したる砌心持あるべしとて慰諭せられなほ周防より内意を傳へられしかばここに滞りなく御請して爾來池田家の臣となりぬ

かくて翌年より御合力米として毎歳百俵宛を賜り同じき十三年百石の御加増并に母衣仰付けられぬ。同じき十六年輝直公の嫡子新太郎君の傳役仰せつけられ三百石の御加増ありたりき。是れ輝政輝直兩公相謀りて貞範の師父の任に堪ふべきを視られ譜代の臣以外に貞範を擧げたまひし也。新太郎君この時年甫めて三歳十月に至りて江戸に赴きたまふに隨ひまゐらせ爾來妻子共に江戸にありて幼君を守り立て奉りぬ。且輝直公御在國の折には公邊の事其の他の件に携はりていはゆる御留守の任をつくしたり。さればこの際輝直公よりつねに機密の文書どもを賜りたりといひ傳ふ

元和四年三月新太郎君はじめて因幡の國に就きたまふに御供して三百石の御加増

あり都合千石を領しぬ。かくて鳥取にては御殿近に屋敷を賜りて之に住みしが光政公一日ここに臨みたまひ妻子をも召し出で懇諭せられ物を賜ひしことあり。是れ當時臣下の最も榮とせしことと。又公の生母福照院夫人よりも年々物を賜りぬ。君家の寵遇あつしといふべし

同じき七年貞範六十一歳六月に至り重病にかゝり其月の廿四日に没しぬ。臨終の際光政公其邸に臨み一家のものどもにまで親しく諭されき。諡號清岳天涼禪定門。墓は因幡鳥取廣徳山龍峰寺にあり

貞範の室は正木氏。正保三年岡山にて卒しぬ。老後岡山城の東門のほとりに別に家屋敷を賜りて隠居し福照院夫人及光政公の思遇殊にあつかりき。この屋敷御城の水の手にありしかば子孫水ノ手の祖母とよひて敬愛したりき。この夫人貞範をたすけて内助の功定めて多かりしなるべし

貞範に二男三女あり。長は長治家を嗣ぎたり。次は上阪氏をつぎて外記と稱しぬ。女長は中村四郎左衛門に嫁し。次は津田左源太の室。次は吉田源兵衛の室たり。右の記事は下方家譜によれり。下方家譜は匡範の裔孫英興の編にかゝる

れもふに新太郎少將の英明にましくしは天性とは申せ貞範補導の力多きに居る

なるべし。貞範父祖武勇の家に生れ幼より父にわかれ母と共に人に寄りて具に艱苦を嘗め情偽を知り又諸國に仕へて風俗人情を諳んじ其の閱歴頗師傳たるに適したりけん輝政公に擢でられて光政公の傳となりしも以ありといふべし。左の文書は利隆公より光政公の教養上につきて貞範に賜ひしものなり。頗る参考とすべきものとす。尙々きりもくさにてさせ可申候

態申遣候其元別條無之候哉新太郎彌そくさいに候哉是又承度候先度も如申遣候やいとをいそきさせ可申候爲其申遣候謹言

武藏

八月十八日

輝直華押

下方覺兵へとの

新太郎 萬きやうきの事  
三五郎

一大さけのみ申まじき事

一こかたなさいくの事

一大くるいの事

みきのとをり少もちかい申候はふみなくこせうともにかゝり申候へはそ  
のふんころへ申候へく候かしこ

かくひやうへとの

### 岡山縣下なる吉備公の遺跡につきて

井上通泰

備中國吉備郡もと下道郡(箭田村)と同國小田郡三谷村のうち東三成とに吉備眞備公の遺跡あり。箭田は山陽鉄道玉島驛の北方一里強東三成は箭田の西方一里弱の處にあり、共に小田川の北岸に沿へり。兩地はかく相近けれども維新前箭田は岡田藩に屬し東三成は庭瀬藩に屬したりし上今も昔も郡を異にすれば兩地の氣脈相通せず。箭田には保廟會、東三成には保光會といふもの出來て現に相争へり。殊に吉備公の墓所については箭田は正保年間の地圖を證とし東三成は昨年發掘の土器破片を證とし互に自村に墓所あることを主張せり

元祿十二年東三成字谷川内といふ處の山上より一銅器を發見す。之に刻める文に云はく「銘下道國勝弟國依朝臣右二人母夫人之骨藏器故知後人明不可移破以和銅元年歲次戊申十一月廿七日巳酉成」と。國勝は眞備公の父なり。されば此骨藏器中なる遺骨の主は眞備公の祖母なり。明治の初父同所より瓦を以て造れる墓誌の破片を發見す。瓦面二行の文字あり。云はく左衛士府以下缺けたり。夫人下以下缺けたり。下の字の下

に二畫あり、恐らくは道の字の首なるべし。本年本月二日、余此古瓦を見て偶然その右縁より正月の二字を發見す。正月の上に四年、正月の下に廿とあるが如し。昨年九月同所より又一土器の破片に眞備公の三字明に讀まるゝものを發見す。公の字の下の二字摩滅して讀むべからず。余は普通の「ルーベ」を用ひ又ツエーヘンデル、ウエスチー二氏の兩眼「ルーベ」を用ひて仔細に檢すること、兩度第一字の旁はト如此。その扁は消失しその跡に三箇の小瑕あり。第二字の首は「」如此なれども横の一畫のみもとのまゝにて縦の三畫は後に生ぜし瑕なり。されば此二字は讀むべからず。聞く大學より派造せられし文學士原秀四郎氏は納骨と讀み大阪の老儒藤澤南岳翁は粉骨と讀まれきと。余は斷じて二氏の説に服せず。なほ此土器につきては専門家中その果して奈良朝の製作なるかを疑ふ人ありとか聞けど余は之を鑑識する力を有せず。東三成に吉備公の館の址と稱する地あり。箭田村字鞘の後にも吉備公の館の址となふる處あり。又同村字前崎に所謂吉備公の墓あり。箭田人は正保年間の備中全圖に「八田の内ヒシヤ吉備墓山有」「八田の内ヤザコ吉備墓山有」とあるを援きてその村に眞備公の墓ある證とせり。但彼地圖に何故に前崎に墓ありとは記さず。矢砂にありと記せるにか。又何故に二箇處に墓あるやうに記せるにか。こは少く疑なきことを得ず。

以上述ぶる所によりて斷案を下すこと左の如し。一、東三成村谷川内なる無名の山は吉備公一族の墓所なること疑なし。二、土器の破片ある眞備公の下の二字は讀むべからず。讀むべからざる文字を迎へ讀みて吉備公の墓の東三成にある證とせむは余の屑しとせざる所なり。三、他に確なる墓の顯れざる限はしばらく箭田なる墓を吉備公の墓と認めて可なり。(明治三十四年三月十三日講演)

### 西山拙齋ノ伯繼傳

井上通泰

西山拙齋名ハ正字ハ子雅、備中國、淺口郡鴨方ノ人、近世ノ大儒ナリ、享保二十年八月十七日ニ生シ、寛政十年十一月五日ニ歿ス。年六十四。著ス所閑窓瑣言、松山遊記、芳野記、汗漫日記、詩文和歌ノ集等アリ。(以上柴野栗山ガ撰セシ碑文ニヨル閑窓瑣言未刊ノ書ナリ)第七十節ニ云ハシ

熊澤先生肥州熊本人、幼聰朗美風姿、而蚤孤賤、流落東都、年甫十一、初爲板防州門子、防州深器之、乃薦諸備芳烈公曰、此兒神駿、後來當作國士、然非仕於大國、難以展其驥足耳。侯曰諾、還詢諸群臣、大夫中或有沮格者、後防州以微言折之、遂得更委贊焉。

伯繼ハ京都ノ人ナリ、熊本ノ人ニアラズ、父ヲ喪ヒシハ六十二歳ノ時、母ヲ喪ヒシハ五

十二歳ノ時ナリ。サレバ蚤孤賤ト云ヘルハ非ナリ。板防州ハ板倉重宗芳烈公ハ池田光政門子ハ所謂扈從ナリ。重宗ガ伯繼ヲ光政ニ薦メシ事ハ確ナレド伯繼ガ重宗ノ扈從タリシ事ト光政ニ仕ヘムトスル時池田家ノ老臣ニ之ヲ妨グル者アリシ事。重宗ガソノ妨ヲ排セシ事トハ曾テ聞カザル所ニテタヤスソ信ズベカラズ。殊ニ池田家ノ老臣ニ伯繼ノ出仕ヲ妨グル者アリキト云ヘルハイト疑ハシ。伯繼出仕ノ時年僅ニ十六。賜ハリシ俸モ亦僅ニ若干口(祿三百石)賜ハリシハ時ヲ經テノ事ニコソ。當時老臣ノ眼中ニ伯繼アラシ。何が故ニ特ニ伯繼ノ出仕ヲ妨グムヤ。思フベシ。流寓東都ト云ヘルモ亦他ニ証ヲ發見セザル限ハウベナヒガタシ。

先生舉止端詳。凝然不群。同僚畏敬之不敢。及長。器識卓拔。志行清明。會侯奉命修築禁闕。以先生監視其事。時年十八。踰年竣事。復命。因請致仕遊學。

十八歳ノ少年。三百石ノ小臣ニカカル大事ヲ任サレケム事オボツカナシ。又伯繼十八歳ノ時ハ寛永十三年ナリ。此年内裏營繕ノ舉アリシ事ヲ聞カズ。

侯懇留之不聽。遂逃去。寓藤樹先生門下。受業五年。研尋鑽味。莘々不倦。遂爲高足弟子。藤樹嘗有爲宰之嘆。於是公屢遣使存問。且促還期。弗輟。二十七復歸。奉職日見貴重。

集義外書脫論三ニ云ハク

我年ダケテ問學セントス。文才ナシ。文字ナシ。氣力盛ナリシ時ハ不幸ニシテ學アルコトヲ不知。無用ノ事ニ精神ヲ勞シ。病氣ニ成テ。後ニ二十二歳ノ時。初テ四書ノ文字讀ヲ習ス。集註ニ仍テ四書ヲ學ビキ。廿四ノ七月。高島ニ行テ。中江氏ニ逢テ。ウダガハシキ事ヲトフ。歸テ。又九月ニ。高島ニ行テ。來年ノ四月マデ。居テ。孝經大學中庸ヲ學ビキ。ソレヨリ。後ハ父タル者仕ヘヨ。求メンガタメニ。江戸ニ行ケレバ。東江州ノ人遠キ。城屋敷ニ母并ニ妹ドモノミアリケレバ。京都ニモ。西江州ニモ。行コトカナハズ。家キハメテ。貧ニテ。獨學スル事五年ナリキ。シレル人母弟妹ノアルヲシリ。饑饉ノ饑死ニ入ナンコトヲアハレミテ。ツカヘヨ。求メシム。

ト云ヘリ。之ニヨレバ。藤樹ニ從學セシハ。一年ニ足ラザルホドナリ。又二十五歳ノ四月ヨリ。後五年ノ間。獨學シサテ。始メテ。復仕セシ。趣ナレバ。二十七復歸。奉職トアルハ。二十九ナドノ誤ナラム。但他書ニモ。二十七歳ノ時。再備前ニ仕ヘシ。由云ヘルヲ。片山重範氏ノ蕃山先生年譜ニハ。外書ノ文ト。池田家記録トヲ引キテ。ハヤク二十九歳ノ時。即正保四年ナルベキ。由云ヘリ。

數歳中。累遷爲大夫。俸祿三千石。參預國政。每獻替多嘉納。當時善政嘉績。如興庠序。薄稅歛。毀淫祠。闢異端之類。先生啓沃輔導之功。蓋居多焉。

伯繼ハ番頭トナリシニテ老臣トナリシニアラズ湯淺常山ナドモ伯繼ヲ指シテ大夫ト云ヘレド大夫ノ字ハ惑ヲオコシヤスシ善政嘉績云々ニツキテモ云フベキ事アレド言長キニ渉ルベクレバ今ハ云ハジ

時永信州少有盛名嘗詣侯邸壁間偶掛張草字一幅險怪無能讀者侯因指示問之信州一覽便朗吟音調響亮神氣豪正傍若無人舉坐咨嗟稱善既退侯目送良久深賞異之顧謂先生曰之子夙慧真公輔器他日居陶鎔之地能造變調之功者必之子也先生對曰永公名高望促然臣觀其為人器局淺狹才多識寡且其答君公問語言不讓傲狠形於辭色夫少凌長小加大逆德也若在政府大啓纒端辱及乃祖耳侯以為先生害其才乃默然不說後一歲信州入為郷士果與同列不協竟為人所刺死于殿陸因是國除侯於是服其幾監丹後宮津侯永井信濃守尙長が奏者番トナリシハ延寶七年十一月ニテソノ増上寺ニ於テ志摩鳥羽侯内藤和泉守忠勝ニ殺サレシハ翌八年六月二十六日ナリ後一歲信州入為郷士トアルヲ見レバ尙長が池田邸ニテ掛幅ノ文字ヲ讀ミシハ延寶六年ナルベシ此時伯繼が池田家ヲ辭セシヨリ二十年餘ヲ經タリ當時伯繼ナホ池田家ノ江戸邸(事情ヲ思フニ江戸邸ニテノ事トオモハル)ニ出入セシニヤイトイブカシ先生有三子並不肖從容語侯因請公子某為嗣襲其爵祿乃告老恬退築山五年

伯繼四男八女ヲモタリキ伯繼が光政ノ庶子八之丞政倫ヲ養子トセム事ヲ請ヒシハ明曆二年十二月伯繼三十八歳ノ時ナリ當時厚載二女ハ既ニ生レタリシカド長男右七郎繼明ハイマダ生レザリキ繼明ノ生レシハ翌三年二月ナリ有三子並不肖云々ト云ヘル繼明等ノ宛イカバカリゾ後ノモノナレド齋藤一興ノ著シ、池田家履歷略記ニ

慶安二年乙丑……丹波守殿誕生(通泰云フ八之丞政倫後丹波守輝録ト云フ)……同三年三月烈公ノ命ニテ若原監物ニ預玉ヒ彼が家ニ入セラル……明曆二年十二月二十五日熊澤助右衛門草加兵部上坂外記兩人ヲ以池田伊賀迄申出ケルハ監物ニ實子生レヌレバ八之丞殿ヲソレガシ養ヒマ井ラセ度コソ候ヘタトヘ實子ヲマウケ候トモ新參ノソレガシナレバ知行讓ルベキトハ存ユラズ他國ノ親類ニ預候ベシ勿論八之丞殿ハ池田ト稱シ玉ヒ熊澤氏ヲバ稱シ玉フベカラズチガハリハ御ユルシアランヤウ計ヒ頼入ユシヲゾ申ケル……カカリケレバ頼テ田中九兵衛ヲ御使トシイヨイヨ八之丞殿ヲ賜ルベシ内々ノ事ハ監物ト議スベシトテ助右衛門が許ニ仰セケル……アソレバ三年正月十一日助右衛門家老中マテ願ケルハソレガシ病身ナレバ組士メシ上ラレ玉ハルベシモシ左ナラズハ信濃殿通ニ命セラレ



シコトヲ願申ケル、信濃通リタルベキ旨頓テ御ユルシアリ(通泰云フ此下二處ハカリ脱文アリト見エテ意聞エズ萬事某心之儘ニ保養シ今一度勤仕ヲモ遂度候、今マデ八之丞殿ニマヰラセラレシ米穀ハメシ上ラレ給ルベシト願ヒケルガ是モ早速御ユルシ有同八月二日八之丞殿熊澤ガ家ニ移ラレ……

トアルハ舊記ニ據リタリト覺ユレバ信ズベシ伊賀ハ老臣信濃ハ光政ノ次子八之丞ノ兄政言ナリ政言同姓政信ノ家ヲ嗣ギシ時直ニ番頭トナリテ組ノ士ヲ預カリキ信濃殿通トハ此例ヲ云ヘルナリ繁山ハ蕃山ト書クベシ恬退繁山五年トアルハオボツカナシ伯繼ガ備前ヲ去リシ年ハサマザマニ云ヒ傳ヘテ決定セザルモノカラ此書ノ説ハ打任セテハ信シ難シ

遂乞骸骨復之東都郊居瀨志諸侯聞之厚聘交徵並不肯就衣冠貴游眷德相與交親四方學者景從車馬填咽門前如市

江戸ニテ侯伯ガ伯繼ノ門ニ集リシハ池田家ニ仕ヘタリシ程ノ事ナリ池田家ヲ辭セシ後ノ事ニアラズ致仕ノ後江戸ニ下リシ事ナキニハアラチドソハアカラサマノ事ニテ常ハ京師ニ住ミシニテ其後吉野鹿背山ヲ經テ明石ニ移リシナリ  
後有謫諸朝者時古河侯當國獨排群義保之乃請于朝放其封内一僻村因環其山中封

之以先生田不敢得外交焉

古河侯トハ松平日向守信之ナリ信之當時明石侯タリ其後大和國郡山ニ移サレ更ニ下總國古河ニ移サレシナリ又信之ノ老中トナリシハ古河ニ移サレシ時ニテ明石ニアリシ時ニアラズ又伯繼ヲ庇保セシハ時ノ老中板倉内膳正重矩ニシテ信之ニアラズ又信之ガ伯繼ニ采地ヲ與ヘケム事疑フベシ恐ラクハ若干口ノ俸ヲ與ヘシニトドマルベシ不敢得外交焉トアルモ非ナリ信之ノ家臣ニ面シ又備前ニ行キテ父母ヲ省スル事ヲ許サレタリシ事當時重矩ガ信之ニ贈リシ書狀ニ見エタルノミナラズ現ニ明石ニアリシ程光政ノ招ニ應ジテ備前藩校ノ開校式ニモ臨ミシヨヤ

先生以琴書自娛優游數歲竟卒于此所著有集義和書外書二禮童覽等若干卷並行于世其學大抵祖述陽明王氏云

伯繼初明石ニアリシガ松平信之ガ郡山ニ移リシ時之ニ從ヒ信之ガ更ニ古河ニ移リシ時郡山ニトドマリ二年餘ノ後始メテ古河ニ移リ遂ニコユニテ歿セシナリ拙齋全ク伯繼ガ明石ニアリシ時ト古河ニアリシ時トヲ混合セリ二禮童覽ハ藤井懶齋ノ著ナリ伯繼ノ著ニアラズ又伯繼ノ學ハ實驗獨得ナリ程朱ニ倚ラズ王氏ニモタレズ祖述陽明王氏ト云ヘルハ皮相ノ見ナリ嗚呼拙齋ノ生レシ享保二十年ハ伯繼ノ歿セシ元

六十一  
六十二  
六十三  
六十四  
六十五  
六十六  
六十七  
六十八  
六十九  
七十  
七十一年  
七十二  
七十三  
七十四  
七十五年  
七十六  
七十七  
七十八  
七十九  
八十  
八十一  
八十二年  
八十三年  
八十四  
八十五年  
八十六  
八十七  
八十八  
八十九  
九十  
九十一  
九十二年  
九十三年  
九十四  
九十五年  
九十六  
九十七  
九十八  
九十九  
百

祿四年ヲ去ルコト僅ニ四十四年此書ノ成リシ明和五年ハタ彼時ヲ去ル事僅ニ七十  
七年拙齋ノ生地ニシテ住地ナル鴨方ハ伯繼ガ一代ノ功業ヲ建テシ岡山ト境相近キ  
ノミナラズ實ニ岡山ノ支封ナリ鴨方侯ノ始祖ハ上ニ述ベタル光政ノ次子池田信濃  
守政言ナリ若境ト時トノ近キヲ以テ史料ヲ採ラバ此書ナドマツ伯繼傳ノ資料トナ  
ルベキナリマシテ著者ハ近世ノ大儒ナルヲヤシカモ誤ノ多キ事否全文殆皆誤ナル  
事上ニ辨セル如シ難イカナ史料ヲ擇ブコト

### 菱川賓の熊澤了介傳

井上通泰

熊澤了介傳一冊文は漢文寫本にて傳はれり卷の始に岡山菱賓大觀著とあり紙數  
は一行二十字一面十行にて十五枚あり其成りしや草加定環の熊澤先生行狀齋藤一  
興の熊澤了介先生傳などよりれそく清水信の熊澤先生事蹟考秋山弘道の墓賢錄な  
どより早し材料の時代に比して多きは稱すべけれど考證の精しからざる事は他書  
に齊し川路聖謨大坂東御役所の書留寛政元酉年四月の條を引きて此書の版に上ら  
ざりし所以を明にせり云はく

一熊澤了介傳と申書物作者天滿菱川右門板行いたし度旨申出候へども右門義了

介家筋之ものにも無之且御當家御取以下數字讀むべからずも相△候に付右板行差  
留板下書物取上げ候

と著者の遺憾いかばかりなりけむ察すべし聖謨又附記して云はく

右門者佐倉侯堀田備中守家へ被抱候て當時其孫菱川宗藏祖父之職を繼て備員也  
と追て承る

と書中伯繼が松を半田山に植えけむ説を論せる處あり史眼の高き感ずるに餘あり  
元來始めて此説を筆にせしは齋藤一興にて墓賢錄など其誤を襲へり余曾て之を疑  
ひ墓賢錄の凡例に於て云々せり思はさりき百十數年の昔はやく余と疑を同うせし  
人のあらむとは其論左の如し

是より先城下東西の邑盛暑に方る毎に濁水に困む了介議して曰是直北の諸山兀  
として曾て密樹繁陰の眞氣を蓄へ雲雨を醸すなきが故なりと乃土人に命じて松  
數千株を秦山に植えしむ培養法を得逐歲繁茂して遠く之を望めば宛然たる禿頭  
なり是に由りて九夏雨多くして近邑未曾て亢旱の患あらすと云ふ是故老の談す  
る所なり予熊澤氏の書を読みてこれに疑あり蓋其言に曰樹を兀山に種えて茂林  
となすには今其法あり云々かくの如くんば三十年を待たずして雜木繁茂せむ雜

樹繁茂するときは里民薪樵に置トモからじと。又云ふ松山のごときは雲雨を醸すこと能はず。且雨露に毒あり。下蔭に卉木を生せず。流れて田圃に入れば大に土性を損ず。故に之を伐りて屋材或は薪となして可なり。其穉少なる者は根の未深からざるに及ひて之を抜き易ふるに雜樹を以てして蒔種法の如くすべし。さては見今の松山變じて雜樹茂林とならむ。但山土沙磔にして赤きは松ならでは育せず。後に至りて易ふべからざるは獨これのみと。又云はく山土田地壤を接して並に白きは雜樹育し難し。獨松を植うるときは殖す。世人目前の利を見て後害を知らざるなりと。凡是等の説故老の談する所と合はず。意オモふに秦山之土沙磔にして赤く或は接壤並に白きか。されど松山雲雨を醸す能はずと。謂へるには吾惑ふ。姑シヤウ記して以て識者の之を辨せむを俟つもと漢文。

と。此論なくとも余は此書を吉備史談會に紹介せむと欲せしなり。さるは此書世に絶へたる上に著者はやがて岡山人なればなり。明治三十六年一月十日東京内幸町の新居にて草す。

附載

### 菱川大觀に就て

武田 猛 夫

井上通泰大人は菱川大觀の事に就きて有益なる文を贈らる。大人の考證の精確なるは夙に人の認むる所。この篇に於きても予輩の益を得たる所甚だ多し。予は深くこれを謝せずんばあらざる也。曾て聞く菱川大觀名は實、秦嶺と號す。大觀はその字なり。通稱は字門、寛延元年備前國赤坂郡小森村に生る。少にして岡山に出で、人となるといふ。その何が故に岡山に出でたるや。予は未だこれを詳かにせず。雖もその先世は皆な勇武を以て、尼子毛利の間に顯はれたるものなりといへば、或は岡山藩士に依りて撫育せられたるにはあらざるか。長じて後藤芝山に學び、學識該博文を作る。流暢にして法あり。既にして大坂に出で、教授し尾藤二洲と尤も友とし善し。偶々堀田侯大坂に鎮す。天明八年、？筮仕して侯の儒臣となる。超えて三年侯に従うて江戸に至り、その世子の侍讀となる。侯封を下總國佐倉に、いむ。大觀年に一たび往きて教授す。當時佐倉の學に趨くもの多き大觀の力かりといふ。享和三年七月九日病みて江都に歿す。享年五十有六。著す所、正名緒言、岡山史鈔、在京奇談、東來閑筆、秦嶺館漫筆、秦嶺館文章等あり。と大觀また書を能くし、その作る所、跌宕にして大に風趣ありと云ふ。たもふにその著書には作者の履歴を知るに足るべきものあるべしと。

雖も予の寡聞なる未だその一部だも寓目するを得ず。但その號して秦嶺といふものは岡山城北一帯の山脈即ち半田山に取りたること疑ふべからざる所にして、半田山の文字の雅馴ならざるにより、秦嶺はだの文字以てこれに代ふることとは、現代の詩客文人の諸作に見るも知るべし。木畑坦齋翁の岡山二十勝を選むや、また秦嶺孤松を其の一として算したるがごとし、その岡山と號せしと傳へらるゝものは、氏名の上に岡山と書せしを、後人誤りて別號とせしか、或は秦嶺を改めて岡山とせしが、未だ考ふる能はずといへども、多く岡山と號せしものとして傳へられたり、其の著書に題して、岡山史鈔といへるを見れば、この説當らずといふべからざるものことと。蓋かくの如きは、遍くその著書を緝くを得ば、疑を解くべきものあらん、予は未だその書を得ざるを憾とす。

在は大觀の義子にして、字は士崇、月山と號す。通稱宗助、安房の人、佐倉藩に事へて儒臣たり。文化十三年八月十日没す。享年四十八。博覽一旨、小家珍説等の著ありといふ。れもふに大觀の蕃山傳を著はすもの、そのわが郷國に功績あり、深く感ずる所ありしにあらざるか、偶ま井上大人の文を読み、思ふ所を述べといふ。

### 古川古松軒の消息

#### 塚本吉彦

備中國下道郡岡田舊藩士古川氏通稱平次兵衛諱ハ正辰古松軒ト號ス。若年ノ頃ユリ地理歴史ニ熱心シ諸國漫遊名山高嶽ニ登リ神祠佛宇ニ詣シ名勝古蹟ヲ探リ實地ニ就テ研究ス。遊歴中見聞セルモノヲ筆記シテ東遊記西遊記ト名付リ其名天下ニ著シ。寛政六年幕府命シテ東武ニ聘シ府下近傍名所舊跡ヲ調査セシメ編纂稿成リテ四神地名録ト題ス。東武在勤當時ノ朶雲備中賀陽郡足守舊藩臣吉田臺之助氏所藏ス。臺之助氏ノ曾祖母屋衛子ハ古松軒ノ姪ナルヲ以テナリ其文書左ノ如シ

葉月十三日出の御文閏霜月初旬林甫介とよけ被申ひけん致し候處いよく御かはりもあく御そく才ねかだにてもみなく無別條もめてたくそんじ參らせ候此方夫婦子共家内何れも無事にくらし候まゝ御きもし有ましく候しかし我事日々々に老衰出府此かた御用も絶へやらず心まかせに圖書申とわちかいたふやけの御事にわ面白からぬ事もまゝ加り思ひの外に屈せる事に候初春より御府外の地理糺し名所舊地のふる事も正せよとの仰を蒙り少しわ好事のみちにて爰かしくとめくり候へ共付添ひし人々風流氣少しもなく御威光のみつよく里人も和しかたくむかしの六部遊行の面白みとわとにて風景の地に到り候ても愚詠たにうかみ

申さずしかしむさしの、廣きにわきもを消し申候月の入るへき山もなしとよみ  
 しもむべにて月光萬里玉川ふじの根を照らし無双の勝景かゝる節は風雅の友床  
 々敷そもじなどの事ねもひ出し候逃水堀金の井もむさしの、うちにて今はこと  
 く、新田になり候へ共むかしの傳も残り數十里の深林目を驚せし事に候府中  
 布田の里戀が窪などと申地も名たゝる舊地にて五百年七百年も世をふりし奇物  
 古鐘石碑も有りし事にて候隅田川木母寺梅若業ひらの事跡も江戸近に有之候わ  
 後世のこしらへ所にて質の舊地へまいり都鳥の事を尋候處土人の答へにわ此里  
 に申傳へしは隅田川のおかれにすみ候鳥わ雁鴨かもめは申にも不及驚にてもから  
 すにても都鳥と稱し候と申候それはいかゝの譯にやと再び尋ね候へば業ひらは  
 る、此僻地へ下り給ひしに古しへはかきりもなきあしかやはかりの廣原に  
 して人影もなき事ゆへに何となく哀も催ししまりに都戀しき折から此川の鳥  
 を見給ひあゝの鳥都の鳥にてもあらばいさことはん都とり我思ふ人は有るやな  
 しやと詠し給ふ歌より都鳥の名わ初て出し事にて是かとさして都とりと稱す鳥  
 はむかしよりも無之事と申候面白き事に思ひ歸府候て和歌者流のかた、へ物  
 語候へば大に感服せし御事に候まゝの紅葉名高きテコナの實地へもまいりテコ

尾藤其輔名孝  
 巖時著名ノ三  
 輔ハ尾藤其輔  
 柴野彦輔古賀  
 綱輔ヲ云也

江州佐々木一  
 族吉田氏出雲  
 守重納ノ子兄

ナの事も尋候處テコナとは古しへ蝶の事を國の方言に申事にて美婦人を譽め申  
 すにわテコナと稱せしよし今も美敷ものわテコナと申候是にて萬葉歌のテコナ  
 よく解し候との事に候右二事は我ら此度の堀出しものに御座候此外日本武尊の  
 納め置給ひし石劔東夷と稱せし上世の鞋の形蟹わらじなども堀出し四神地名録  
 と題せし記行十卷呈上申候かゝる記を書し候にも不學愚筆の後悔臍をかみ候へ  
 ともいかんともなきがたく哀れなる事に候人間一生難計ものにて當時は高貴の  
 御かたへも參上儒家好事家の集會度々の事にて残念に思ふ事に候此度聖堂尾藤  
 先生の宅にて狂歌を致し人々へ見せ大笑申せし一首  
 兎に角に學はぬ人はくそむしか世のまじはりの尻にいつれば  
 學んで才なきも虫の部なりとてまた一首

學んでも才なき人わ蝶むしかはねありながらたつもたれず  
 いたづらに年をよせ候事くれ、もねろかなりし事に候承り候へはそもじにも  
 懐胎被申候よしさて、めてたく胎教の事は御ぢんじの事にて出生の後母のね  
 しへ肝要の事に候孟母の三せんにならひ必ず、御油断なき一大事に候御主人  
 の名も忘れ申候射藝の御家にて其道の御達人に承りよろこひ申候未得貴顔候へ

弟多シ備前池  
田家備中足守  
木下家へ被召  
抱其末也

ともよろ敷御傳頼りてきて御ろんじの京都大恩上人より別紙の文章和歌まいり  
我ら世のちりに交り候事をそしりまいり候面白くも覺へ和文のてひなぐさみに  
なり候へば此度そもじへしんじ申候芦庵澄月より申合文章到來申候處爰元にて  
も右三人の文からをばもらひ人多くよふくとり殘し遣し申候我ら世にある事  
も草頭の露明日知らぬ老人に候得ばかたみともろんじまくら屏風にはり置候よ  
ふにたのみ申候古事解しかたき事は黒宮御うじへ御尋候へばわかり申事に候よ  
ほどよき和文に人も申候此度送り給り候御詠甚以面白くなかく我らなどの及  
ぶ事にもなく天晴れの歌よみに御坐候かならずく御捨あるましく候清少納  
言紫式部近くは丸龜の井上ねつうも婦人に相違は無之候我らも來年にて七十に  
足り申に付京大坂の知音爰元の人く賀の詩歌くはん進申候まゝそもじにも  
一首御よみ可給候御そんじの一門うち風雅なる人々は稀にて耻しき事に候少々  
御きけんわあしく候ても春は歸郷の御なげきつよく申上候て御ゆるしをうけ伊  
せ路よりよし野へ志し今よりたのしみい申候古歌に  
秋の田の蒔穂のうへの稻すゝめ求るよりもさわかしきかな  
つくくくと明しくらして年月を終にはいかゝかそへなすへき

耻かしみ心根に入り尻はうちく申候得共公の重き繩にからまれまかつきい申  
候例の愚詠

月かけはいつこもねなしなかめにも心にくもる東路の空

結ひ置し葎の宿はとちはてたれか軒端の松をとふへき

ねして知れ隠の關は戸さすとも鴈にたくれぬ人のこゝろを

よきもあしきも口より出次第御一笑あるへく候すへなから岡部御氏様へ幾も  
よろしく御頼申候別紙さし上度候得共此文を認め申候も寒さにゆひかゝまり亂  
くせし御事に候御出のせつに此文御覽に御入可給候ねそく候ても來夏まで  
にわかへり候まゝ隨分く御自愛御かはりなき事をいのり申進度事千駄万  
駄何事もめてたく歸郷の節可申候かしく

閏霜月十日夜認

江戸みのわ

れちち花押

よし田ね八重殿

尙ゝ過し頃文つかわし候よふに覺へ申候とゞきし事にや覺束なく候しんじ申度  
繪なども候へどかさ高にて心にまかせ不申候最早御出産やすくと被致候やあんじ

申候天晴のものゝふを御もふけあらんとまつし申候以上

### 古川古松軒の消息

塚本吉彦

古川翁台命を奉じ東武に於て地理誌編纂成功して本州備中岡田村に歸居せしか寛政九年丁巳備前兒島郡海面附寄洲新開地見分使として幕臣三河口太忠輝昌の備前に來るや翁再ひ台命を奉け三河口氏に隨從兒島郡天城村に滞在中嘗て三河口氏八丈島へ渡海の談話を聽聞筆記せりこれ寛政八年丙辰春輝昌奉命八丈島を始め伊豆七島悉皆渡海巡視法令を布き同年十二月東武へ歸着せられしに至る其渡島中監査の事實を編録し圖會を加へて八丈島筆記と題す當時備中足守藩士吉田某氏室八重子へ送越せる手翰左の如し

みなく様へよろしく御傳へ可給候くれくれほんそ子たいせつに御そたて可有之候かしく

いかゞとあんしい申候折から御ふみ給り嬉しくひけん致し候へばほんそ子をはしめみなく様御かはらせなく入らせ候との御事めてたくそんじまゐらせ候そもじにもそく才にていそかしくくらされ候よし此せつはたへかたき暑に候得共たかた

にても何れも無事我ら夫婦もかわりなく江戸なかはにても皆無爲に聞へ候まゝ御きもじあるましく候さて詠歌御見せさて面白く生れなから歌の才あるそもじ事此まゝにうち捨られ候御事れしむへきにそんじ候まゝいそかしき中なりとも折く心にはせ御詠御見せ給るへく候我ら事も當三月よりまたく江戸より御用仰付られひせん兒しま新田場へまへり七十餘日相かゝりあたら月日を見そに致し候それも無據御領主殿の御爲候て是非なく出し事に候江戸より御見分として下らせ給ひし三河口太忠ぬといひし御代官は歌すきにて御滞留中の御詠も面白く我らも例の出ほふたいの歌かすくよみし事に候殊にこの御代官は八丈島御預りにて一年餘八丈島に入らせ候て八丈のものも御召連れ御かへりにて此度兒しまへもまゝいり委敷島のやふすき尋候處日本と違ひ怪しき事奇なる事いろくさまくにて面白く覺へ候て此節は八丈島筆記と題し一書を著述致しい申候御出あらんせつに見せ可申候島にて太忠ぬ御よみなされし歌

哀れなり身はやつれつゝ賤の女のみつきのみねはれたたりもせで

島人のすかたには似ぬほととます都に聞くも聲はかわらぬ

八丈しまにてはあした草といふ艸を食事とせる事なり是らの事奇とも不思議とも

いふへき事に候それを

鳥人の命のたねのあした草あした夕のけむりたつなる

何れも歌のてひ面白きとの事に候世界の中にてはいろくの事もある事にして人智を以てははかりかたきものに候○○○○ちかよみ歌短冊記し○○候やふにと御申こしに候へ共さりぬへき詠もな村殊さら筆跡もみくるしく跡に残り候ては知らぬ人々迄にさみせらるゝ事に候得ば短冊は用捨する事に候三河口ぬの餞別によみてまいらせ候歌

またといふたのみも老の心にはけふやかきりとなみたこぼるゝ

三河口ぬの送別

漕きかへるあどに心を沖津かせ軒端の松にねとつれてふけ

右の外敷ゝ歌にて記し候も六ヶ敷御出あらん節ものかたり可申候

一春の頃薩摩侯の備官赤崎源介といひしかた我ら茅屋も訪はれ候得共るすにて逢

ひ不申残念に思ひし事に候此人は文學のみならず和歌の聞へも有る人に候

ふしの詠に

君とれやに奉らばやふしの根の老すしなすのくすりもとめて

赤崎氏名祖  
字彦禮号海門

福島家老臣尾  
關半人ノ末ハ  
我藩尾關平九  
郡ニシテ此ノ  
殿久留米公ノ  
臣ヨリナル權平  
氏ヨリ平九郎  
ノ家ヘ宛タル所  
手翰拙家ニ所  
蔵ス

忠孝にかなひし歌にてむかしよりもふしの歌に右てひの詠無しとの風聞候また

筑後久留米の士尾關權平と申人の旅行の歌に

たちちねのなき身は旅もやすけれとやすからさりしむかし戀しき

至孝の歌に聞へ面白き事に候

世けんは廣きものにて豪傑秀才の人も數多にて面白き世の中に候孟母の三せん  
と申せばほんそ子のそだてかんよふにぶんじ候才ある人になられかしといのり  
申候申進度事は千駄萬駄にて盡さる事ゆへにそうく申のへ候益後には御出あ  
らんとまち申候めてたくかしく

老ぬとて何かかなしき秋の袖露の外にもぬるゝものかな

七月十日

よし田ねやえどの

古川ねちより

まいる

爰ニ拙家所有ノ八丈島筆記ヲ添附シテ參看ニ供ス

### 橋の名残

塚本吉彦

古川古松軒の家系を考るに三十壹代敏達天皇の後胤從一位左大臣攝諸兄公の末裔



楠木家の一族橋本氏より出たり、橋本某備中國吉備郡新本村に代々居住す、其嫡流に橋本平次兵衛橋護久と云あり、寶曆十四年甲申正月三日卒す、法號覺應自白居士と云、古松軒は護久の第二子なり

古松軒は享保十一年丙午橋本護久の家にて誕生せしが父護久卒去の時は古松軒三十九歳にして寶曆十四年は明和の紀元なり

慶長五年庚子伊東氏岡田藩主と成るや衆庶諸所より來集して商店等を開き、人戸楡比し小府邑をなして日々夜々に繁盛を極む、當時橋本氏某分て新本村より此地に徙住し世々藥種店を開て爰に居る、古松軒は幼少より此家に養はれて成長し家業を繼續せりと雖も天資名勝舊址古社寺名山等實地探檢を好み、長ずるに及で我備中國を踏査して事實を筆録す

古松軒が誌圖に綿密なるは今更云ふまでもなきが備中國全圖を編製しこれに依て吉備の下道と題せる十數卷を編す、天明六年丙午九州に遊歷思立我備中を出て備後安藝周防長門を経て九州に入り隼人の薩摩のはてまでも殘る所なく踏査して其冬郷里に歸り來りて遊歷中の筆記圖等を編述して西游雜記と云ふ時に古松軒年六十一なり

古松軒の男醫師松田魏丹次を左仲と云、二人共に江戸在住の故を以て天明八年戊申東都に上りしに次なる左仲の主家幕府御側御用御取次衆小笠原若州侯の御周旋を以て古松軒が御巡檢使に隨從して奥羽及松前地方へ行くの幸福を得て其五月六日江戸を出發し十月十八日に歸府せり、其間見聞する所の名勝舊跡の地圖民情風俗事蹟を詳録して東游雜記と題す、和歌あり

古松軒

六十三歳

哀れとも誰か汲見ん老の身のかたみに殘す水くきのあと

東游はてゝ歸郷の折ふし江戸の北端森川宿より水小竹苅信濃路を経て美濃國いははしの近江國それより京都に到るまでの間宿驛の名稱神祠佛宇古跡名邑山川風俗等委詳筆に任せて其圖誌を書き盡したる日記を歸郷信濃斷と題せり、同じ天明八年戊辰の春或人の問に答ふるに備中下道郡部に關る事實を網羅殘さず登錄したり、就中八田村吉備公の事蹟又三成村の吉備公御祖母君の骨銅器を發掘せし事の由をも記したり、これを古川反古と題せり、跋に自詠の歌あり

世の中になひかは何か浮草の流れはよしやすみ濁るとも

古松軒が身を脩るのその一二を掲れば

人間一生の大事

毎朝天に向ひ目をとじ父母の恩を思ひ我は父母の遺體なりあしき行ひあれば父母の名を穢すの罪のがれがたしと天にちかい我に正しからぬ心あらんにはたち所に罰し給へと謹で天を拜ししかして後他事にかゝるべし此つとめなきは形は人にして心はいつとなく獸類に化するものなりねるべし忘るへからず

たちちねにつかへし道にくらかりしむかしれもへば涙こぼるゝ

古松軒が還暦の後五年を経てれのが老の身の上何時死ぬべしとも知らねばとて棺を製し常居座右に備置けるが自ら筆を執て其表裏にしろし付ける文

表書 古川平次兵衛橋正辰死骸

あさましな名利の重荷捨かねて杖つくまでに老にけるかな

花に月に紅葉や雪とことしげき世をはなれてはひまよ成けり

裏書 寛政三年辛亥仲夏造之

寛政辛亥仲夏予六十六歳の時此器を作らせ傍に置いて常に是を見終に土中の死骨となるを忘れじとねもふ物なり六十のこしかたをかへり見るに夢とやいはんうつゝとやせん行狀正しからづして十目の見る所世人のゆひさすをもはしとせさりしは愚とやいふべし人として人のこゝろならず鳥獸にもねとりしや

と後悔臍をかめども今さらいかんともなしがたし聖賢のみちにはうとくともけふよりして心をあらため名利をはなるゝたすけとするものなり

ヤレわらへほしやゝも今はたゝたゝ手で歸る身のれろかさを

ア、まゝよままにせぬとてまゝならぬ世に生れては死ぬるのもよし

萬物造物者のなす事にして人事を以て不可計予老年に及ひかゝる器を造り死をまつたの覺悟なりしにはからずも癸丑秋八月公朝の徴に應じ同廿五日住馴し古郷を出て東にねもむく七十歳もとにかへるのみちをなげきてかへらん事をねもふといへども出るいきの入をまたざるを思ひてかなしみ淺からずしてよめる

あはれさはあしへのよどにたつしぎの羽音もかくと袖ふしぼるゝ

東行前二日書

六十八翁 古川正辰 花押

古松軒が寛政五年癸丑の春彌生の末に岡田の里を出立ち岡山に來りて卯月の初つかたまで遊びそれより播磨縣津浪華より京都へ出る道すがらこども細密に文人名士を殘るくまなく訪問してそれより京師に出るの後幕府の台命ありし機會を胸算して都大路に於て巳が名譽を諸國へ一時に轟かせし其妙工深慮中く凡人の企て及ぶへきにあらず而して此時の紀行日記を都の塵と題す其跋に云

此夏は京に遊ばん心がけにて上京せしに國より宍戸馬四郎を飛脚として飛札到來せり其故は關東より御用筋にて久世丹後守様(關東御郡代御勘定奉行)より倉敷御代官野口辰之助へ御指紙にて予御召に付御領主岡田藩主伊東氏役人中への倉敷より被達に付いかんともなしがたき事故に馬四郎を飛脚にて急に歸郷せるやうに申來り無是非四月晦日京都出立午前伏見に出晝船にて下り大坂に止宿し五月二日玉島船に乗りて安治川出帆順風にて海上しすかにて三日の朝備前の國犬島に着船せり雨ふりし故に碇をねろしぬ四日雨霽やらでいふせき苦の下ふし石川丈山の此犬島をよみし古歌ねもひ出して

犬島の沖ひようくとながむれば霞は船のほへかゝりけり

名歌とも云ふべきか及ぶべき事にあらず此歌を世に狂歌なりと稱せる事なり予も淋しさのまゝ愚詠

古郷へいつのはれまにいぬしまのうき寢淋しき五月雨の空

五日雨もはれ順風なりしかば犬島出帆船行飛がごとく夜の四ッ時過る頃玉島湊に著せり船より上り小野氏水澤氏を訪らひ長尾の積山亭に一夜宿りて五月六日に古松軒にかへりぬ

古松軒の筆記寛政五年癸丑春三月より翌六年甲寅十二月迄關東御用一件覺書と題せる卷首に云

寛政五年癸丑三月久世丹後守様より御徴之御切紙倉敷御代官野口辰之助様へ到來に付右の趣御領主様御役人へ申來り候得共予此節上京して罷在し故に飛脚被差登無是非歸郷候處御代官所へ可罷出之由にて倉敷御役所へ參上申せし所辰之助様御逢被成公儀御用之儀に付御徴狀到來候まゝ乍太義關東へ罷越候へとの被仰渡し御事ながら予老衰且虛名之段御免之御歎書を呈し罷歸候處再び御伺ひに相成御斷難立また七月御徴狀來り御用之儀に付強て御歎申上候事恐多八月郷里發足し九月廿一日江戸築輪町松田魏丹宿に著しぬ云々

古松軒癸丑四月二十二日洛東岡崎吐屑菴慈延上人を訪問して種々の物語しけるが其後しばしゆきとしつゝことに交際深かりければ古松軒が台命を蒙りて東行せし後に贈り越せし歌文

吐屑菴 大 愚

むかし波斯國の人園中に來りてふるまき墓に寶の氣たてるを見てあたりの人にかひにてあばき見ればひつき衣などもむくろごめにはやうくちうせてたゞ石の

こときものひとつありこは心の瞞のかたまれるなるべしわりて見れば中にぬ  
らぬ山水のかたありかたわらにぬむなる女ればしまによりそひてつくくこの  
山水を見るいみじきといへどもかぎりある筆にはたよぶまじきさまなり潜  
溪文集にれもへらく此女ありし世に山水のすめる氣こうくに入來りむすぼれ  
てかゝる物には成にけんぞ今古河翁もたまきはる命もとせあまりか後その  
れきつきにかならずさる物あるべしやつがれもしをくれ居れば翁のうからにこ  
ひとりて明暮つくくのうへにわきて二なまたからにもてあそばまく思ふを今よ  
りかねてゆるし給ふべしや此頃まくれほき幕府のあたりよりわほせありて江戸  
の町々めぐりかかなふるか星をいただきて出入つゝそれが圖をつくるべきなり  
とかさはかの山水石のかたはらにむらさきのちり立まじりくらねける馬などつ  
ながれむねくしきかはらやなどまでもやせんしかありなば我その石なげてや  
ぶれたるかはらのことすへしさはれいかでかさはあらむあはれ君馬ならぬふも  
たしつけられ牛ならぬはなはなはさされて心のまにく煙霞山水にあそびかた  
なんあるは飛かふ螢の光をしのばさるゆへあらずや  
ほどもなき軒端のそらの月を見てあはれとかこの鳥やはまたん

### 橋の名残

塚本吉彦

古松軒が幕命を奉じて烏が啼吾妻の旅に赴くうまのはるむけとて京都岡崎の慈延  
上人より戯に作る所の歌文を東武に贈り越せし事の上は既に前回に於て詳細に  
陳述せり

偕其原書は古松軒の姪なる備中足守藩士吉田某の室八重子の許へ遣はしけるよし  
を自ら記せり今はいかなりしや

古松軒の弟に清兵衛と云ふあり此人浪華に於て死亡せり寛政癸丑の春上京の途次  
大阪にて墓参せし時の頼末を都の塵のうちに掲載せり

卯月十九日北野の常安寺へ詣ふて弟清兵衛が墓を吊らはん寸志の一封を持参し  
水手向んと思ひしに堂を建かゆるとして諸家の墓をことくく地中に埋て其上に  
堂宇を建し故にしろし置る碑石もなし少しく意恨に思ひ住僧に對面し物語りを  
聞しに所の風俗にて寺院も賣買せる事にて十四五年此かた住持も幾度もかわり  
し事にて何を云ふても今の住僧は何も知らざるよしの返答にていかんともな  
がたく涙を流せしのみなりいなかと違ひ都會の地は出家の凡俗かくの如くなげ

くべくにくむべきの事なり

又同じ書の中に京都にて或人の話に

那波魯堂(通稱主膳)と云し儒者なり(阿波侯へ二百五十石にて御召抱へにて自らにも満足のよし門人知音より詩歌を以て祝し人々手柄なるやうに評判もして近々阿波國へ下らるゝよしに聞へしかは御厨子所の若狹之助と云七十餘の老人魯堂の所に訪らひ先生には遠からぬうち阿州へ御下向のよし我ら老人の事にて再會はかりがたし親友のよしみに和歌を一首參らすとて懷中より短冊一枚取出して魯堂の前に出さる魯堂御志かたむけなしたれしいたゞきひらき見れば

淡路島かよふ千鳥のなく聲にいく夜寐覺の須磨の關守

と云ふ百人一首の歌なり魯堂も不審に思ひてこれは源兼昌の詠なり思召もありての御餞別やと尋しかは若狹之助の答にされば此歌は百人一首の中にも故有る名歌にして淡路島須磨の風景見るが如く定家卿の撰ひ出されしむべなりしかし歌の本元眞實の體を考へ思ふに淡路島須磨はさし向ひ漁家多くして鰯を専ら捕る浦邊なり千鳥其鰯を拾ひ口をこすらん爲に夜な〜通ふ事なりそれを面白くいひなして和歌とせし詠なり先生今度阿州の儒官となり美々數下り給ふ體

は人もうらやみ世間の聞へはあしからず候得共其もとを吟味すれば名利と口をこすらん爲のみの事なり阿波侯は暗君にて政事正しからざる事は誰知らぬものなし先生阿州に至り諫書を呈し侯許諾あらば阿州に止るべし唯文學のみ講せる事ならば一日もはやくかへらるべし死後までの名を穢し給ふまじ人の世にあるは夢のごとし名こそれしふ侯へ親友は別れに益言を送ると古人も申候故其歌をまいらすと申されければ魯堂も不興の色もなく御老人の御厚志感服致し候と挨拶して別れしとの事なり此物語は京都にて誰れも知れる事にて其頃の阿波侯は佐竹侯より阿州へ入らせ給ひし世に知るよろしからぬ候なり魯堂若狹之助の諫を用ゐずして終に阿州にて死去して面白からぬ評判惜むべきなり

古松軒が西游の當時各地の勝景を實見して圖誌を著し郷里なる三宅氏の女に游歴中物語の種として贈惠せし所のものを名所の家つとと題すその冊子の表紙に筑前國の舊跡かるかやの關の圖を畫きたり誌圖の順序は

肥前國唐津城 ひれふる山 玉島川 にじの松原 長州赤間關 長府 豊前國文司關  
小倉 筑前太宰府 都府樓 福岡城 博多 宮崎 香椎之宮 周防國室積岩國錦帶  
橋 讃州高松城 八島古戰場 薩摩國鹿兒島 大隅 日向 豊前國英彦山 肥後國

阿蘇ヶ嶽 阿蘇之宮

等にして卷尾に

筑紫に行脚し歸郷に及びしかば三宅義徳の女つねに風景の地を乞ひ給ふ予が物語をきき給ひて婦人の事をうらみ其地に行事のかたきを悲しみありて圖を乞ひ給ひぬ予請にうとく又愚筆なるを耻るゝいへどもなき跡のかたみともならんやと硯にむかひて大略を記してねくりぬ人には見せ給ひて我を笑はしめ給ふまじ穴賢々々

天明六年丙午の春

古松軒 圖 花押

古松軒が東西國々を遊歴して名勝舊地を探りし中に就て著名のもののみを掲げ其繪圖に就て説明を加へて名所めぐりと題す卷尾に記せる言葉につきて考るにこは寛政五年癸丑の春幕命を奉して東上せし時のことなるべしその繪圖は

- 三河國八ッ橋 近江國志賀 攝津生田森 湊川楠公墳墓 駿州富嶽 三保松原
- 浮島ヶ原 備前國犬島 相州嶋立澤 江州はづかしの森 丹後天の橋立 山城石滑
- 水八幡宮 淀城 宇治橋 平等院 朝日山 豊後國白黒濱 手段浦 劫ノ浦 佐賀ノ關 内外ノ浦 薩摩國鹿兒島

右の如くにしてその卷末に

予常に會語してまじはり兄弟よりもふかくこのとて吾妻のかたに下りなんとなれもふにも人々のわかれ幾度か悲しかりしかば一首の和歌を残して後のかたみやあらんとなみだに筆をひたしぬ

かたみふとれもへばいと哀れなれけふをば後のむかしがたりに

寛政十一己未年より翌十二庚申年に至る幕臣近藤重藏守重氏蝦夷地巡視の台命を奉して同地へ渡海せし時アトイヤより發せし古松軒への書翰其極月備中倉敷御代官柘植又右衛門殿々御届け下されし文面は左の如し

爾後契潤松壽之壽愈御安榮御渡光之由珍重不過之候當春鴻書落手之處發程間際至て紛雜旅中より可及御報と存候處日々繁冗無其儀背本懷候次第に御坐候扱不依去春松前御用被仰付四月十五日江戸發程五月十六日三馬屋渡海同廿三日松前出立箱館へ罷越し申候兼て老人御編述之東游雜記相携へ沿途之勝概松前之風物比較いたし候處毫差無之老人一過眼之地烟霞之妙察全く山水之奇骨を被得候御事と感心不啻候夫より東蝦夷地通り佐原よりエトモへ渡海凡七里此地は去辰巳兩年疊船イキリス着岸之所にて海灣凡五六里ハツチユウの間モロランなど行回してウ

スを經アブタに至るウスは山水尤勝麗にして頑石之位置崎嶇之錯曲恰も盆山家園の如く東蝦夷地細景の第一なりアブタは平坦と雖も是よりヲシヤママンへの海岸青石白巖遙に田浦嶽大黒島之眺望また一絶なり○爰に山水の繪あり六月二日アブタ出立ホロヘツへ出海濱砂漠の地シラヨイユウアツムカロサルニイカツプシブチヤリヒツイシウラカロシヤマニを經てホロイズミに至る(シラヨイハ凡八日路)エリモ云は海中へ凡三里許も突出たる出崎にて廻船は箱館エサシより此エリモを見て乗り東夷地の風土も此崎の前後にて一變すと云シヤマニよりホロイズミピロウの間險岨尤多く巖絶壁突兀として馬足不通其間チコシキルイトモチツシ等の險巖附蟬歩○爰に險山の畫あり始て魚腹を免れ石頭岩牙を躡歩し飛泉を登り水中を行て始てピロウへ出是より又海濱沙漠の地浪烟衣を濡し砂石面を打ヲホツナイトウブイシヤルベツシラヌカクスリユンブムイゼンホジを經て海を渡ると三里アツケシニ至る(海灣道有と雖も至て險岨故海を渡る也)此地は湊泊尤宜敷海面に大黒島と云あり廻船はエリモ崎より此島を見て乗ると云入江は凡三里餘奥に湖水有廣さ凡二三里湖中小嶼數十皆牡蠣の凝りて島となるもの奇勝不可云是ウス以來大景の第一也アツケシは古來夷中の巨擘と唱へ夷俗も殊に正敷

人物亦不少候夷俗の事は東遊雜記に詳畢候得者不贅候乍去奥地の方は夷人の賣と唱へ候雜器も多く人物も逞敷ウラカッより口は大抵夷人眉毛兩分穀食故にも候歟エリモより奥は眉毛相連りて鬢に至る盡く魚食故にも候歟其風俗言語も頗る相違にて奥蝦夷の方は一切作物を不存口蝦夷の方は粟稗大小豆作附相貯へ粟をモンシロ稗をビヤバと唱へ昔し義經卿此土へ來り給ひし時は播種を教へられ候由申傳へ己にサル并ムカワに義經卿の故居とて夷人幣束を立候所有之候六月廿三日アツケシ出立ビバセヲツケシを經てチモロに至る此地はキイタツフ領と唱へ北はリナシリ島東はノツカマツプの出崎西はメナシノ(夷言に東の方と云ふ事)ニシベツシベツよりシントユ迄凡七八日路チモロは去子年魯細亞人伊勢の漂民を送り渡來の地にて今尙其故跡残り有之候夫より海上凡十七八里リナシリ島へ渡海此島周廻百里に不過と雖も名山奇石實に天造の妙先セ、キと云へるに海中より温泉沸騰しリサリチと云は自然方石巾凡六七寸長凡一丈半或は一丈程なるが壘々と相疊みて鏡の草摺のとく其傍に胃形カタの石有又其傍山上に方石長二三尺なるにて井幹イダを組し凡六七あり平地は方石の小口波浪に磨して龜甲のごとく奇々妙々不可言夷人は昔源豫州此地へ甲冑を置給ひしか化して石となり其井幹は熊を畜給ふ

所と云傳ふ不佞は孔明が魚腹浦八陣のとく卿旌旗を建給ひしか又○此所リナシリ島リサリチ圖畫あり六花様の隊伍を被試候遺跡かとも存候夫カイエンシユマ、紫黒の角石其上頭は種々の象を成し候が二町計りかほど屏風のとくに立並ひ海水と相映じて畫の如くヨマチツプと云砂山は夏中穿事凡一二尺なれば砂下皆雪にて是も義經卿の船化して砂と成る由いひ傳ふチヤ、チヤメプリと云は高三四里の高山絶頂に湖あり湖中に高山秀抜して雲際に聳へ湖之水島の西へ流れて瀑布と成るをシユウケベと云東へ流れて大川と成るをランチベツと云此山メナシよりエトロ迄を一望して實に海内第一の神山ともいふべきか○チヤ、チヤメプリ、圖畫あり此外ルユウベツの紋巖バウチの沸湯のことき奇絶無双故に不佞はリナシリ島の八景を作り追て鏗梓之積に候此島霧靄深く時として咫尺不可辨とも數日有之魚類は夥數鮪は海面凡一里余も充満海岸は舟底に當り櫓械も支候程にて時々手捕にもいたし一網凡二三千本は入申候メナシの鮭も同様に候此等の事餘りに珍敷曾參が口を不假ば信を世人に取に不可足かと獨笑致候又可喜は此國未だ修驗浮屠不入の故に高山大川共皆神代渾沌の儘にて至て清淨に山奥の夷人は白鬚髮木皮衣實に仙客と同じく大に俗氣を解脱候こそ幸甚と存候扱同島アトイヤ

と申所はエトロフ島への渡り口にて松前より凡三百里極星は四十五度に有之候順風相待七月廿三日一葉之夷船無恙渡海いたし候然るに此渡りは一望終に六七里に不足候へとも荒汝之強は三馬屋之汝に二倍余も可致逆浪四面に沸騰凡一丈五六尺も水底へ陥り可申十五六間を隔候友船之帆も互に不相見程にて尤草根木皮を以綴合候夷船にて播渡り事馴れ候夷人も毎々溺没の患有之由にて何れも呪符を唱へ必死に播播渡海致候著岸の頃は汝風にて半面鬚髮皆如雪になり申候是迄は荒汝の強に恐れ候がゆへに日本人更に渡海無之夷人も年に一度往來のみにて開闢以來此エトロフ島へ日本人渡海候は不佞を合て僅四度に不過候夫かゆへ彼島之夷人も日本人を珍ら敷覺へ見物に出候程の事に候不佞も既に溺没と覺悟究候事も度々有之召具の者顔色皆青黒如鬼或は帶を解き或は衣を薄して游揚を謀り候へとも不佞は固より水練無之此荒浪一度獲舟候へば逆も無生理たどへ死して骸を魯細亞外國に暴し候共我邦之香を残し可申と著籠を著して渡海致し候扱エトロフ島は日本人一切渡海不致候ゆへか山海之様子も事變り森然と物淋しく其人物は夜國の人とも覺敷如くにて大に口蝦夷と異に尤アツシも無之草を以て衣を製し又は犬熊皮鷲羽を著致し候鯨も多く頭に牡蠣附候程の大なるが遊ぎ



戯れ居候に夷船にて其背へ乗かけ毒箭を以射申候不佞も鎗を以突可申と致候程の事に候○此所エトロフ人物同鯨を取り候圖あり魚類は夥處試に綸イトムチを投れば一餌凡八九尾を釣り鱈アブラゴカサゴの類手に應じて釣り得申候夫より八月廿六日メナシ領ノケツと申所へ歸船九月十三日アツケシへ出十一月の内サルムカワシコツ(ユツアツ)より凡八里餘へ罷越義經の故蹟を訪ひ候にサル之川上ハイビラと云は昔判官此山上にハイと云へる魚吻ウツキを立て則カゲキトヨシ居を構へ給ひし所にて世に判官八面大王の女に通せられしに大王怒て逐ければ長刀を執て權となし逃去給ふ今の車楯は其遺風也と云傳ふるは此地にて夫がゆへに此所の夷人は風俗家居も格別に宜敷ハイゲルとて夷中に稱せられ候由又同所より凡十里余ムカワの川上にキロ、イと云へる山上に判官の來て魚を釣り幣を建給ひし所とて今尙其故蹟あり又古き甲冑所藏之夷もあり此川上へ凡十日路余も蹈入是迄人跡稀なる所にてムカワのキロ、イ山上は不佞始て登り候外夷人も參り不申由申事に候夫より山中川上雪中氷上跋涉致候處極寒にて大川皆氷り歩渡に成り大木も寒氣にて立ながら凍り割れ夜中夜着之背も寢息にて如霜凝り爐邊に差置候茶碗へ盛候酒も曙は凍り固り如丸風立候へば鬚髮目睫皆氷りて如雪に成り申候夫よ

り臘月廿七日エトモへ出越年正月八日ウスへ移り申候

一當正月夷地ウスニ罷在雪解氷釋を待て直ちに奥蝦夷地へ進みクナシリ島エトロフ島よりウルツア島へ渡海夫より赤人の島々チリボイシモシリ島邊へも可成丈ヶ渡海の積に候處一と先歸府候様東都よりの召狀到來に付早速ウス出立の處未だ山中深雪にて道路艱難夷地越年に候得者當未之曆ヒツも不存正月之大小も不辨所謂山中無曆日の類にて又南部松前之私大も謂れあることと存當り福島へ至り始めて津輕版の柱曆を見て今年之大小を知り二月二日白神峠にて大風雪併し同日無恙松前著致し同九日三馬屋へ渡海の處津輕地未だ深雪一望皓白且人跡を見候のみにて人足は皆羴羚羊の皮を被り駕籠はソリに載せて引き候南部野邊地は軒の上迄雪に埋れ戸口は穴のことくに成居申候同廿二日仙臺著の處急ぎ歸府候様にとの事にて九十五里を五日路に同廿六日江戸安著致候然處舊臘より蝦夷地異國境御取締御用被仰出東蝦夷地ウラカワよりシントコ迄其外島々迄上地に相成御役人数人被差遣候折柄三月十五日不佞義不存寄轉役被仰付候是全去年以來海外の勞を被賞候御事にて同十七日爲御暇金貳枚時服二拜領同十九日御朱印拜受東都在宅僅廿三日にて同廿日又々蝦夷地へ發足致し四月廿四日松前渡海五月九日御用

明治卅六年五月十日備中  
田三宅氏所藏  
近藤守重自筆  
書ヲ以テ校正朱  
書中圖無之

地シラカロへ入六月十二日チモロよりリナシリへ渡り同十九日アトイヤへ著致  
し候何方も昨年廻覽の地山川再會の想をなし面白覺へ申候乍併リナシリ島半途  
よりは夷人も住居無之野宿のみにて往來風雨飢寒の思も不少候へとも志士溝  
壑を不忘の一助と獨笑罷在候當年も又々夷地へ越年來早春エトロフよりウルツ  
フへ相進候等に候兼て御存之通り去卯年長崎御用より當未迄五ヶ年の間日本國  
中西東を究め海外へ踏出し經歷凡二十五ヶ國道程凡八百五十里折返し一千七百  
里唐土の里法に直し候は凡八千八百里内外に可有之不佞今年歳二十九日本  
六十六州不佞が如き遠足の者唯一人に不可過男兒四方の壯遊本懷之至欣躍不啻  
候併し五ヶ年の間在宅僅か十ヶ月二親の温情を欠候と雖も忠孝不兩全此一事少  
々懸念而已に候老人にも今十年已前にも候は定めて此地へ御踏出しも可有之  
をと遙に想像致し候近來竹亭何等の御清樂候哉浦麟長時々御出會も候哉承度別  
紙小圖は臥遊の一歴と進覽いたし候隨分強飯加餐御保護御長生可被成候時節も  
候者今一度拜晤不佞が胸中の烟霞を以て老人山水の奇骨を洗濯致し申度事と存  
候先者起居承度旁任舊契アトイヤ風待の丸小屋の内草々如此候頓首

從蝦夷地

申六月廿一日出

備中 古河古松軒老人

机下

近藤重藏守重 花押

時に古松軒年七十五にして岡田の隣地園に一箇の僻境を構へ四方竹籬を以て圍み  
竹亭と号す門前小流あり板橋を架し平素これを撤して俗人の出入を禁し觀書筆硯  
を以て娛樂とす死生命あり文化四年丁卯十一月十日遠逝す年八十二下道郡新本村  
宅源寺先塋の側に葬る辭世の和歌二首あり短冊に自筆にて書せり  
一日たにれしまるゝまで身は老ぬれしまさりけるむかし戀しき 辰  
表に ゆかしき事  
かまきりもなくて

哀れなりけふをかまきりとれもふに予人のめくみ本ノマ、落字ナラン○なみたなかれぬ  
裏に 返すくも

八十二翁 辰詠

右の辭世は今備中足守吉田臺之助氏の家に藏む

家中騷亂後の宇喜多秀家

塚本吉彦

宇喜多中納言殿家老浮田左京亮戸川肥後守岡越前守花房志摩守四人申分出來四人  
の衆面々屋敷に居候ては難叶とて大坂高麗橋東北の角に浮田左京屋敷あり此所へ  
引籠り髪をそり云々(中略)浮田左京戸川肥後守は御供被仕候岡越前守花房志摩守も  
罷下り度と様々申上候へども思召有之とて大坂に御殘置候 其後關ヶ原之役に備  
前中納言殿(宇喜多秀家)生死不知田中筑後守西尾豊後守に被仰付伊吹山邊江州北部  
不殘尋候へども不知

慶長五年十月の下旬進藤三右衛門と云士一人大坂にて本多上野介所へ來りて云様  
備前中納言殿色々御尋被成候由承及候拙者備前中納言殿の士にて最後迄附居候者  
なり上聞に被達候へと申候に付証據は何ぞと尋候へば鳥飼國次と申名物の脇差御差  
候を髓に見申候被仰付尋候はば出可申由に付て彦坂小刑部日向半兵衛に被仰付三  
右衛門案内仕伊吹山の麓在々所々不殘尋候へ共脇差なし三右衛門致し方を失ひ如  
何にも破れかゝりたる小屋へ這入見れば女一人在て外に人なし女麻を續て居申候  
オゴケの内に脇指の様成るもの立てあり取て見れば國次なり金具もはづれ鞘計り  
なり女に亭主を尋候へば十日計以前果候由申候此由小刑部半兵衛に申兩人三右衛  
門を連て大坂へ還脇指は家康公御前へ上申候三右衛門は本多上野介に被爲預置候

三右衛門は中納言殿に新參の奉公人如何にも輕き歩行者よりは少しあがりたる  
ものらしく候

進藤三右衛門中納言殿を退け申次第駿河府中鷲森近所小幡孫市亭にて振舞仕城和  
泉守市橋下總守西尾豊後守遠藤但馬進藤三右衛門某同坐城和泉守被申出候は備前  
中納言合戦に御負候て以後の事三右衛門語被申候へ正眞の供人にて候各も御聞候  
へと被申候時に三右衛門語り被申候様は合戦に負伊吹山に小木六七本藤葛のまつ  
はりたる隠家の様に成たる所あり此所へ中納言を隠し置き供の者七人主従八人具  
足は脱捨刀も捨肌帷子一つにて九月中旬山中寒く候に屈み居候に地下の人共あそ  
こ爰に三五人づゝ落人剝取べき爲に立廻り候中納言水を呑度と被仰候水を汲可申  
物はなし三右衛門谷へ下り候へば水は有れど汲むべきものなし何と致し可申と見  
廻しければ人を討刀を拭候やらん紙二三枚つゝ澤山にあり紙を集め水をしめし候  
に中納言殿御坐候所にて人音致しけり此時害申候や御坐候所へ參り害せられては  
如何と思ひ煩候名ある大將の憂目に被爲逢候に如何成及生害候共と思ひ直し紙に  
濕したる水を手持谷より上りて見れば中納言殿壹人御坐して六人は何方へ參候  
やらん不見此時脇指失せ申候郷人取申候紙に濕したる水を參らせ其頃我等は達者

健にはあり落させ候へど申肩に掛申兎や角や致候へば日は暮通夜手を引又は背に負ひ力を添申候に歩行付させられねば成間敷候捨候へど度々被仰候捨候へど被仰候時は背負申候前日半日と一夜と翌日迄御供申候へば山を旋り谷を越に歩行申候へば兼て道は不存候へば昨日の合戦場へ出候此時は力もなく腰も抜無途方食は昨朝の儘餓候事無限候され共達者に健に候へば御手を引又は肩に掛背に負一向に行ければ近江の國北の郡へ出候得共日暮申候去る在所へ出隣も遠き家の後へ参り内の躰を聞ければ火もありければ此邊は備前中納言殿御行方御改にて田中筑後殿西尾豊後殿所の代官より強き御穿鑿にて候落人にて御座候はゞ不入事御申候はんより何方へも被爲落候へと返答す御亭主に逢申度候少の程御出給り候へと申候へば兎角御目に掛り候事成間敷候被爲落候へと再三再四四五度申候是非出給候得と違て申候へば亭主出候忍ひやかに備前中納言殿を御供申参候いかしても殺しても大御所様へぐし申御褒美に預り候はん共其身次第と申候へば無物躰事一刻も早く何方へ成とも退せられ候へと申候亭主へ取附三日食に饑帷子一ツにて寒く一足も他所へ行候事不成兎にも角にも其方に任せ候と申候へば亭主聞分て背戸なる牛の部屋へ入れ糖黍にて埋め亭主は内へ入夜更人静りて粥を持來り少し與ゆる猶と好

み候へ共三日饑て一度に食すれば腹中にあたる御堪忍候へと申内へ歸り鶏鳴過に又粥を少し與ゆる夜明候はん人並に亭主背戸口を明け内へ入深く御忍ひ候へ百姓召仕候者も存候へば成不申候朝の食は晝夕飯は夜に入り夫婦の者入れ物に入候如何にも忍ひやかに與ゆる汁もなし此家に二日居候中く顯候が増と窮屈迷惑と亭主へ申候へば御顯れ候はゞ御身の爲に宜しからん吾等一族共は如何程強き御成敗に逢可申哉御堪忍候へと申上候三日目に諸道具にて家を取巻此家内に備前中納言殿を隠置候と物頭たるべきもの家内へ三人許一人はわらんじながら床の上へ被上候亭主納戸へ這入刀を取出し腰の下に横たへ百姓迎御侮り草鞋ながら居所へ御上り候納戸へも御這入中納言殿御坐候歟家を取巻候者も皆退候豊後守殿をなたの者にて候納戸より覗き見申候顔をば三人あがら能見知候と語被申ければ豊州も笑ひ一坐衆も左も有可事亭主は心ある一廉の者と何れも被申候へ共江州にての在所は何方も亭主の名も聞れ不申候

三右衛門中納言殿へ申上候は大坂へ参上可申候御狀被進候へと申四寸四方程なる紙に狀被遊候を編笠の緒に纏付て二日に大坂へ行著中納言殿屋敷御臺所へ這入候へば流石に大名の御臺所人も多く夥敷御臺所へ這入候へ共御合戦勝負の沙汰する

人もなし新参者の殊に誰をと申傳へ候はん人も不知一日朝より臺所の庭へ立休らひ候へ共改候者もなし臺所より奥へ参り候所に番の者あり其人を頼み御局に御目に掛り度と呼出し給り候へと申候へば無程局出會れ候編笠の緒へ纏交候御狀を取出しひろげ見せ候へば一見せられ奥へ這入黄金二十五枚持て出三右衛門に渡され金を受取首に掛夜通六津迄走著候此時大御所様は大津の城に先手衆は醍醐山科邊に陣取三右衛門大津海邊へ出船にて参候歟陸を可参歟と思案仕ける内に黄金能程あり是を元にして世渡候とも成べし中納言殿御坐候所へ参りても若失させ給ひ候所へ参りては如何可有と思ひ候へば先へ二足後へ三足退程也兎角中納言殿新参の吾等を頼み思召候はんに船にては海上も不知思ひ切て陸地を歩み其日参著候へば中納言殿無異にて御坐被成候亭主に黄金二枚出し五枚は手前に持翌朝中納言殿を駄賃馬に乗せ申編笠を著せ申大津醍醐を過し伏見京橋にて川船に乗せ申大坂天満にて黄金を替へ此人を薩摩へ御供申あなたへ無事に御着候はと御狀を取て戻り候へと約束し黄金二枚中納言殿に渡し爲持申候生れ付ての大名にて候へば黄金一枚は如何程の用を調候事も御存不被成候薩摩へ送り申船主は御狀を持上り候へと約束の通り船主大坂へ持來自筆の御狀なり二枚の黄金江州より大坂迄御供申候路錢に

遣ひ餘る所は我身に持候て中納言殿御行末儘に承届候て其上本多上野介所へ出備前中納言殿最期迄添ひ申候者として罷出候に證據被尋候時鳥飼國次の事を申候なり大御所様伊勢國にて在所不殘被下候と被仰出知行高は御意無く是にて心得可有なり三年過て中納言殿を三右衛門薩摩へ下し申候事を諸人も存候時代萬事大に候へば三右衛門大坂にて中納言殿臺所の庭に一日立休らい候へども改候者もなし奥へ参候口の番衆も局を呼出し用度を調候事はかの行申候事天下大小名共に同事此頃は屋敷より下に入札もなし目付と申事もなくて諸國治り上下樂しみ商人百姓もそれ／＼に樂しみ申なり

宇喜多中納言秀家公濃州青野合戦に討負同國山中に隠れ御坐候時難波助右衛門秀經御迎に参道行あら／＼書付

一濃州青野合戦其隠なき事

北國西國悉敗軍之時秀家公は同國伊吹山へ退給ふ其時侍七人御供仕其侍名聴と覺不申候昔田作内生國美作進藤三左衛門伊勢足守木下肥後殿家中杉原丹下殿祖父や新参成共御主の御奉公能勤め方難堪所付そひ御奉公仕由也昔田作内は御意不入候ゆへ御手巾を被遣谷底に水取に被遣其間に御退被爲成由也森田小傳

治此人は名を覺に申候殘而四人は覺不申候扱御穿鑿つよく御坐候て御難義之時  
與風被出思召脇差を壹腰被遣是を面に見知り有物に預置後日に御公儀に指上候  
得と被仰付濃州之馬次の小宿に片め成鍛治に預け置申候其後御公儀へ上り申候  
哉御穿鑿少は愚に成申由也此御脇差は鳥飼國次と申候て別て御秘藏也先年太閤様  
御在世之時日本之諸大名在大坂之時脇差を宇津といふ事はやり申に付諸大名衆  
互に指替被成候權現様御替可被爲成由被仰候得共秀家公御承引無之御立腹被爲  
成御中不和に成申候よし也石田治部少輔頼に憑申候ゆへ明石掃部助達而御異見  
仕に付關ヶ原陣之御人數に御成り候由承及申候其後右之六人侍共に御暇被下御  
身計濃州山家の百姓を御頼被爲成候彼百姓頼母數幸穴に隠置朝夕之御食を夜るく  
指上申由也其間之御難義難盡筆紙中にも御代官山に鳩木に留り居申をねらひに  
上り申候其山に秀家公隠れ忍ひ御坐し時彼鳥を御代官鉄炮にて討被申候へは仕  
合よく鳩に中り申候ゆへ早速山より下り申候其跡に緩々と御退被爲成由也彼百  
姓秀家公に御奉公仕事筆紙に難謝候其以後京都之御袋方圓入様に注進申候御迎  
に參侍三人本田四兵衛是は加州へ參申候津島七右衛門は於伏見に何咎は不知籠者  
ゆへ叻右衛門は泉州堺の伊庭町に居申候淨悅産れ申候故住吉之氏子也淨悅には

胎内より懸り申とて笑申候無左候は、遠島の御供可仕に懐胎ゆへ御赦免之由也  
堺より京都に被召上濃州の御書の御書付を御見せ被爲成御迎に參候鹿の皮買に  
罷成り參候難波三介是は後に岡山紺屋町にて醫者に罷成り玄昌と申候難波小一郎  
は高麗陣朝鮮陣之時十三歳にて召連參候彼者遠者にて濃州山家路雪ふかく及難  
義所をはねる或時は路見へさる時は河筋を道にして通り第一かわやに御坐被爲成  
所無之河原之砂を握り御坐被爲成之由也道すから御難義筆に盡かたく馬に乗り御  
通り之時成羽の三村紀伊守見知り備前宇喜多中納言殿御通りと申候よし也方々難  
堪所付そひ漸京都へ御供仕り御袋方圓入院様へ渡し申候圓入院様御文二通所持仕  
候其内に本田左もじ殿と御坐候御文ありそれは本田佐渡守殿次男なり於江戸十  
七歳之時喧嘩にて相手を切備前宇喜多殿を頼御抱置知行壹萬石被遣本田左兵衛  
殿と申候其砌は御袋様に切々御見舞被成候有時濃州山家に宇喜多殿御隠れ御坐  
よし證人出來及御難義所に宇喜多殿にては無之本田左兵衛殿と申候然は其證人在  
之かと御代官御味吟に付俄に江戸へはや飛脚を被遣右の本田佐渡殿へ近日御代  
官美濃山中百姓を召連被參候其首尾よく御あしらひ被成被下候へと被仰遣に付  
如案百姓を代官召連被參候佐渡守殿白砂へ下り百姓の手を取御座敷に被召上其

方影にて子を一人もふけたるとて別而御馳走被成候得者御代官肝をつふし申候佐渡殿御存生にて候はゞ宇喜多殿自然御赦免在之事も可有之所に佐渡守殿御死去其上嫡男上野殿も後には遠島之故御赦免之沙汰無之候上野殿へは配所よりも御書参由也道中難義之内明石にて船より御上り之時海へ御落被爲成御着物ぬれ御機嫌あしくなり人見知り候得者惡とて實の家人のことく刀にそりかけ散々しかり申候得者武藏坊が判官殿をしかり申候も尤と被仰御笑被爲成候由也如右之秀經堺にて小市郎無所をかこひゆるくゝと休息被爲成候よし承畢其已後薩摩の島津館に御下り緩々と御休息被遊牛根と申在所禪寺御住宅之よしあり彼僧宮古忘れの菊を一枝御慰みに指上候得者當座に

うたゝねの夢もうしねの里にさへ宮古忘れの菊はさきけり

と御詠歌被遊候よしなり薩摩にて島津々緩々と御滞留被爲遊候得と留申され候得共秀家公年久き家を我等絶し申事いやに思召無理に御上り候由也薩摩より秀經方方に御書を被下御名を休復と御改被爲成今にたゐて所持事

一泉州堺にて秀家公秀經にも御感之御書頂戴于今所持仕事三助小市郎にも御書頂戴仕候小市郎は城谷祖父也

一本田佐渡守殿秀家公駿河久野に御坐被爲成と被仰駿河に御下りゆるくゝと御滞留被遊候由也其外關東にても緩々と御坐なさせられ方々御廻り其以後遠島八丈島へ流罪の由也

一本田安房守殿は右に左兵衛殿と申候加州に御越被成知行五萬三千石與力かけて七萬石餘御取候て一老なり

一中略

一我等廿計之時加賀之金澤へ親子つれにて参中村刑部一色主膳兩人案内にて備前御後室様へ御臺所迄御見廻に参候此御後室様を加州にては備前様と申候則備前之御城主也加賀之前田又左衛門利家公之御息女前田肥前殿御姉子様なり右之兩人同道仕御臺所に上り申候利休切之竹之花生てほう兼常之包丁兩種持参仕御臺所に罷出候得者御坐所へ被爲食寄御盃を被爲下親子共に殊之外御褒美被爲成彼兩種御手に持せられ御落涙被爲遊候得者右の案内仕られ候一色主膳被申候は尙此御花生は御家之御重物目出度御道具にて先年朝鮮にても火事之時穴藏に御坐候此度年久敷御家に戻申事一入目出度御道具と悦被申候秀經所にても京都之取賣代付仕候得共御主之御道具を代替渡世を送り申事天罰をそれ賣不申候兼常包

丁にも棒槌之中に兼常と銘御坐候大は成能脇指にて候扱右之御事とも御尋被爲成持參之御道具女の持せられ御用に不立御道具なり八朔に御登城被爲成候間世悴を御目見へ致させはるく備前より御見廻に參此御道具持參仕候とて御上け被爲成御憑被爲成候は自餘之もの頼申とは違ひ可申間滞留仕候得と御直に御意被爲成下候得共若輩者公界不存罷戻り申候於于今殘念不過之候本田房州殿何れへも御暇乞不仕罷戻り申候本田安房守殿より越前福井迄飛脚を被下御禮之書簡于今所持仕事其文書を爰に舉ぐ

先日者御出候處早々申承御殘多候久々にて御下候事之間緩々可有御逗留候打續殊外之温氣候將二是式に候へ共帷子二并御息へ一ッ進候恐々謹言

花押

本 安房守

難波助右衛門様

御中

一(中略)其方共不知事にて候故大方聞傳我等所存書置也仍而如件

元祿三庚午菊月 日

難波休甫齋經之 花押

難波助右衛門殿(實名秀經と云)

ここに登載せる二通の文書は宇喜多秀家關ヶ原落去の後島津家に倚頼し薩摩國へ滞留中難波助右衛門にさし越されしものにて秀家後休復と改唱せられたり

今度我々身上儀に付て不顧一命山中に被罷越其以後方々難堪所付そい奉公之義誠以満足之至不淺候我々身上成立候は其方事一かとの身體に可相計候今度奉公輕重無忘却候向後も我々身上之儀諸事無由斷其心遣肝要候謹言

五月朔日(慶長六年なり)

秀 家 花押

難波助右衛門殿

我々心中申置候間宜様に其心得たのみ入候以上

幸便條令申候良久相隔扱々ゆかし存候此元今日迄は無別條候間先以可御心安候尤切々以書狀成とも申度内存候雖不淺便宜近々に無之故不任心底候勿論忠思之程朝昏聊以無忘却尙えんゆふまで申候間可被相傳候恐々謹言

五月十三日(慶長七年なり)

休 復

なをく從は一兩度具以書狀を申候得とも定相届き候や終に此方には書狀も無到來候き所唯今の在所都とほどへたより候由候間定ひんきも可爲不案故と存事候さてく數年の難堪とも可有御推量候なにとそ候て一命被成御赦免候て今一



度及面こともかなと存念迄に候かしこ

難 助 右

参

休

この文書は秀家内室其他の人々より難波助右衛門の許へさし越されしものを左に掲ぐ

ひさしくねとづれも候はず候ひかしにもなに事も候はず候こゝろやすく候べく候この文ははやしくしもに御いとまきやらんこし候ともそもし御いところしらす候て参らせ候す候いつもこゝろにはねもい候へどもそのかいも候はず候のぼりのねもふしはそもじもこゝろへ御いり候はんやと存参らせ候へばねもいきり候て御いでも候はず候まづいのちかたすけ候てこを一人もうけたると存参らせ候ねやこ三人ながらなに事も候はず候かしこ

(月日不明)

なんば

すけへもんとのへ

より

ちよ

此文の包紙に和歌を一首書付あり難波助右衛門秀経の詠草にて秀経浪人中備前の城主池田利隆公家臣に命じて秀経を召抱ん事をつぐ其時秀経はテンバを引き片目

をふさぎ不具者の真似して再び仕へん事を示すその時の和歌なり

いくたひもしうのいのちにかわるべしふた心こそながきはじなれ

秀家卿の母堂圓融院殿より難波助右衛門へ贈られし文書

一日はいろくこゝろづかひ候へはてまへなに事も候はず候よしまゝ参らせま  
んぞく申候そこもとよろこひもいまだにて候やうけ給たく候ひまのすきにちと  
くこのかたへこされ候べく候よろづ申うけ給りたく候われくもこのすへに  
はきやうへこし候はんまゝそのうちかならず御こし参らせ候なにもくねもふ  
ほどは申され候はず候申たくよき御事申うけ給り参らせ候くれくほんださも  
し殿御のぼり候ははそもじへとく申候てだんかう申せと御申候事なとまといつ  
れもかすもしにて申参らせ候よろこひども候てひま候はんときこされ候へしこ  
ろからこのかたのしんろうのぼと申つくしがたく候いよく何事もくだんか  
う申候べく候かしこ

返くこのかた何のさたも御さなく候もしめづらしきさたうけ給たく候かしこ

(月日不明)

なんば

すけへもんどのへ

えん

秀家卿内室の侍女より難波の許へ贈る文書

文のどをりすなはち御めにかへ申候はるゝの所をよくぞく御みまひに人を御わけ候てことにみごとのふじとのり二ふくろ御上候日ろう申候大かたならぬ御まげんめづらしくむかしを覺しめしいたし一しほにてまんぞくなされ候との御事にて候われゝかたよりよくゝこゝろへ候て御禮申上候へと仰せられ候こゝろはきとくに御みまひ御まんぞくにねほしめし候ひさゝの御らう人の事に候へばなにの御こゝろづけあそばし候御事も候はて御はづかしくねほしめされ候さやう候へばしまへもこのはるふねにいり御おんしんなどもなされ候御三人さまながら御そくさいさまに御入候よし申候まゝ御心やすく候(文不明又以下文不明)

なんば

すけえもんどのへ

かせんさまにて

中

たしかなる御そうきこへ申参らせ候まゝつたへ候て御そう申参らせ候めでたくめでたく御しやめんの御事を申やうにといわぬ申候返ゝみやのり御わけ候て

御まげんの御事にて候めでたくかしこくわしき御事は中むらぎゆふ殿より御申参らせ候かしこ

かせんさまにてとあるは備前様の誤にてはなきや

又秀家卿内室の附人中村氏の文書

手前取紛早々及御報候以上

遠路爲御見舞人御越候事

備前様被成御満足候事藤戸のり上申候事我等へもてりふ茶きんなど御めし給候事

一昨十四日に不慮之火事出来也町侍家我等家はしめ城中不殘燒申候へば被推量候事

一備前様生〇下候〇〇も無事候條御氣遣有間敷候委曲御使之者可申入候恐々謹言

卯月五日

中村刑部丞

難 助右様

花押

貴報

宇喜多秀家關ヶ原陣以後ノ成行ハ諸家ノ文書中大同小異アリト雖モミナ當時ノ事實ナル論ヲ俣タズ今又其一ニヲ紹介セントス

コ、ニ掲ケルハ舊津高郡辛川城主虫明市内ノ子九平次宇喜多秀家誕生アリシヨ  
 リ眠近シテ關ヶ原敗軍ノ末薩摩へ微行セラレシ以後マデ宇喜多家ニツクセシ始  
 末ヲソノ末孫又八池田家ニ仕ヘシ時先祖ノ履歷ヲ書上シモノナリ  
 虫明九平次ノ父市内ハ初メ浦上家ニ仕ヘ後チ宇喜多直家ニ仕ヘ天正九年兒島郡  
 八濱ニ於テ毛利勢ト合戦ノ時宇喜多基家ニ與力シ八月二十三日基家討死ノ時市  
 内左近内父子トモ戦死シケレバ二男九平次幼少ニテ家ヲ繼ケリ市内左近内父子  
 ノ墓ハ辛川ノ東今岡ニアリ俚俗此所ヲ市内山ト呼フナリ

虫明又八先祖之義書上

虫明九平次は父市内船屋敷津高郡中村に罷在候宇喜多直家惣領八郎誕生に付七  
 夜之祝より戸川縫殿之助九平次被呼出兒小性仕罷在候  
 秀吉公備中高松御陣之刻宇喜多人數は不殘御先手仕候此節秀家八歳に罷成候に  
 付戸川縫殿之助虫明九平次側を不離罷在大形高松御陣所へ秀吉公御機嫌伺に縫殿  
 之助九平次替々參申候音物萬事家老岡豊前指圖にて御座候其日御返事被下候事  
 無之翌日必被下罷歸候其後秀家より新知三百石給小性頭被申付候秀家より九平  
 次方へ自筆之狀とも私方に數通御座候 關ヶ原陣之刻宇喜多秀家より九平次に加

増被申付都合七百石近習鑊炮三十人預り供仕罷越秀家落人に罷成薩摩へ罷下島  
 津義久可頼と豊後國佐賀關迄上下三人にて罷下牧藤内と祖父九平次と供仕候へ  
 共人多にては難成候間圖を仕り残り候へと秀家被申付候九平次残り圖を取申に  
 付中納言殿被申候は我姉并に甥宇喜多内記親子之者作州笹吹に罷在候是を京都  
 へ連行上京に置給候へば我供仕候より生々世々之奉公と被申候に付上ノ關を渡  
 り陸地より上り備前へ罷著指圖之通笹吹に罷越兩人を京都へ送届申内記後には  
 江原十兵衛と申九平次は奥村五郎兵衛と名を替申三年之後惣而謀叛人之家來共  
 御赦免之御觸御座候に付身上之義も承立申翌年花房助兵衛殿肝煎にて武藏守様  
 (池田利隆公)へ被召出二百石被下候

因に記す豊後國佐賀ノ關にて秀家卿に別れ歸國の時卿の佩刀を九平次に賜はり虫  
 明家の重器として代々持傳へしが後世の人故ありて他に譲り今はなしといふ此刀  
 九寸五分の短刀にして駿州島田住義助作也

ユレハ織田上野介没後ノ浪人進藤惣左衛門寛文三年二月池田光政公ニ知行三百石  
 ニテ仕へ延寶五年九月病死其子進藤小助曾祖父以後ノ履歷ヲ書出セシモノナリ  
 進藤三左衛門 宇喜多中納言殿ニテ足輕預リ居申由慶長五年關ヶ原陣已後權現様

ヨリ中納言殿行衛御尋被成候節中納言殿家來芦田作内罷出申上候ハ中納言殿御立退之刻進藤三左衛門ト申者供仕候間進藤三左衛門へ御尋被成候ハ、知レ可申ト申上候ニ付方々御尋候故三左衛門罷出候へハ中納言殿儀ハ御敵仕候へ共三左衛門義ハ主へ忠節ノ者無比頼母敷思召候間可被召出トノ上意ニテ何方へ主取仕候トモ御貫可被成ト御意ノ由ニ御座候其後黄金十枚拜領仕候重テ中納言殿指申候烏飼國次ノ脇指行衛相尋候へト上意ニテ御朱印被下關ヶ原へ參尋出シ指上申候其後中納言殿薩摩ヨリ被出候節本多上野殿徳山大藏殿ヲ以テ中納言殿へ三左衛門義御尋被成候へハ五十日餘關ヶ原ノ在郷ニテ三左衛門育申候由ニ申候ハ、右三左衛門申候ハ三日附其後別申候由申上候右ノ違却一入頼母敷思召候由度々御直ニ御念頃ノ上意ニテ御座候由其後被召出候

進藤惣左衛門 關ヶ原ノ時分丹羽五郎左衛門殿ニ罷在其後方々ニ罷在後ハ織田上野殿ニテ參百石被下罷在病死仕候

進藤惣左衛門 跡知無相違上野介殿被申付候上野介殿病死ノ後浪人仕候  
コ、ニ登錄スルハ小早川秀雄ノ筆記ナリ小早川氏ハ備中足守藩主木下家ノ臣ナリ秀雄幼名久米之丞ト唱ス父ヲ吉田方行ト云近江比企一派弓術ノ師範家タリ秀雄ハ

吉田家 ノ二男ニテ別ニ土肥氏ヲ嗣ク後小早川ニ改ム若年ヨリ文學ニ志篤ク兵學ニ精シク且書事ヲ嗜ムガ故ニ築城法ノ如キハ其形狀ヲ描寫シ以テ子弟ニ示ス常居舉動ノ他ニ異ナルコト多シ當時地方ニ奇人クウテント呼ブクウテノハ通稱久米之丞ナルガ故ナリ嘉永八年正月三日卒ス年五十二足守修福寺ニ墓アリ

一字喜多中納言秀家卿關ヶ原敗軍シテ後家臣進藤三左衛門黒田勘十郎唯二人ヲ連テ其夜ハ美濃國粕川ノ谷岩隠レニ勘十郎が膝ヲ枕ニシテ曉迄マドロミ明ル九月廿六日白檜村五郎右衛門ト云者落人討ント鏡ヲ引提テ行逢則突テ掛ル秀家主從三人トテモニ遁レヌ所ゾ身ヲ搦ヘアルヲ五郎右衛門見テ鏡ヲ横タヘ平伏シテ申ケルハ唯人トハ見得サセ給ハズ痛ハシクゾ候へ何方へ成トモ御供仕ベク名乗ラセ給へトアリケレハ秀家卿モツ、ミモアへズ名乗給フ五郎右衛門承リ某が家見苦敷ハ候へドモ御忍ビ候へトテ主從三人ヲ誘ヒ三里計山ノ中ヲ分行秀家卿ヲバ五郎右衛門カ下部九藏ト云者カキ負テ白檜村へ急キケル其間ニテ郷人數多追掛ケル五郎右衛門サマザマ斷ヲ申ケレバサラバ腰物ヲ給ハント乞ケレバ無力三左衛門勘十郎モ腰ノモノヲ拔其郷人ニ得サセテ漸ク白檜村へ行ク五郎右衛門方ニ隠テ數日經テケル中ニ秀家カクゾ詠セラレケル

山の端の月はむかしにかはらねど我が身の程は面影もなし  
涙のみながれて未はくゐせ川水の泡とや消むとすらん

ユレハ前日關ヶ原戰ノ邊リニ杭瀬川ト云所有テ則前日二十四日戰ノ場ナリ斯テ  
秀家卿ハ薩摩ノ方迄落行度ハ思ハレケレバ里民ノ有馬湯治スル躰ニシテ乗物ニ  
乗セ大坂ニ着天王寺ノ中ニ秀家卿相知レル僧ノ有ケルヲ頼テ落着船ヲ求テ大隅  
國へ落行島津ヲ頼ミ隠レラレケレドモ終ニ關東ノ御憎ミニ因テ豆州八丈島へ息  
侍從トモニ遠流セラレケルトナリ

吉彦曰 慶長八年九月秀家卿二子八郎侍從秀高小平次秀繼ト共ニ駿州久能ニ  
放タル翌年伊豆下田ニ移サレ慶長十一年主從十三人八丈島ニ流サル、ナリ  
一明曆ノ頃備前牛窓ノ廻船難風ニ吹流サレテ八丈島ニカ、リシニ巖ノ間ニ年餘八  
十餘トモ覺シキ老翁釣ヲ垂レ居ケル彼翁問テ曰其方ハ何國ノモノナルゾト問フ  
船人答曰我々ハ備前國ノ者ナリト云老翁曰備前ト聞バナツカシク思フナリ我モ  
元ハ備前生國ナリ唯今ノ國主名ハ何ト云ケルヤ船人曰松平新太郎ト申奉ルナリ  
ト云松平ニテハ知レガタシ實名何ヤラント云へバ其義ハ知ラヌト答フ然ハ定紋  
ハ何ナルカト問フ定紋ハ蝶ニテ候ト云フサスレバ池田三左衛門ガ子カ孫ナルラ

ソ又問フ城ノ西北外廓ニ堀ヲ堀タルカト堀ハアリト云サスレバ今ハ城地益要害  
堅固ニナリケルト云ハレケルトゾ

吉彦曰 此事小異アリ此船ハ備前西大寺湊屋ト云モノ、持船ニテ難船ノ當  
時備前ト聞ハナツカシク思フト云ハレシニヨリ船ニ蓄フル處ノ備前ノ産物  
ドモ老翁ニ献リシカバユトノ外喜バレ詩歌ナド書テ贈ラレケレバ船子ドモ  
イカナル御人ニテ御名ヲバ何ト申候ヤト問ヒケレバ答ヘラレズ國へ歸リテ  
話シナバ定メテ人ノ知リテアルベシト云レケレバ船子ドモ其詩歌ヲ懐ニシ  
テ歸リテ人々ニシメシケレバ必定秀家卿ニコソアラメト申ケル賜ハル所ノ  
詩歌數葉ノ内ソノ一二ヲ左ニ掲ク

萬事無心一釣竿三公不換此江山

我せこにみせばやとれもふ梅の花それともみへす雪のふれれは  
梅の花それともみへす久堅のあまきる雪のなへてふれれは

湊屋ノ一族三家分配シテ所藏セリ其宗家ニハ十二葉ヲ六曲屏風ニ押テ藏セ  
シヲ往年西國諸侯關東へ在勤交代ニテ通行アリシ時珍ヲ數モノ故上道郡一  
日市驛ノ本陣へ貸セテ立置シニ何人ノシワザニヤハリマゼノ其中ヲ二葉ハ

ギテ盗ミトリシトゾ今西大寺觀音院ニ同族中ヨリ寄附セシモノ一軸ヲ藏セ  
 一秀家卿八丈島へ配流アリテヨリハカスカナル住居ナリ徳川二代將軍秀忠公ノ時  
 代官衆八丈島仕置ノタメニ渡海アリ秀家卿ノコトヲ聞キイトヲシク思ハレテ或  
 時彼ノ代官衆ヨリ手輕キ配膳ヲ秀家卿ニ饗應アリケレバ大ニ悦ビ玉ヒテ饗膳ニ  
 向ハレケ、ガ椀飯ニタ盛食ヲ給ヒ三盛メシバ懷中ヨリ帖紙取り出シテユレヲ包  
 マル、故代官衆イトフシンニ思ヒソノ故ヲ問レケレバ秀家卿ノタマフハ當地配  
 流以來カ、ル膳部ヲ給ルコトナシ故ニ宿ニ居ルモノドモニ給ベサセタリテ斯ク  
 尾籠ヲモ憚ラズテナセシト云ハレケレバ代官衆秀家卿ノ心中ヲ察シ思ハズ落涙  
 シ玉フソノ後米二苞ヲ秀家卿ニ贈ラル卿ハウレシサノアマリ所持セラレシ内赤  
 ノ盆ヲ代官衆へ贈ラル此内赤ノ盆ト云ハ天下ニ參校ノ盆ニテ希代ノ重器ナリ宇  
 喜多家ニ一枚傳來アリシガ武具ハ持行事ヲ禁ゼラレシ故セメテノコトニ重器ノ  
 内赤盆持參ノコトヲ願ヒテ持行レシモノナリ代官衆江戸ニ歸着ノ上將軍秀忠公  
 ニ御目見ノ節宇喜多八郎ハ未ダ命ナガラへ居ルカトノ上意アリ即チ渡島中ノ始  
 末詳細ニ言上シケレバ不便ニ思食秀家卿所縁ノモノドモ憚ヲ存シ合力セザル段

自今苦シカラズ貢間ケベシトノ上意ニテ加州前田家ヨリモ以來年々米金衣類等  
 ヲ送ラレケルトナリ(此條中川玄興ノ話)以上小早川氏ノ筆記ナリ  
 一宇喜多秀家ノ八丈島へ流サル、ヤ二子八郎秀高小平次秀繼ト共ニ慶長十一年主  
 從十三人渡島此時乳母澤橋氏モ隨從シテ島ニ渡レル人數ノ中ニ加ハレリ澤橋ニ  
 一男子アリ兵大夫ト唱ス加州前田家へ引取幼育セラレ成長シテ利長公ニ仕フ後  
 年仕ヲ辭シ僧トナリ加州ヲ去リ官廳ニ訴テ云フ臣ガ母主家宇喜多秀家ニ隨テ八  
 丈島ニアリ願クハ八丈島ニ渡海シ母ヲ養ハント乞フ官許サズ又請テ曰八丈島資  
 用ニ乏シケレバ宇喜多ノ親族ヨリ年々資用ヲ島ニ渡サレンコトヲト官コレヲ許  
 スニヨリ以來前田家ヨリ毎歲絶ヘズ送リ遣ハサレシトゾ  
 寛政八年仲夏備中倉敷代官三河口太忠輝昌備前兒島郡海面附寄洲新開見分トシテ  
 天城へ滯在中古川古松軒翁モ亦幕命ヲ奉シテ出張三河口氏ト同宿ノ際氏が先年伊  
 豆七島取調トシテ渡島踏査セラレシ狀況ヲ聽キ編集セシ八丈島筆記中ヲ抄出スル  
 左ノ如シ  
 一宇喜多中納言秀家卿ノ子孫ノ末三家アリ本家ヲ宇喜多孫九郎ト云何レモ人物イ  
 ヤシ世ニ云フ氏ヨリソタチナリ誠ニ田夫野人ノ躰ナリ然レトモ加州前田家ヨリ

ノ年々贈り物ニテ渡世アリ昔ニカワラザル故三家トモ相應ノ暮シムキナリト云

云  
コレハ柳庵栗原信充翁ガ弘化三年ノ隨筆武林名譽錄中茗話記ヲ抄出サレシモノヲ  
左ニ掲ク

福島左衛門大夫正則關東の酒は悪しとて大坂より取寄らる役人吟味して酒を船に積み士一人上乘して江戸へ送りしに一年難風に遇て此船八丈島に吹付らる時に年の頃四十にも及べしと見ゆる長高く瘦黒たる男出来て何方より何方へ通ふ船をと問ふ上乘の士我等は福島左衛門大夫が者なるが呑料の酒を江戸へ運漕するなりと答ふ其時哀れその酒すこし得させよ一盃を傾け今の憂を掃し古郷の戀しきも忘れたしと云士さては流人あるか何の罪にて來れるかと問へば彼男今は包みて何かせん是は宇喜多中納言秀家かなれる果ありと云士驚き去御方とも存せず慮外申せしは御免候へし酒の事は承りぬとて一樽に持合せし干魚をへて彼男の住所へ贈り其後風静り江戸へ着岸し酒を臺所役人へ渡し直に目付の方へ行難風に逢て八丈へ漂着せし始末秀家の酒の無心又多くの樽より少つゝ拔取は樽數も違ふまじけれとも人も人にこそよれ宇喜多殿の所望かり去後聞き事は如何と

存し自由に一樽進上せし由を有のまゝに訴へけり目付も其分濟がたければ右の趣を言上に及ふ正則聞て其者呼出せと云其者は勿論役人共も定めて手討にせらるゝならんと思居しに正則爰へこよとて側近く呼寄天晴汝は出来たり一船の酒樽と皆失ふとも我身に於てさせる痛に非ずされ共我に指圖受へき便宜なさに一樽贈りしとは能も叶ひしを嘉し我前を憚りて與へずば正則は吝嗇ある故に家來まで情しらずと彼男に下墨れん事何程か無念あるべし又多くの樽より拔取は我更に知よし有へからず難風に逢て樽はね捨たりと云とも濟べきを有のまゝに告知らせしは汝が律義正直なる所なり神妙神妙と云て機嫌いつよりも能有しと云爰ニ掲クルハ史史徵徵墨墨賢賢考考証証中ノモノヲ抄出ス前田侯爵家ノ所藏島津家久ノ文書ナリ

態呈一輪候備前前之中納言不意此國へ被走入候間不及了筋拘置候而公儀へ致披露種々御詫雖申候於手前者事不濟候間抛一命爲御詫被罷上候一旦之罪者雖無遁候哀以廣大之御慈悲遠島遠國之端へ成共命計被助置候様に御前之御償偏所仰候去春此旨爲可頼存用愚書候處彼使不慮に令遠行候故相違候をも不存候彼方へ連々何之子細も無御坐候間爲拙者雖非所氣遣申候一度被相頼候條於御許容者

可爲面目候本多上州山口勘兵衛尉殿へも申入候間被仰談御入魂此時候恐惶謹言

八月廿日

薩摩少將忠恒 花押

兌長老

衣鉢閣下

此書は慶長八年家久相國寺の長老承兌に遣り宇喜多秀家の罪を宥されん事を徳川氏に請ふ承兌は家康公の皈依僧且助命は僧徒の周旋すへき事なるを以てなり忠恒は家久の初の名なり  
關ヶ原戰敗れ秀家膽吹山に匿る其臣進藤正次扶けて大坂に至り潜に航して薩摩に走らしめ詐て其死を告ぐ秀家薩摩に到り情を家久に告ぐ家久之を大隅國牛根に居く即ち本書に備前前之中納言不意此國へ被走入候間不及了簡拘置候とあるは此を云ふなり  
家康公頗る其死するを疑ひ外間も亦其逃匿を傳へしと見に家久の臣鎌田政近なるもの大坂より其國に報する慶長六年八月二日の文書に

比京大坂物沙汰に者懇望候新宮殿紀州新宮城主堀口安房守氏善なり走て肥後にて死す薩摩を頼み候て下向之由候我々在國之砌は努々不承儀候條無心元存候備前之宰相殿秀家は御果候共申し又上杉景勝前田肥前守利長間を御頼候などとも

申候御はて候が治定に候哉と過半沙汰にて候何事も當代は廣太之御嘜と諸人申候へ共右之御兩人は内府様家康御念不離と申候事  
とあり關ヶ原の役家久の父義弘大坂に黨す家康公之を護め家久をして來りて謝せしむ

慶長七年十二月家久大坂に至り家康公に竭す因て秀家の其國に在るを告げ爲に哀と請ひ又本多正純山口直友の救解を求む家康公命して秀家を送致せしむ翌八年八月家久之を伏見に送る公儀へ致披露種々御詫雖申候於手前者事不濟候間抛一命爲御詫被罷上候とあるはこれなり秀家已に伏見に至る正純直友復爲に請ふ家康公特に之を宥免し駿河國久能に放つ

山口直友の家久に報する九月二十日の文書に

今度休復秀家御上りに付桂太郎兵衛殿被成罷上候然者休復則駿河國の内久能と申所へ被成罷下候御身命之儀無別儀段に候大慶奉察存候拙者式迄満足不遇之候於趣者桂太郎兵衛可被仰上候恐惶謹言

家久の秀家に於るも恩誼のあるに非ず之を救ふは然諾を重するの義に出つ故に本書に彼の方へ秀家を指して連々何之子細も無御座候間爲拙者雖非所氣遣申候一



度被相頼候條於御許容者可爲面目候と云へり家康既に之を赦し左右に謂て曰く秀家死せざると得るものは島津氏の面目を全ふするのみと時論も亦家久の義と多とす云々

而シテ秀家明暦元年十一月二十日八丈島ニ於テ歿セラルル年八十三逐年其徒島中ニ蕃衍ス

文化十二年伊豆七島書上ニ曰宇喜多一類貳百壹人トアリ  
明治元年二月九日付ノ御沙汰書左ノ如シ

前田宰相中將へ

八丈島

宇喜多孫九郎

同 忠平

同 半平

同 次郎吉

同 小平太

同 半六

同 半七

御一新ニ付右之者御赦被仰付候ニ就テハ舊來由緒モ有之趣ニ付其藩へ引取可致扶助旨御沙汰候事

南熊澤氏家系尊説

塚本吉彦

熊澤氏家傳に曰 祖先後柏原天皇より出ると云熊澤了介傳記行狀等には大概後奈良天皇の後裔なりとあれども家傳にはとらず天皇皇子に良純親王と云あり罪ありて紀州熊野に流され給ふ一説に紀州より奥州の澤と云所へ移されしとも云皇子罪を赦されん事を熊野神社へ祈願をこめられ同社へしばしば參詣ありし其時世をはかり忍ぶ御身の上なれば常に市女笠と被りてひそかに御往復ありし故を以て家の紋章に市女笠を用ひしは此縁によるなり皇子其後御赦免の御沙汰あり一先つ御歸京の上更に武臣の御身とならせられ尾張國瀬邊郷澤を賜りて此所に居給ふにより皇子の後胤世々尾州瀬邊に居住す之に因て熊野ノ熊ト瀬邊郷澤の二字をとりて熊澤を氏號となし又瀬邊氏とも云本姓は源なるを後外戚の姓を冒し紀姓となすと云

末孫熊澤平三郎後大膳と稱す神祖三河國御在住の時往て服從せり其後武田信玄と  
味方原御合戦の時大膳武功あり遂に勇戦討死す大膳に男子三人あり

長男と 大膳と云此末孫尾張にあり

次男と 甚五大夫正英と云後勝右衛門と改む尾張國瀬邊に生れ成長後豊公の愛顧  
を受け寺澤越中の女婚となされ二子を設く後年寺澤氏ととも肥前の唐津に行く  
待遇篤し後剃髪して徳容と云

三男を半右衛門守久と云守久男子なく女子あり此女子野尻藤兵衛一利妻となる名  
を龜と云寛文十年庚戌四月十日没す年六十九備前國和氣郡伊里庄蕃山村初め寺口  
村と云宇蟪の谷左古田山に葬る

守久初め柴田勝家に仕へ中頃福島正則に正則滅後水戸頼房卿に仕ふ守久男子無  
が故に加藤嘉明家の浪士野尻藤兵衛一利の長男伯繼を養て子とす(伯繼通唱次郎八  
妻は矢部刑部左衛門の女也刑部左衛門初七右衛門とも云信州松本公及姫路公に仕  
祿五百石後浪花に隠る守久ノ兄甚五大夫正英(大膳二男)尾張國にて二子を生す長を  
三郎右衛門正孝と云後寺澤家の老職となり祿二千石次を大膳正之と云天正十年壬  
午尾州丹羽郡瀬部村に生れ後父に従て肥前唐津に行平戸侯松浦隆信鎮信の二世に

寺澤志摩守ノ  
姉

仕へ知七百石老職となる而して美濃の國人平野兵部の女を娶り四男四女子を設く  
承應二年癸巳四月四日年七十二にして平戸領内壹岐の風本にて病没す子孫累世松  
浦家に仕ふ長男作右衛門正令と云文祿元年壬辰美濃國にて生る松浦家老職とあり  
七百石を知す平野南條氏を唱す

次男五郎右衛門正純と云嗣あり三男八兵衛と云天す嗣なし

四男熊澤權八郎正興と云寛永六年己巳五月十三日肥前國平戸に生る初め寛永十七  
年庚辰年十二にて松浦鎮信侯に仕へ正保元年甲申年十六にして新知二百石を給せら  
る慶安元年戊子故ありて平戸を出去同三年庚寅十月廿二日備前の老臣伊木長門忠  
貞の吹舉により左少將光政公に仕へ松浦家先知の如く二百石を給せられ熊澤次郎  
八伯繼の組に加入せらる蓋し伯繼第二の妹萬と稱するは正興の室にして斯くの如  
き縁故あるを以て登用されしものあらん元祿二年己巳正月十六日百石を増し加へ  
三百石を知し小性組々頭となり氏名を改て南條猪太夫と云時に光政公退隱後嫡子  
綱政公國主たり同三年庚午綱政公に隨て東武に往く翌四年辛未四月三日東武旅  
館に於て病没す年六十三淺草新寺町本智院に葬る正興濳庵と号し一時通稱百介と  
も云文を學び和歌を好み及連歌に長せり中院通茂公飛鳥井雅章卿の添削を請里村

玄祥と友とし善し昌程祖白も亦其道に達したるを褒賞せり其一二を爰に掲ぐ

市人の中にまじりてみよしのゝねくも思はぬ身こそやすけれ

れなしぬにねふる鷗のころをもしらで千どりや立ぬなくらん

いさよひは月のかつらの一葉かれ

詩歌をもてあそぶ高趣の風流士にして著書種々あり中に世人の知れるは武將感狀記一名碎玉話とも云其他詠草の集も亦數多し岡山學校講堂の木額は正興揮毫する所のもの也

正興二男三女あり長を八郎正修と云次を敬二郎正誠と云早世無嗣

正修明暦元年乙未備前岡山に出生熊澤を氏とす後父の例に依て南條と改む寛文六年丙午十月花園文武講習所不便なれば城内石山北手松平政種輝政六男輝興ノ男の舊邸を修繕して假學館となし其十一月諸士子弟をして入學を許されしにより正修十二歳にして入學す元祿四年辛未六月二日家督本知二百石大組服部圖書組に入る同十五年壬午三月七日百石増加られ大目付役となる寶永三年丙戌八月十六日又百石増加られ四百石を知す同六年己丑十月廿七日旗奉行となる享保九年丙辰七月十九日病没年七十備前國和氣郡蕃山に葬る正修蕃山にある所の一族の墳墓記を録し正

樂寺に納む其後いかなりしや今は此寺になし

跋に云 蕃山吾親戚卜居之故邑追遠年漸七十於今墓殘三四不堪永慕記其事寄納于同村正樂寺

享保五庚子年九月十日

南條八郎正修 判

世はなれては山しげ山わけそめしあとはむかしの夢のかよひ路

正修父の教を受けて文武に長じ傍ら詩歌をもてあそぶ武夫叢談と題する著書あり

正修 二男子あり 長を直之丞正路と云 次を小彌太正表と云早世無嗣

正路元祿元年戊辰十一月廿五日岡山に生る南條を氏とす享保九年丙辰九月十日家督本知二百石を給る元祿十二年己卯年十一月十四日別途召出され七郎と改名す享保七年壬寅伊庭平内組に入り其三月朔日學官となり學事專任す同十二年丁未九月三日日本氏熊澤に復す寶曆六年丙子正月十二日病没年六十九室人讚州京極公の家臣山田氏

正路男子四人あり 長と榎之介と云早世 二を勝藏正業と云 三を瀬部太刀之丞興容と云寛保二年壬戌十月廿一日備中國宮内村にて自殺す 四を瀬部元四郎興孝と云後熊澤申作直方と改む 長男早世により次正業父の跡を繼ぐ宮城舍人組大組

に入る七郎と改む國學官たり甲州流の軍術に精しく性剛強なり元文二年丁己の冬備陽國志編集につき和田正尹和正郡市浦直方杉浦長式佐分利知季熊澤正業等の學官に君命ありて同四年に至て功了れり室江見氏

正業 二男子あり 長を百介正瞭と云 次を武市正直と云正直正業の跡を繼ぐ室人大橋氏死す繼室雀部氏也

正直 男子無く水野氏二子來二正道を養て子とす後武市と改

正道 一男二女あり 男を陽三郎と云早く死す后片山氏を養て子とす有故離縁し女戸主たり后津高郡榑津村常光氏二男を養て子とし養女實ハ水原辰頼ノ女に娶し家を繼がしむ今の瀬平之なり又家女は水原氏の室となる(實ハ瀬平養母也)

正路以下累世上道郡門田山嶺の墓地に埋葬せり

右の原書は熊澤氏系圖と題して本枝系傳完全のものなるをその枝傳を省き唯本系而已を鈔録するなり編者は熊澤七郎正路第四子熊澤直方多年熱心諸方を搜索し零冊斷簡と雖も家乘に屬するものは悉く筐底に藏て材料となす就中肥前平戸松浦家の臣國富吉右衛門の物語りに熊澤氏系傳確かなる事は伊豫の松平隱岐守公の文庫より出たりと云を聽き其譯詳ならずと雖も是を文庫の一説となし其他諸家傳説家

傳説系圖説及諸種の説々参考となし加ふるに家傳系圖墳墓記蕃山先生實録系譜蕃山行狀及和歌行實元祿壬申秋八月巨勢卓軒誌せしもの直方考案系圖傳記等を以て編著して一冊子となせり今其誌に據りて大概を記するものなり

### 中江宜伯墓碣及舍弟季重書狀

塚本吉彦

寛永十一年甲戌熊澤次郎八伯繼池田光政公ニ仕ヘシガ同十五年戌寅島原騷亂ニ際シ啓蒙リ備前ヲ去リ江州ニ赴リ于時伯繼二十二歳后中江惟命ヲ師トシ日夜勤學怠ヲズ正保二年乙酉再ヒ備前ニ來リ仕フ維時二十七歳ナリ當時祿三百石ヲ與ヘ後又番頭トシ三千石ヲ與ヘ國政ヲ與リ聞ケリ後助右衛門ト改唱シ公ニ隨從シテ東都ニ行伯繼年三十一ナリ名聲四方ニ著シク紀伊殿ヲ初メ板倉(重宗)久世(大和)堀田(筑前)大河内(信綱)松平日向(信之)播州明石藩主等其學識ヲ慕フ人少カラズ、ニ至テ光政公待遇愈篤シ而カシテ公伯繼ニ倚テ近江中江先生ヲ招ン事ヲ議ス遂ニ成ラズ子太右衛門宜伯ヲシテ備前ニ請招シ學事ヲ委メ當時加世(八兵衛)中川(權大夫)宜伯ニ附屬シ來ル時慶安三年庚寅ナリ宜伯寛文四年甲辰五月疾ヲ以テ天ス不幸嗚呼痛敷哉岡山城東平井山ニ埋葬ス墓碣ニ曰

延寶三年乙卯  
熊澤了介松平  
下總古河平  
慶居此彦河  
信之六日向守  
信之ノ子ナリ

中江宜伯子墓銘

中江子、少名、虎、字、太右衛門、諱、宜伯、江州高島郡小川人、考與右衛門、諱、惟命、始仕于西  
豫、早有解印之懷、辭、官、歸、鄉、高、尚、其、志、專、以、講、學、論、道、爲、事、其、教、崇、德、義、勵、節、  
行、儘、有、游、其、門、者、學、徒、或、稱、藤、樹、先、生、嘗、娶、高、橋、氏、以、寬、永、壬、午、十、一、月、廿、三、日、寔、  
生、子、於、小、川、子、幼、有、知、資、稟、溫、厚、舉、止、閑、端、不、好、庸、兒、之、嬉、戲、頗、有、成、人、之、風、標、矜、  
亂、夙、孤、累、遭、凶、事、祖、母、恭、謹、及、長、劇、好、道、學、敦、尚、行、實、讀、史、講、經、日、乾、夕、  
惕、孳、々、無、倦、深、以、纂、前、緒、成、考、功、爲、志、其、朴、質、寡、嘿、恩、慈、謙、抑、自、有、以、過、人、者、庚、  
寅、之、歲、筮、仕、于、備、陽、二、弟、仲、樹、季、孝、並、皆、成、官、資、教、悃、到、友、于、尤、篤、子、平、居、危、坐、終、  
日、無、怠、惰、儼、側、之、容、接、人、持、已、動、以、法、度、履、有、餘、行、則、馳、馬、試、劍、講、肄、軍、禮、可、謂、  
能、游、於、藝、矣、寬、文、四、年、甲、辰、五、月、十、二、日、以、疾、卒、于、家、享、年、二、十、有、三、未、娶、無、嗣、嗚、呼、  
痛、哉、早、天、卽、世、胡、不、幸、之、至、遂、窆、於、岡、城、東、南、平、井、山、之、麓、學、士、僚、友、會、哭、相、吊、參、  
酌、喪、儀、以、禮、治、葬、因、攷、其、狀、乃、撰、其、概、刻、碣、表、墓、且、系、以、銘、銘、曰、惜、哉、若、人、弱、  
冠、英、特、志、學、奮、然、忘、寢、與、食、續、緒、懋、功、共、爲、子、職、盡、規、存、心、強、有、臣、力、會、文、  
思、々、講、武、翼、々、色、溫、柔、刻、行、敏、言、默、天、奚、吝、年、無、成、其、德、平、井、之、丘、遺、此、幽、刻、  
〔考証〕備陽國學記錄ニ曰 江州中江與右衛門子中江太左衛門年九歳にて備前へ仕ふ

藤樹門人 熊澤助右衛門 加世八兵衛 中川權大夫 中村又之丞 以上中江太右  
衛門に隨從來りて花畑に居住諸人に學習せしめらる  
花畑ハ今岡山川東花畑ニシテ岡山紡績場ノ東行幸堤ノ南ナリ慶長八年癸卯池田  
氏備前ヲ賜ルヤ此所ニ遊園ヲ設ケ傍ヲニ軍艦遊船等繫キテ舟入ト唱フ又祖廟文  
武學校等ヲモ造ル

寛文四年甲辰五月十二日中江太右衛門病死享年二十三  
一明曆中池田光政公中江太右衛門弟彌三郎ヲ江州ヨリ招テ岡山ニ來ラシム幼若ナ  
ルヲ以テ義キニ太右衛門ニ隨行セシ加世中川中村等後見ヲ以テ生育セリ寛文八  
年戊申十月學事ヲ委嘱サン泉仲愛氏ト共ニ勉勵ス岡山學館中ニ居邸ナリシカ後  
同地ノ泉氏ト轉宅ストツ延寶元年癸丑正月晦日加世八兵衛中江彌三郎學監トナ  
リ泉八右衛門總監トナル旨ヲ光政公命ズ寛文六年戊午三月中江彌三郎致仕シテ  
校第ヲ出後江州ニ歸ル

〔考証〕中江彌三郎勤書 近習高百五十石寛文九年己酉廿二歳  
一曾祖父中江徳左衛門生國江州高島之者加藤左近殿ニテ少知行被下罷在候祖父徳  
左衛門ト申者窄人ニテ江州在所へ引籠居申ニ付私親與右衛門ヲ養子ニ仕候徳左

衛門果候以後左近殿御子息出羽守殿ヨリ徳左衛門跡式與右衛門ニ被仰付御奉公仕罷在其後孝人仕江州在所へ引籠居申廿年以前病死仕候

一私儀明曆二年九歳ニテ被召出備前へ召出サレシ時也御支配五拾俵五人扶持拜領仕萬治元年極月十五日十一歳之時兒小性被仰付候

一寛文四年九月廿五日御知行百五拾石拜領仕御書物御預ケ被爲成候  
一同八年御番御免被成學校並御屋敷へモ前々ノ如ク相詰申様ニト被仰付候月日失念仕候

一萬治二年寛文元年同三年同五年都合四度江戸御供仕候何レモ月日失念仕候以上

拙家所藏中江彌三郎文書寫

(見返シニ)

二見勘兵衛様

御謝答

中江彌三郎

尙々内々御尊被成候秋元喜兵衛殿近日御來過可被成候其刻井口七右衛門殿御舎兄欠右衛門殿御同道可被成之旨委曲御紙面之趣致承知候御參會之刻宜御心得被成可被下候時節用事紛擾御使爲待申候以上

貴翰辱拜見如賢論先日者預御訪訊得心話欣慰之至存候嚴寒御坐候處愈御康健御坐候由珍重存候然者鮮鯉一折兩尾蒙嘉惠御厚衷之至辱不勝感謝候別而賞味可仕候野生義も無恙罷在候猶期晤面之節御禮旁可得御意候恐惶謹言

十一月廿八日

季重 花押

一書ニ云中江彌三郎江州人藤樹先生季子一時備前ニ仕フ實名季重字常省ト云

### 自池田光政公湯淺二郎右衛門宛書狀の解

塚本吉彦

我等手前石見事之由御奉行衆御譽候由満足申候其方情入候故と存事候永々苦勞共ニ候猶追而可申候謹言

三月廿八日

新太郎

光政 花押

湯淺二郎右衛門とのへ

生駒九兵衛〇〇普請之様子申越候其元より石數大坂まで爲上候由珍重候角石

元和六年庚申大坂城修繕落城後五年目アルベキ旨徳川秀忠將軍ヨリ池田光政公因伯領主ニ命ゼラル池田家長臣等之ヲ奉行ス

近日ニ可相上用意仕之旨尤候彌無油斷可申付候隨而眞懸壹桶差越祝着候尙生駒九兵衛方より可申候かじく

六月六日

新太郎

光政 花押

湯淺二郎右衛門とのへ

元和六年庚申大坂城修繕落城後五年目アルベキ旨徳川秀忠將軍ヨリ池田光政公因伯領主ニ命ゼラル池田家長臣等之ヲ奉行ス  
三上元龍編纂セル泊放録ニ云 元和中大坂御城普請の節烈公光政公事より石を上給ふ其頃備前は忠雄公宮内少輔輝政公三男領し給ふ時なれば同國犬島の石を御もらひありて御普請奉行御船手其外役人を因州より犬島へ遣はされ直に犬島より大坂へ登給ふ忠雄公御普請奉行には佐橋三郎兵衛丸山四兵衛等犬島に行て指揮せり然るに長三間四尺横九尺厚さ八尺の大石を掘出したり去れと中く船に積べくとは見へず烈公の御普請奉行湯淺二郎右衛門見て船に積ん事をはかる忠雄公の普請奉行佐橋丸山等はかやうなる石何とて船積なるべきやま切分けて積べしと云これに依て已に

切るに極りたり湯淺二郎右衛門御船手梶原五郎右衛門を呼て珍ら敷大石を切碎んはいかにも残念なり此石を此ま大坂へ上さば希代の事なるべし何卒して積れまじくやといふ梶原聞て此節順風にてもあれば積で見候半とて彼の石を段平船の名稱に積せ大船にひかせて乗出したり彼の石を積たる船わづか水の上を五六寸きれたり五郎右衛門は海上にてもし大事あらば已が腹切るまでよと覺悟を極めて赴きけるに次第に追風強く吹來り翌日大坂へ無事に着船したりそのせつ諸國より献上の石多き中に第一番の巨石なりしと云々三上元龍通稱左大夫備藩世臣著書若干あり

(考証)梶原五郎右衛門勤書ニ云 先祖播州高砂二身邊領知仕候由

父梶原左兵衛秀吉公ニ仕へ後宇喜多中納言家老花房志摩姉嫁故同家へ罷在候處宇喜多家來中村次郎兵衛義ニ付家中出入在之浪人仕名島中納言(小早川氏)へ三百石ニ被召出平岡石見組ニ居申候

名島中納言潰れ申候て浪人中池田輝政公内中村主殿助(船奉行)を頼御船頭に罷出貳拾石に四人扶持拜領仕候 大坂御普請之時犬島より大石御献上之節長三間餘横九尺厚八尺の石大坂へ被遣候時宰相様池田宰相宮内大輔忠雄君御普請奉行佐橋三郎兵衛丸山四兵衛犬島へ参り兎角段平に御石積れ不申候に付右の石切申筈に相極申

候處に湯淺二郎右衛門五郎右衛門(梶原)を呼出し御献上の大石段平に積れ不申に付切申相談に極申何とぞ積れ申間敷と尋申候處五郎右衛門申はゞ様なる珍敷大石御献上に切候事残念に存候何卒積上り可申と五郎右衛門壹人受合申候海上にて大事出來申候へば五郎右衛門切腹と相究居申由御石段平に積水の上五六寸御坐候得共折節順風にて海上無異儀大坂に着申候正保二年七月十八日七十壹歳にて病死仕候其子 梶原平右衛門 役小性大船頭 四十七俵三人扶持 水野三郎兵衛組引廻

正木大膳亮時堯の傳附里見安房守忠義事

塚本吉彦

正木時堯は里見家の血族なり慶長十九年甲寅九月里見安房守忠義領知沒收せられ伯耆國へ配せられて倉吉に蟄居す元和八年壬戌六月十九日配所に於て病死す爰に於て正木時堯をも亦因州鳥取城主池田光政公へ預けらる寛永七年庚午六月廿日於因州病死す大膳時堯世に稀なる強力にして寂寞の慰みに長大なる眉尖刀の荒身を製し幅廣く重ね厚き容易ならざるものを輕々と取あつかひさながら細き竹を打振る如くなりとその刃の長三尺中心の長三尺五寸四分柄の長六尺四寸五分重量柄と共に一貫五百五十目あり裏に伯耆國倉吉住道祖尾藤十郎慶賀元和九年二

月十六日との銘ありて今池田家の武庫にあり現に其物を見て其人の豪壯思ひやらるゝなり子孫池田家へ仕へしが貞享二年乙丑故ありて家絶ぬ今爰に正木家の勤書と抄出する左の如し

正木大膳亮時堯は安房國里見安房守義頼次男にて御坐候里見家以前房州一國之領主にて御坐候へ共次第に隣國切取義頼代には上總一國下總半國押領仕候由其刻里見一家之正木大膳遺跡斷絶仕候に付義頼二男時堯を以て正木家の名跡を續き於上總國五萬石知行致し同國小田喜に居城の由義頼嫡男里見安房守義康代に大閤秀吉公が關東御征伐の節諸々本領計り領知仕切取被下押領の地は本ノマ、統ナルスシ被召上候に付義康も上總下總指上安房一國領知仕候由に候其後關ヶ原陣の前に權現様へ義康御忠節の義申上候に付條々の御懇意にて常陸國鹿島郡に於て三萬石御加増被下都合知高拾四五萬石拜領仕候由承及申候其時分大膳亮に義康領知十分一分知仕知行致江戸駿府へも參勤致候由義康病氣死去子息安房守忠義家督無相違相續仕候處慶長十九年九月九日江戸に於て上使を以て被仰渡候者常陸の内行方郡へ所替被仰付候由忠義は江戸に罷在候へば妻子家來の者共房州の行方郡へ罷越申覺悟にて鹿島郡迄罷出候へば行方郡にては無之伯耆國へ被遣候由上使を以て被仰渡忠義并妻子共に伯州倉



吉へ罷越於彼地三萬石被下伯州に替居仕候其刻大膳亮は駿府に在勤罷在候へば是又忠義一所に伯州へ被遣候趣上使を以て被仰渡妻子共に伯州倉吉へ罷越申候大坂御陣落居以後大膳亮は妻子共に駿府へ御召返し權現様御佗界以後元和三年江戸へ被召寄櫻田に大膳亮屋敷有之右之屋敷に六ヶ年罷在元和八年六月十九日於伯州忠義病死の後大膳亮殿中へ被召出松平新太郎へ御預被成候間因幡國へ可參候由御老中被仰渡元和八年十一月廿六日妻子共因州鳥取へ參着仕候前後の委敷義は不存候其刻新太郎少將様御若年に御坐被成候に付日置豊前於江戸御城へ被爲召酒井雅樂頭様土井大炊頭殿被仰渡候は大膳亮義御預け被成候間迷惑不仕候様に緩々仕置可申之趣被仰聞候由於因州少將様御合力米本俵二千俵つゝ被下御懇意に被遊候由寛永七年六月廿日病死

正木甚十郎 寛永七年九月繼目之御禮申上候毎年爲御合力米本俵八百五俵つゝ被下候正保元年三月廿日於備前病死

吉彦云 大膳子なければ弟主膳が子甚十郎を幼少より養て子とす甚十郎に男子四人あり長男市之介(后に市太夫又主計と改む)二男又之介三男權七郎四男徳之介と云寛文元年辛丑十二月正木子孫池田家臣として召仕度旨幕府へ稟請せしかば

不苦旨台命ありたり是に於て藩列に加はる

正木主計 正保元年八月十八日繼目之御禮申上候甚十郎に被下候御合力米本俵八百五俵無相違年々拜領仕候寛文二年九月十五日於御城被仰渡候ハ隔朝に致登城御目見仕御鷹野之御供相勤可申由被仰渡候同年十月十五日新知千五百石被下寄合組ニ被仰付候同九年三月廿二日御番頭役被仰付延寶五年七月十五日御足輕廿人被仰付候

(是以下養子源太兵衛の書上)

主計義實子無御坐候ニ付宮城大藏末子私を養子に仕度由奉願候處延寶六年五月廿日願之通被仰付候

主計義延寶六年六月三日於岡山病死仕候御法之通御組并足輕指上申候  
養子正木源太兵衛 延寶六年五月廿一日侍從綱政様へ初而御目見仕候同年八月三日跡目千五百石之内千石被下寄合組に被仰付候

吉彦云 宮城大藏の子六之介弟市之介と云を正木家の養子として相續せしめ延寶七年五月市之介を源太兵衛と改む元祿二年八月宮城正木の兩家共罪あつて家絶ぬ後程經て宮城正木兩家共に召歸され正木へは米三百俵賜ひ寄合組なりしが

程無く病死嗣子なくして家絶ぬ○正木甚十郎三男權七郎主計弟は別に召出され  
綱政公の徒頭なりしが貞享元年十二月故ありて替居し名を柳陰と号す同二年十  
二月柳陰子清吉召出され米百俵賜ひ權七郎と改め小性組たりしが後出奔して家  
絶ぬ此權七郎出奔の事に付ては當時の世評に退去の根原は先代大膳が時より正  
木家傳來の重器里見家の旗驗秘藏せしを國主池田繼政公一覽あり度由被仰ける  
を畏りたる旨御請申せしに權七兼て家貧しく此重器を大坂の或家へ質物に預け  
取かへすべき手段なくして止むなく家出せしとの事なり是に至て正木家の血縁  
全く斷滅せしは可惜事どもなり

佗に正木と唱ふる一家ありて紛はしければ爰に一言云ふ

故齋藤一興翁の云正木氏の異種あり慶長十四年池田輝政卿の時正木勝左衛門と  
云者來て仕へ大坂の役に從軍す其子を傳右衛門と云祿七百石傳右衛門死亡子二  
人あり兄を甚右衛門と云五百石弟は清兵衛と云貳百石を分ち賜ふ無程兄甚右衛  
門死亡子無く家絶ゆ清兵衛も寛文十一年病死其子文助幼若にして家を繼ぎ貞享  
三年六月狂氣して自ら腹切て死し家絶ぬと云  
是に掲ぐるは拙家所藏にして里見安房守伯州へ配せられ其後配所に於て卒去あり

し當時の文書なれば參考として登録する左の如し

一昨日者乍御報具申入候馬之儀信州様へ御相談被成候哉無御心元奉存候一昨書  
付以委細に如申入安房守事來八日に可被罷稼候間六日八日兩日に馬人足被仰付  
可被下候從其元御積之馬數にては何共不罷成候間御六ヶ布可有之候得共切に申  
達候可然様に奉頼入候恐惶謹言

板倉左衛門佐

康○花押

八月五日

祭主新左衛門

頼○花押

多賀長大夫様

人々中

返々昨四日川村郡より馬五疋參候其外は不參候依之河村郡御奉行昨日以書狀  
申入候處ニ御他行故御報無之候爲御心得申入候以上

以上

去廿五日之御飛札今月六日之夜至江戸參着拜見申候然者里見安房守殿春來御煩

候而去月十九日御果候付て早々森寺彌右衛門被遣彼地之様子御局之書物兩通并御横目御兩所様之御折紙を以酒井雅樂様土井大炊様本多上野様へ具申上候其付而御果候様子隠も無之事候哉死骸病死其外儘及見土葬火葬之間取置坊主聖なども可有之事候儘御穿鑿候而治定之所判形之書物被仰付急度此方へ持せ可被下候せんさく仕候へとは不被仰出候へ共無御心元思召躰も候はんかと思見へ申候條公儀大事之始末候故如此候日來之醫者又は在所之もの共何も存たる事に候は隠有間敷候間儘之様子御せんさく候て片時も急御注進待申候此飛脚は○○可申條其方にてかんでうなるのほりの者に而も被仰付可被成御下候いまだ様子何共不被仰出候間御一左右迄何も御待候様に被仰渡番者もよく被仰付尤存候恐惶謹言

七月九日

丹羽山城守様

御報

土倉市正

日置豊前守

土肥飛騨守

### 松平忠繼君略傳

塚本吉彦

松平忠繼君は舊鳥取藩主池田候爵家の祖先にして播磨宰相池田三左衛門輝政卿の第二子なり慶長四年己亥城州伏水に於て誕生幼名藤松と云后左衛門督と改む御母堂は徳川家康公の御女北條氏直の後室にて良正院殿と申御方なり台命ありて輝政卿の繼室に御再縁なりて其御腹に御誕生ありたり慶長八年癸卯正月六日五歳の時伏水に於て初て神君に謁し給ひしが御外孫にましましては公子に准すべしとて特に御寵愛深く種々物を賜ひ併て備前國を拜領し給ふ當時僅か五歳に成らせられし故舍兄利隆公後見として岡山に赴き國政を參與し給ふ慶長十三年戊申十歳にして秀忠將軍の御前に於て元服松平氏稱號を賜ひ從四位下に叙し侍從に任す且諱の一字を下賜せられ忠繼と稱す慶長十九年甲寅十月廿日十六歳にて大坂の役に出陣十一月七日攝州大和田川に陣し川を涉りて敵を追撃す此旨二條城へ注進ありければ神君御感斜ならず不日して神君進發あり攝州住吉に陣し給ふ時忠繼君進んで今橋を攻玉ふ此時城中より發する銃砲の彈丸雨の如くなれば秀忠將軍此由聞召給ひ鏡の楯を賜はり即其楯を以て橋上に建塞ぎて頻りに發射せしめしかば城兵拒むに堪ず

して自ら橋を焼く兩御所その忠功を感じ給ふと云

扱歸陣の後家中の諸士ども打寄て物語の席に或一人の云此度殿には日頃の御行蹟に違ひ出陣より始て萬事の指引下知の次第兎角言ふべき様もなく感じ入たる事共なり夫に付て今ならでは出言せぬが仕寄場にて寒氣の時節といひ一入骨折たるとよとて手樽に酒を入れて賜はり又綿入の肌着をも給はり此事他言するなと仰られたる御厚志身に餘りて覺ゆるあり末頼母敷大將なりと言ければ一座に有合たる十又餘人の侍共ハマト手を打て我も其通りなり某もその如くなりさては我一人の賜物とのみ思ひて今迄口外せざりしが皆々斯の如きの御氣配十六歳の御齡には例しなき事なり無類の名將とならせ給ふべしと感じたり又陣屋にて具足を寢間に置て居られしに翌朝に至り其具足の位置の違て居るを近侍の者怪しく思ひて後には慥かに心覺をしてためし見るに翌朝は必違て居れば扱は夜な〜人に知らせずして着したわしますに社と言あへり或時阿波の手へ夜討有しに老臣安養寺内藏と云者公の本陣に走り行たれば早くも具足を着て坐し居らるゝ故扱も疾く御具足をめしたり夜討これへは參るまじきと言上せり寢に良將の器量ありしに翌元和元年乙卯二月廿三日逝去し給ふは惜むべき君なり此逝去ありし子細を其頃沙汰せしは御後室

の良正院殿繼子なる舎兄利隆公をにくみなきものにして參議輝政卿の遺跡を悉く我實の子忠繼及舎弟忠雄の兩君へ進らせんと謀企ありて備前岡山の城中にて利隆忠繼ノ二君へ良正院殿御對面の時口取の饅頭に毒を入れて利隆公へ進らせらる其給仕に出たる女房痛敷事に思ひ手の掌に毒と云文字を書て見せ參らす故利隆公心得玉ひて食し給はず忠繼君此企を悟り玉ひ利隆公の前なる饅頭を奪取て食せられければ其時良正院殿の顔色見る間に赤くなり青くなり種々に變じたりといふ是は二月五日の事にしてそれより良正院殿は事の成らざるを憤り自ら毒の入たる饅頭を多く食して即日逝去せられしと云忠繼君にも速に發毒して同月廿三日逝去し給ふ此ふるまひも中〜尋常人の及ばぬ事どもにや義兄なる利隆公への懼りを思ひてわざとせられたると思はるその頃までは戰國の餘風押移りて人心虎狼に似たるも多かりしに兄へ對する禮儀斯の如く深切なるは感するに餘り有事なり十七歳にして背五尺九寸美男子にてたわしましたりと云岡山國清寺塔頭法源院に埋葬し其上に靈屋を建築し中に木製の肖像を安置す法號龍峯寺殿雲臺元祥大居士と云是に於て舎弟宮内少輔忠雄君を以て嗣とす萬治元年戊戌松平相摸守光仲の命に依て法源院を清泰院と改む蓋し忠雄君の法號に因てなり

爰に北條氏直の舎弟十郎に仕へし八萩重右衛門と云し者の子幼少の時より其伯父野口半左衛門なる者に養育されて長となりし故野口宗把と云者忠繼君に仕へて給扶持若干を賜り近習の法師武者とめされ納戸奉行勤め懇に召仕はれけるが忠繼君逝去の後は君の墓所守として引籠遊世し長生して慶安四年辛卯三月十三日同所に病没せり其志の厚きを思ひやるべし子孫岡山藩臣と成り世々池田家に仕ふ忠繼君病氣見舞として秀忠將軍よりさし越されたる内書の寫左のごとし

(大高だんし折紙にて)

疱瘡被相煩之由依無心許先飛脚を以申越候能々養生肝要候也

二月廿一日

秀忠 黒印

松平左衛門督とのへ

此文書は拙家所藏にして去る廿九年東京帝國大學史料編纂委員三上文學士來縣調査史料採集の中へ借用相成度との事にて指出置しに翌三十年十月に至り返戻の際大學總長より左の添書あり

御所藏の古文書類永々借用史料取調上裨益不少致深謝候右は別記目錄之通池田侯爵を経て及御返戻候條御查收相成度御挨拶傍此段申進候也

明治三十年十月十一日

東京帝國大學總長

濱尾 新印

塚本 吉彦殿

尤予は池田家に従事せし當時なれば侯爵家の物品と同時に指出故也

因に記す予か所藏の文書類三上文學士の切に望まるとに任せ調査を乞ひしに其中借覽のもの古文書八十七通 書冊貳拾貳冊 繪卷物壹卷なり右の秀忠公内書も八十七通の一なり爰にその内書の原物を以て會員諸氏の覽に供す

### 池田政秀女養徳院殿御事

塚本 吉彦

池田政秀男子なく息女に御養子を望まれし其頃産婦に功者の取揚婆々として爰かしてへ雇るゝものありて恒利(瀧川貞勝二男瀧三四郎後入道シテ宗傳ト号ス)政秀の兩家も出入ける故によくなにかの事を知りたれば或日政秀公へ云けるは瀧三四郎殿は元來筋目よき御人幸ひ流浪してましませども御息女を進らせらるゝべくは御肝入申べくといふ政秀公御答に尤然るべし我等家乏しくて譲るべき物はないけれども御養子にしまきものと仰せければ彼の婆々三四郎殿へ行て兎角の

媒して事濟恒利公鯉養子御婚儀整ぬ  
 天文五年丙申 月 日御平産男子御出生あり幼名勝三郎と云  
 こゝに尾張勝幡城主織田備後守信秀と云人あり先是天文三年甲午五月廿八日嫡  
 男出生吉法師と云此吉法師後右府信長公御事なり此年吉法師三歳小兒智發の時  
 なれば乳母の生質善良なるを撰まる爰に於て瀧川左近將監一益森寺藤左衛門秀  
 勝藤左衛門幼名藤藏と云其先田原藤太秀郷より出足利又太郎忠綱二十二代森寺  
 藤左衛門某の子也藤左衛門家代々伊勢國赤堀郡萩の城主たり藤左衛門伊勢の國  
 司に攻落され萩の城にて戦死す此時藤左衛門幼なかりしかば其母懷に入て尾州  
 に逃來り織田備後守を頼ありしなり其後母は織田殿の内にて病死せり斯くて藤  
 左衛門は備後守のもとにて成長し丹羽五郎左衛門長秀の女を娶て妻とすとは  
 かりて恒利公の御夫人を乳母にまゐらす儲吉法師いかなる故にやこれまで乳を  
 まゐらすれば乳房をかみ破り給ふ故に乳をすゝむるもの彼是替りけるがいづれ  
 も乳房を噛み破り給ふ然るに此養徳院婦人の乳房をば噛み破り給はざりしと云  
 天文七年宗傳公逝去せられぬれば寡婦とならせ天正十一年壬寅織田信雄より証  
 文を給ふその詞

下すゑの郷りくうへは一ゑんにさうひなくちまやうせられ候はんを其ためめ  
 たくかしく

天正拾壹八月十九日

大御 ち

のふ雄 花押

三左衛門細政  
 弟藤三郎後備  
 中守長吉ト三

天正十二年甲申信輝之助兩公長久手にて御戦死御愁情いふばかりなし四月十一日  
 樂田の御陣所より秀吉御書ありて養徳院殿を慰め給ふ其詞

今度とせう入れや子のき中へ申はかりも御座なく候そのさま御ちから  
 とし御しうたむすいりやう申候われくもこゝもとへまかりいててきあい十  
 てう十五てうにとりあいたらんにていてねやこの人ふりよのきわれらちから  
 れとし申事かすかきりも御さなく候  
 一三さへもん殿藤三郎殿兩人なに事なき事はれら一人のなけきの中よろこび  
 とは此の事にて御座候兩人はせめてとりたて申候てこそせう入の御はうしを  
 れくり申べく候とまんそくつかまつり候事  
 一それさまとはう御さあるまじきとそんし候てこれのみはかりあんし申候せ  
 ともかれ御いたし候て御なけきをやめられ兩人のこともたちのき御きもをい

られ候てせう入れ親や子のとふら成いにもなり申へ可候ま是非せひ頼ともたのみ申候  
 間女あいた御ねうはうしゆへもち力からを御つけ候て給へ可候事  
 宿老しゆく其らうそのほかのこり候にんしゆ三左衛門さへもんと段のにつけ申候やうにいた  
 一度したく候間あいたその御かく覚こなされ御しうた前ん御やめ候て給へ可候事  
 一勝せう入をみさせられ候とねほしめし候てちくせんを御らんし候へ何となにやう  
 にもち馳そう申候ものいりをもさせられ候やうにいたし致候はんま物を物をも  
 一間きこしめし身をか五んてうになされ候て給へ可候事  
 一浅あさのやひやうへ申ふくめ御みまいに我われらまひり候て申たく候得とも  
 一唯た今いまてまへのま手にて候あいたさん我に申さず候て許ひまをわけ御みま  
 一いいにまいりそのときせう入れ親やこの此あいた御ねんころ念のまともせめて御物  
 一ががたり申存る何なにかにつけてそのさま御心のうち内すいりやう申候て御いとを  
 一ししく存せんかへす返御ねうほうしゆへもこのよし申たく候ま孫こ七郎  
 一其其所許下したく下きはき候はん存とせんし御しろの留守守すいにつかはし置  
 一まま孫七郎めもいのちをた助すかり候もせめて三左されと兄いのた爲めになりかり  
 一ににて候と御うれしく思召候候くはしくは彌やひやうへ申候へ候候と

卯月十一日

大御乳

ち人々申給へ

ひて吉花押

同じ時秀吉より土倉四郎兵衛に御書あり

今度者勝入父子無是非次第候我々一入力落各心中同然候然者三左之儀如先々  
 諸事馳走可申覺悟候之間各々儀者不及申下之衆迄被成其意勝入同前に三左之  
 儀馳走肝要候對皆々候ても向後秀吉等閑有間敷候身上之儀可馳走候此時節可  
 被入情事専用候猶三左へ申候條人料をも取集下々散らぬやうに氣遣尤候何も  
 追々可申候謹言

筑前守

秀吉花押

土藏四郎兵衛尉殿

そのうちまた羽柴殿の御文ありその詞

返々それさま御氣ま悪あ候由申候ま置た候かなるもの仰含ふくめられ  
 御内ない儀ま越御事仰可こ候よ可ま候やうに申つけ候て候へ候候ま可

御心をね<sup>置</sup>かるましくい<sup>問</sup>已上  
 左衛門知<sup>敷</sup>行  
 元<sup>分</sup>のふん<sup>晩</sup>はん<sup>明日</sup>かあ<sup>伊木長</sup>すか<sup>い</sup>き<sup>ち</sup>や  
 わさと申<sup>6</sup>三<sup>さ</sup>へも<sup>ん</sup>ち<sup>ま</sup>や<sup>う</sup>い<sup>下</sup>こ<sup>も</sup>の<sup>人</sup>か<sup>す</sup>御<sup>か</sup>ま<sup>き</sup>つ<sup>け</sup>候<sup>て</sup>御<sup>み</sup>せ<sup>候</sup>た<sup>ら</sup>  
 う兵衛こすへく候ま<sup>ま</sup>その<sup>ほ</sup>う<sup>い</sup>か<sup>ほ</sup>どの<sup>人</sup>か<sup>す</sup>御<sup>か</sup>ま<sup>き</sup>つ<sup>け</sup>候<sup>て</sup>御<sup>み</sup>せ<sup>候</sup>た<sup>ら</sup>  
 れなりとも仰ふくめられ物申候もの給候へく候それにしたかひちまきやうかた  
 しんすへく候<sup>と</sup>

筑前守  
ちくせんかみ

大御ちの人  
る申給へ

四月廿八日秀吉國清公三左衛門輝政を樂田の御陣にめされける伊木長兵衛土倉四郎兵衛 片桐半右衛門 和田八郎等相したがつて参る秀吉仰に勝入今迄の居城大垣を三左衛門に與ふるなりかれ年若なれば老功の清兵衛を勝入同然に存すべし家老共へ清兵衛指圖違背なく三左衛門に忠勤すべしとありければ各拜禮して退出す清兵衛よろこひのあまりに伏しまろひけるを秀吉見給ひ忠なる哉よろこひ身にあまりて見ゆると御感ある

一説に秀吉のたまひけるは勝入は一度予に屬しけると雖も其心中はかりがたし彼が從臣長兵衛は實に予に志深き者なれば勝入が遺跡を絶ちて長兵衛に六

萬石與ふべしとて其仰ある伊木申けるは勝入父子命をねとし候得ども次男古新大將の器量侍りて候願くは古新勝入が領地給て池田の家を續候は鄙生を大國に封せらるゝよりも御恩たるべしと答へけれども許容なく嚴命しばく下りしかば長兵衛思ふ様仰に従ふ時は富貴を得仰にさかふ時は死を賜ひ放逐せられんか二つの間なるべしされどもれの榮辱をねもふべきにあらずと重ねて申けるはもし恩顧の主君の遺嗣の絶ゆるを不患してみつからの利とせり是貪暴邪惡の人にて候はずやかゝるものならんに郡邑を賜はるは偏に巨盜を養はるゝにひとしくと歎訴やまさりしに秀吉伊木が類なき忠貞節義を感せられ國清公に勝入公の遺跡を全く賜はりしとす

長兵衛一生の戦功諸所にのす絶て秀吉公神君の御懇蒙りし事少からず中にも天正十七年十一月七日石田治部少輔淺野彈正少弼兩判にて五千石の御朱印并に懸物軸圍坐肩付等を羽柴殿に賜ひし又いつの事にや伏見にて諸侯神君の御かたに参られしに神君御不例にて謁見をゆるされず然るに長兵衛其御伏見に参りし由を神君聞召諸侯に登城すべき旨仰ありければ諸將皆國清公三左衛門輝政の邸に集り蜂須賀遂庵申さるゝはけふの謁見は長兵衛参りしかゆへ也され



は一番三左衛門殿二番伊木に罷登るべしとあり伊木かたく辭退しけれどもせ  
ちに促されしかば二番蓬庵三番に長兵衛其次に諸將段々に登城あり扱列座の  
中に長兵衛伺候したり神君藥箱を手すから携給ひて仰には此間不例なりしが  
此藥にて治しぬ其方も此程煩らふよし聞及ぶ此藥服すべしとて賜りける其後  
國清公へ上意に姫路は大事の地なり其元留守には伊木國にあるべし伊木參勤  
の時は其元在城然るべしと仰ありてやがて御暇賜ひて伊木は姫路に歸りぬ其  
後三木の城を守りて慶長八年癸卯十一月十七日病死す六十一歳同所本安寺に葬  
る法號妙淨院月江宗清大居士伊木氏初香川と號す長兵衛後清兵衛と改むるなり  
今度秀吉は百里師を暴し無功にして却て人の笑ひを取たるを口惜しく思はれ同き  
五月北畠の管内加賀の井竹鼻の二城をぬき給へば養徳院殿より御文あり其御返

事  
御文くはしく見<sup>委</sup>み<sup>見</sup>ら<sup>見</sup>れ<sup>見</sup>た<sup>見</sup>こと<sup>見</sup>如<sup>如</sup>か<sup>如</sup>賀<sup>賀</sup>の<sup>賀</sup>井<sup>井</sup>城<sup>城</sup>の<sup>城</sup>し<sup>城</sup>ろ<sup>城</sup>れ<sup>城</sup>き<sup>城</sup>く<sup>城</sup>十<sup>城</sup>人<sup>城</sup>は<sup>城</sup>か<sup>城</sup>り<sup>城</sup>其<sup>城</sup>外<sup>城</sup>  
三百はかりうち<sup>許</sup>は<sup>許</sup>た<sup>許</sup>し<sup>許</sup>申<sup>許</sup>せ<sup>許</sup>う<sup>許</sup>入<sup>許</sup>の<sup>許</sup>御<sup>許</sup>と<sup>許</sup>ふ<sup>許</sup>ら<sup>許</sup>い<sup>許</sup>か<sup>許</sup>つ<sup>許</sup>せん<sup>許</sup>を<sup>許</sup>い<sup>許</sup>た<sup>許</sup>し<sup>許</sup>ひ<sup>許</sup>れ<sup>許</sup>ひ<sup>許</sup>く<sup>許</sup>め<sup>許</sup>  
て<sup>出</sup>た<sup>出</sup>き<sup>出</sup>事<sup>出</sup>申<sup>出</sup>ら<sup>出</sup>し<sup>出</sup>と<sup>出</sup>

筑<sup>筑</sup>く<sup>筑</sup>せ<sup>筑</sup>ん<sup>筑</sup>

大御<sup>乳</sup>ち<sup>乳</sup>さま

御返事<sup>給</sup>申<sup>給</sup>へ

同き八月また秀吉より折紙を養徳院殿へ參らせらる其詞

於濃州内深瀬五百貳拾貫文高富貳百八拾貫文都合八百貫文其方爲御堪忍分進  
之候一職可有領知狀如件

天正拾貳

八月十七日

秀吉判

養<sup>養</sup>徳<sup>徳</sup>院<sup>院</sup>殿

添書に

か<sup>返</sup>へ<sup>返</sup>す<sup>返</sup>く<sup>返</sup>は<sup>返</sup>ん<sup>返</sup>か<sup>返</sup>あ<sup>返</sup>す<sup>返</sup>わ<sup>返</sup>たり<sup>返</sup>參<sup>返</sup>り<sup>返</sup>候<sup>返</sup>て<sup>返</sup>可<sup>返</sup>申<sup>返</sup>候<sup>返</sup>し<sup>返</sup>る<sup>返</sup>か<sup>返</sup>か<sup>返</sup>い<sup>返</sup>を<sup>返</sup>御<sup>返</sup>ふ<sup>返</sup>る<sup>返</sup>ま<sup>返</sup>い<sup>返</sup>候<sup>返</sup>へ<sup>返</sup>  
か<sup>返</sup>き<sup>返</sup>つ<sup>返</sup>け<sup>返</sup>の<sup>返</sup>こ<sup>返</sup>と<sup>返</sup>く<sup>返</sup>わ<sup>返</sup>り<sup>返</sup>か<sup>返</sup>み<sup>返</sup>進<sup>返</sup>候<sup>返</sup>ゆ<sup>返</sup>く<sup>返</sup>ひ<sup>返</sup>さ<sup>返</sup>し<sup>返</sup>く<sup>返</sup>御<sup>返</sup>ち<sup>返</sup>ま<sup>返</sup>き<sup>返</sup>や<sup>返</sup>う<sup>返</sup>あ<sup>返</sup>る<sup>返</sup>へ<sup>返</sup>く<sup>返</sup>候<sup>返</sup>そ<sup>返</sup>れ<sup>返</sup>よ<sup>返</sup>り<sup>返</sup>  
大<sup>返</sup>せ<sup>返</sup>ら<sup>返</sup>れ<sup>返</sup>ず<sup>返</sup>候<sup>返</sup>へ<sup>返</sup>と<sup>返</sup>も<sup>返</sup>い<sup>返</sup>し<sup>返</sup>き<sup>返</sup>を<sup>返</sup>進<sup>返</sup>し<sup>返</sup>人<sup>返</sup>そ<sup>返</sup>く<sup>返</sup>い<sup>返</sup>下<sup>返</sup>其<sup>返</sup>方<sup>返</sup>よ<sup>返</sup>り<sup>返</sup>た<sup>返</sup>ひ<sup>返</sup>に<sup>返</sup>御<sup>返</sup>つ<sup>返</sup>か<sup>返</sup>ひ<sup>返</sup>候<sup>返</sup>へ<sup>返</sup>く<sup>返</sup>  
候<sup>返</sup>と<sup>返</sup>

養<sup>養</sup>徳<sup>徳</sup>院<sup>院</sup>殿

筑<sup>筑</sup>く<sup>筑</sup>せ<sup>筑</sup>ん<sup>筑</sup>

斯くて秀吉は彼地の事共下知して大垣に入らんとれとわれければまつ御文あり其

詞

尙々頼や頼かて頼く頼その其ほう方へまいり参候可候可ま委く委わ委しく委申委さ委す委候可  
 態態わ態さ態と態申態る態き態の態ふ態こ態も態と態へ態あ態い態こ態し態候態や態か態て態そ態こ態も態と態へ態ま態い態り態候態へ態く態候態  
 ま可と可その其御心こ心ろ心へ心候可へ可く可候可又可す可し可一可ね可け可る可か可た可く可御目め目に目か目り目候目て目申目へ目く目候目と目  
 伊五月ナルヘン  
 十七日

十七日

大御乳ち

ち申給へ

ち筑前く前せ前ん

同き六月朔日秀吉歸陣なり然るに十一月六日又秀吉伊勢にいたり羽津に陣し北島殿は長島桑名に屯し羽柴と相對すること九日神君清洲に出たまひて聲援たり秀吉此由聞たまひて此人かくてあらんには信雄をうしなふ事難しとてやがて北島と和議とのひぬ此時に桑名より伊木長兵衛に御書あり其詞

如此申遣候處家康儀頻懇望候間人質請取相濟候可被得其意候  
 態申遣候

一此表之儀長島桑名押詰城々數ヶ所相拵間繩生城に秀吉令越年長島一着申付候は

ん然者信雄被見及就愈懇望令同心相濟候條之事

一人質覺信雄御寶子并源五殿寶子瀧川三郎兵衛尉中川勘右衛門佐久間甚九郎土方彦三郎松庵以下何も寶子又は母出人質何様にも可爲秀吉次第由被出誓紙事

一北伊勢四郡相渡今度拵候城々敵味方破却之事

一於尾州者犬山甲田秀吉人數入置其外新儀に出來候城々敵味方破却事

一家康儀是又同前懇望候雖然今度信雄若人を引入對秀吉重々不相屆儀候條即三州表押詰存分に可申付覺悟候處家康寶子石河伯耆以下出人質何様にも可爲秀吉次第由候併信雄御外聞候間佗言由種々信雄懇望候へ共秀吉對家康存分深候間思案未落着就不免置者日來可散無念雖心底候兎角打任躰にて候を聞候へは我々慈悲成覺悟にて候條過半可免候歎心中難計候事

一右之分候へは悉隙明候條五三日中可納馬候猶追々可申候也

十一月十三日

秀吉朱印

伊木長兵衛殿

慶長十三年戊申十月十六日逝去し給ふ法名養徳院盛岳桂昌大姉墓所高野山にあり備前國上道郡曹源寺に位牌安置す京都妙心寺塔頭盛岳院に木像あり白き帽子を冠

らせ給ふ御かたちなり明治維新の後池田家より盛岳院へ掛合の上木像は備前へ迎へ請今岡山市國清寺に安置せり

### 河田八助資友畧傳

塚本吉彦

河田八助資友先祖より備中國にて細川家に仕ふ曾祖父藏人某と云祖父を紀伊守陸長と云又彈正左衛門とも云父も亦彈正左衛門某と云祖父陸長毛利家の麾下と成り備中淺口郡小坂東村杉山の城主たり(元龜三年壬申淺口郡六條院中村牛頭天王の社に陸長寄附の鐘ありと云ふ)

姓氏 八助祖父は河田紀伊守源陸長と云又其先那須與市宗高の支流なりと云ひ一説には河田一族菅野と稱して菅原姓なり備中侍には河田ウヂノ助持友野森安綱島の諸氏菅家の後裔なりと云何れ歟是ならん

那須家は太職冠鎌足公十世孫御堂關白道家四代ノ後胤須藤權頭貞信始テ下野那須ヲ領ス與一宗高ハ貞信七代ノ末孫與一扇ノ的ヲ射タル賞トシテ丹波五ヶ庄信濃角豆庄若狹東庄宮川原庄武藏太田庄備中繪原庄ヲ賜フト云(古城記)

八助資友小早川隆景に従ひ天正十八年庚寅三月廿九日秀吉公二十萬餘の大軍を督

して相州小田原の北條氏政氏直を攻らるゝの途次駿州沼津の宿陣に於て諸手の人數押を見給ふ中に大指物さしたる者一人十八端の母衣掛たる者一人あり使番を遣はされて二人の名を問はしむるに返答に及ばずして押通る使番もせん方なく歸來て其由を言上せしに太閤仰に其方馬上ながら其名を問しならん如此大指物をさし大母衣と掛てはいか様の能き侍にても馬のこらへぬ故に必歩立なるものなり左様の侍に下馬せずして名乗れといふはいかにやいかでか名乗べき禮を知らずと仰て今度は餘人を遣さる仰に隨て下馬して其名を問ければ大刺物は河田八助大母衣は榑崎十兵衛と名乗けると云(武將感狀記備前軍記實否集備中古城記備中府志)

其後小早川中納言秀詮卿に仕ふ慶長七年壬寅十月十八日秀詮薨無嗣家絶是に於て八助生國備中淺口郡に浪人と成りゐたりし次て松平左衛門督忠繼公に仕ふ慶長十九年甲寅十月廿日大坂の役忠繼公年十六にして出陣十一月七日攝州大和田川に陣し川を涉りて敵を追撃す此旨關東御本陣二條城へ注進ありければ神君御感悅斜ならず不日して神君御進發攝州住吉に陣し給ふ此時忠繼公尙進んで今橋を攻給ふ時大坂の城中より發射する銃砲の彈丸雨霰の如くなれば秀忠將軍此由聞召給ひ鐵の橋を三個計賜り其橋を橋上に建塞き用ゐたりし時大野主馬の手より大炮頻りに擣

かけければ堪へがたくて兵士ども竹束の中へと駈入ける忠繼公大に怒らせ給ひて誰かあるあの楯を取て參れと仰ければ八助仰に従ひ炮丸の中をくよりつゝ畏るゝ氣色もなく鎧の楯三枚共に小脇にかい込安々と城中を白眼つゝ味方の陣に不取入れけるが續て味方よりも銃炮を用ゐ此所をせんとと發射し搦すくめければ城兵拒むに堪へずして自ら橋を燒てけり兩御所その其戦功を感じ給ふなり

八助鐵楯を三枚共に輕々數小脇に挟みて家陣に引入ける此楯の重み一枚八人持の楯にて三枚一度に持歸りし八助の力らは凡人の二十四人に對する力にそありけると其頃の評判なり(備中志備中古城記大坂軍記むもれ水池田家履歷略記)

(寶否集)に云或時備前にて忠雄卿忠繼舍弟川口に出て俄に兒島郡へ渡らんとして大船を招きけるに折節干潮に成て船を淺瀬に乘かけて動かす潮は次第くゝに干ければ船頭水主を船より下して船をかたぎ上んと大勢棹させども浮も上らず忠雄卿は川口に出て待給ふに依て船頭共大に色を失ひ如何せんを狼狽しを八助遙に見て走り來て船の舳先に大綱を結付水子船頭等にあやまちあらんとて皆々船に乗せ八助大綱を一引に引と均しく流れに従ふことく水の深き所へ引浮べたり先きに此船を引たるもの榜タビたるもの擔タビたるもの百人許に及べども意の如くならず河田唯一人の

力らに及がたしと云

(備中志)八助池田忠繼忠雄の兩君に仕へ厚く君の寵を蒙りぬ然るに故有て池田家を辭し暫時下道郡河邊村に留り住す或時領主伊東丹後守に隨從して縣守淵に至る供の士某言けるは此淵は水底に洞窟多くて鯉魚其洞中に集ると雖も水深ければ漁夫だに入るを得ず河田殿には兼て水練に達し給ふと聽くあわれ此淵を御探りあらんには今日の興これに過ぐべからずと云八助素より強勇にして某聊か水練に熟したればとて何の苦も無く會釋して頗に淵に飛入ぬ其深き事限り無く漸く水底に至り見るに大なる虬居たり證據なくては如何ならんと刀を以て鱗を切程無く水上に浮びぬ其鱗の徑り三寸許あり有合者どもこれを見て偕も恐しの河田殿の振廻やとて感せぬ者こそなかりけれ其後彼鱗は河邊村藏鏡寺の寶物としてありけるが寛文の頃故ありて失ぬ

八助七十餘歳にして卒しけると云子なかりければ家絶ぬ又(備中古城記備中府志)には八助嫡子河田太郎左衛門の代に至て備後國浦部村に所替せりと云故に八助を備後の國の人なりと記す誤也妹壹人小野氏に嫁せしがこれも子なかりしと云

(備中古城記備中府志備中志備中村鑑)に曰都宇郡矢部村河屋(圓)城主河田八助天正十

年壬午秀吉公備中高松城攻の時旗を降せしよし記載するを以て一説とすれ共如何にや蓋豊公厠稼山兩城を責崩されし事は午の十月十八日付を以て齋藤玄蕃允岡本太郎右衛門兩人へ遣はされし書狀中に見ゆれとも當時は八助厠に在城ありしや否や詳ならず

備前士に河田助左衛門と云人ありしに家絶今に岡山養林寺に河田家の墓あり八助の一族なりと云傳此助左衛門の家より別に召出され兒島郡下津井在住河田昌軒は其末葉なり(備前藩諸士先祖記)

### 鈴木登之助及大平煩

塚本吉彦

慶元の頃鈴木登之助道次と云名士あり世々長州に住す祖父を大中左京と云諸所の合戦に功多く四十二歳の時播州上月城攻に於て討死す父を大中彦右衛門と云ひ長州にて百八十貫を知行し久留米侍從秀包公に仕ふ後秀包公伊豫國道後へ轉封せらるより隨從して同地に移居せし時男子出生大中新右衛門と名付成童の頃侍從秀包公の兒小姓となり拾七歳にして高麗の役に隨ひ武功甚多し

参考寛永廿一年鈴木登之助寛文九年其孫鈴木加左衛門兩人の書上左の如し

一私(鈴木登之助事)義久留米侍從處にて兒小姓仕居申候十七歳にて高麗陣へ罷立候明る十八歳太閤様御佗界と注進御坐候小西攝津守順天と申所に被居候をカコナニ人數萬騎にて取巻申に付引兼被申候攝津守を捨候て引取申義は日本のロケに罷成候間後卷可仕と被申衆寺澤志摩守島津兵庫立花左近筑紫上野同主水高橋主膳久留米侍從此七八順天カ三里近所迄押寄申所にカコナニ人大船數百艘夜之内に湊之口へ押寄日本人を悉討捕可申候日本之船共を取巻難儀に及申所に此方の船二艘にて番艘を一艘取申候其時の者共一艘には福永久兵衛久坂長兵衛真田五郎兵衛荒木作之丞湯淺十郎右衛門柏村源介村上源十郎大中新右衛門とは私鈴木登之介事にて此八人の者共思ひくに乗申候湯淺十郎右衛門は討死仕候番船に乗移り申所荒木作之丞を敵射倒し申二の矢つがひ福永久兵衛を射申所を私立向ひ討取申候其時私も左の目尻左のヌコニカ所手と負申候今一艘には野津多兵衛湯淺善左衛門は討死仕候水沼久大夫坂口源右衛門無田少七同少次郎此六人之者共も同前に番船へ乗申候如此せり合申内に小西攝津守も引取申に付後卷之衆も引取歸朝仕候筑前之内今津村極樂寺と申寺にて久留米侍從右之働段々穿鑿可仕私壹人に墨付をくれ申され候宛所に私親之名をも書付給候其墨付は子細にて手

前には無御坐候併墨付を取申證據は御坐候其時之者之内水沼久大夫は藤堂大學殿に居申候草加長兵衛は有馬玄蕃に居申候云々

登之助父大中彦右衛門久留米侍從内を浪人して後備前に來り池田武藏守利隆公へ召仕氏名を更て鈴木喜兵衛と云元和二年六月十三日利隆公薨せらるゝに及て新參の諸士共不殘暇を被下しかば喜兵衛も其中に加はり暇給はり翌年正月廿一日九十歳にして死亡す

鈴木喜兵衛子大中新右衛門も亦池田利隆公へ直訴して其身知行の好みも無之新參を乞ひければ召仕はれて更て鈴木登之助道次と稱す道次若年より武功の達者にて就中大石半眼の門に入て起源流炮術繼與を究め其妙技を得し故池田家に於て大砲役を命じ祿米百石を與へ利隆公命して兒島郡小串海岸に於て大砲の技術を試られしに百發皆中其妙を得たりしに依り直に又米五十石を加増せしむ其後段々勳功を以て頭分に取立て侍六人小人拾六人を付與せられ大坂の役に於て炮術を以て無比類功名ありし故實地の研究より利害得失を考へ日夜不怠し時に再び大坂の役興るや初度の戦争に巨砲の利あるを建言す公其忠志を嘉納し遂に許容せられ其鑄造急速成功の方法を質し又公自ら曰く播州一國中に於る社寺の梵鐘其他の銅器を一

時取上之に宛て鑄造する時は事足るへし而して平安の後其銅器の價を返し與ふべきとの命ありけり道次謹て君命を奉り言上して御意の如く一時御取上の銅器類平安の後其品夫々御辨償相成ては大なる不利益に候間何とか勘考の上よきに計ひ申さんとて道次直に京都へ登り池田家の用達天野屋甚太郎へ事の由を懇談しければ甚太郎の云池田家に於て非常の御入用なれば畏るべしとて速に古銅充分取集献納せしにより公より播州野里芥五郎右衛門(姫路の野里なる芥五郎右衛門は歴代の鑄物師にして既に此役の起源大佛の鐘を鑄造せしに付ては奉行片桐且元より池田家へ鑄工募集方に付照會ありし事實等は附録に登載せん)に命じ坂地に於て巨砲鑄造の用意ありしうち極月に至て御和談整ひて巨砲鑄造の事は其儘御領地姫路(芥氏姫路に住居せし故旁以也)へ引取り更て元和二年四月十八日巨砲鑄造成就しけりされどこの役に用らるる爲に作られしを中途にして鎮靜に至りしは芽出度御代の紀念にとて大平煩と名付られ以後池田家に於て累代傳來して岡山城へ移轉の后も城内鐵門下(今中學校の運動場の西方)の地上雨さらしにて据へ置れたり煩の銘に曰鷲群勳衆の四文字あり

鈴木登之助書上 武藏守様へは直訴仕候て罷出候に付知行の申分も無御坐候間

百石被下候兒島小申にて大筒を御うたせ被成候而打申を御覽被成五拾石御増被下候其後大坂御陣へ被召連候刻侍六人御付被成候貝福右衛門大島六太夫小川關太夫津村左介志賀九左衛門林與右衛門此者共に御坐候又小人十六人御付被下罷立候菅若狹尼ヶ崎に居申候而武藏守様へ申上候は鈴木登之助を被下候様に申越候に付私參候へば新家表へ大坂か唐船とかこい候て乗出居申候間見及候様に菅若狹申に付小船にて新家表へ罷越繪圖を仕罷歸上げ申候其晩に新家へ罷越候得と御意にて終夜よし原に居申夜明候て菅若狹同權之助新家へ渡り申候間私も渡り申候若狹内の三太夫深谷助左衛門鐵炮小頭村田彦兵衛と申者おと野田村へ罷越火を懸候て野田村を燒拂申處に其時福島か新家へ罷出候て鐵炮互に打合申候其後大坂か人數を出候時白しなひ五十本はり其外あかね母衣など見へ候へ共かげにて大坂の人數何程出申も見へ不申候に付私小船にて川をこぎ上り福島表へ參候て敵の様子見及候得者指物計土手に立ならへ人數は藪蔭家のかげに至申候を能見候て罷歸菅若狹同權之助などへ具に申渡候其日は鐵炮打合互に手負死人も御坐候半時計せりあゝ其後は相引に仕候右の段又大筒うたせ候武州様被聞召上大坂にて銀子拾枚拜領仕候

十二月朔日大坂天滿へ武藏守様御押詰被成候而大坂と天滿の間の川を隔仕寄仕朔日か廿日迄晝夜相詰候而せいろをくみあげ大筒を大坂へ打懸かせぎ申候明る三月十六日之日付にて大坂へ參候様に大野修理處か狀を越申候へ共不參に付又十七日之日付にて狀を越候へ共不參候番大膳迄二度の狀を上げ申候へは則武藏守様へ大膳被懸御目候へば殊之外武藏守様御感被成候其後大坂へ私參候て大坂の様子を能聞候而參候様に御意にて卯月八日に大坂へ罷越居申内十二日之夜大野修理をやみうちに仕候へ共うち聞せ不申其者をば當坐に被討申由にて候私は十三日に大坂を罷出姫路へ罷歸大坂の様子一々申上候へ者武州様御懇之御意共に候後之御陣には貝福右衛門大島六太夫をは別之御用被仰付武田少七津村左介林與右衛門志賀九左衛門小川關太夫才木權十郎以上六人私自分に仕立馬に乘せ召連申候て罷立候御陣引候て姫路にて米大豆四十俵被下候御知行百五十石御加増被下都合三百石に罷成申候大坂御陣か廿六年御奉公仕寛永十六年に米百五十俵二年拜領仕寛永十八年に御知行貳百石御加増都合五百石被下候外に鐵炮貳十挺御預被成候御預け被成候侍山中勘兵衛内藤數右衛門

大筒にて敵を討申事

高麗順天番船之時百目玉にて打當申事

新家表々野田之家三百目玉五町余にて打當申候是は島彌左衛門殿服部權太夫殿被仰に付打申其後又新家にて大坂へ出候敵を打拂申候事又其後大坂へ番船に出居申九鬼長門守とせり相申時横矢を打申せと島彌右衛門殿服部權太夫殿御兩人被仰に付七町余に而番船を三はなし打申候へば内一つ當り申候御覽被成候衆戸川肥後守殿向井將監殿にて御坐候事

大坂今橋之角櫓池田攝津守打申候へは當り申候又天滿橋を敵かこい居申を打申候様にと御意被成に付打申候へはかこひ當り申候新家へ之義島彌左衛門殿服部權太夫殿御兩人上様へ言上被成候を其通宮野龜之介能存候事

大坂御陣之砌大筒成程大に仕候様にと御意被成播州國中寺社之鐘を大坂へ被召寄候との御事にて私申上候は鐘は當坐御借り被成候や以來迄之儀に御坐候やと申上候へば御歸陣被成夫々に御鑄させ寺々へ可被遣候由御意候間左様に御座候へば殊の外御造作にて御座候間町人共に古かねを被仰付候様にと申上候へば則天野屋甚太郎に被仰付相調上げ申候播州へ鑄物師共不殘大坂へ御呼被成大筒鑄立申用意仕候處極月廿日に御陣扱に相成申候に付其道具播州へ取下し姫路に於て

卯月十八日に大筒鑄立上げ申候

備陽武邊鑑と題せる書中に池田の頭分鈴木登之助と云者あり或時江戸より歸る時尾州名護屋の仕置場の傍らを通行す夜深更なるに仕置場に忍び居るものあるを登之介内勢と共に見付忍び隠るゝ者は何者ぞととがめよくゝ其者を見れば婦人なりいよく不審し登之介此者に向ひいふはりつけ獄門のある處へ夜分は男子たりともれそるゝ事なるにまして女の身として此處に来るは子細あるべし委しく物語れとありければ彼の女の言様私の夫罪有て獄門にかけられしなり何卒獄門首を盜取て葬り度思ひて此處に忍び來たるあり我身の望みを叶へ得さし給へと涕沈みければ登之助いと安き事也其首取て得させんとて女に首を渡し夫に離れ便りなく思ふなれば我に隨ひ備前へ來りおば一生扶持して遣すべしと云ければ難有き御言葉に隨ひ可申と云により夫の首をばねんごろに其地に葬りて備前へ連れ歸り鈴木が家へさし置けるが後には登之助妾として召仕ひ無程女子一人出生す外に家の子とては無く此女子に同藩中松原平六後助左衛門と云を養子掣としけるが男子二人出生しける云々



書上 正保二年九月十五日登之介病死

登之介男子無御座女壹人御座候に付松原助左衛門養子鯉に願上候處願之通被仰付助左衛門右之女と一所に仕置候助左衛門義御知行百六十五石被下御馬廻りにて罷在候登之介養子に成候而も右之通御知行被下候助右衛門子二人出生仕其後女病死助左衛門登之介と趣意御坐候て義絶仕候て別家に成御奉公仕候二人の子の内惣領加左衛門は登之介方に殘し置二男助六助左衛門方へ召連申候加左衛門義登之介孫故養子に奉願願之通被仰付候

鈴木加左衛門正保二年十月廿一日登之介跡目御知行五百石之内三百石被下候承應二年六月十七日大筒役義被仰付御筒御預ヶ被成候貞享元年三月八日五拾壹歳病死仕候(以下略す)

備前御野郡伊福郷石井山嶺に鈴木登之介道次養子加左衛門道玄夫婦の墳墓あり但し登之介及女子の墓は招魂塔にして遺骨は高野山に納めし由其石碑に誌せり鈴木道次同女子養子道玄夫婦の墓石左の如し

正面 二 鈴木登之介道次 墓 左側 二 正保二乙酉年九月十五日卒  
行 同人女蓮淨妙覺 女寛永十三丙子年十二月廿七日卒

右側ヨリ後面ニ回リテ左ノ如シ

君諱道次稱登之介長門人以炮術仕于播磨侍従公及芳烈公大坂兩度之役甚有功食祿五百石爲先手物頭今城内所在巨煩則奉侍従公之命而所作也君有二女養藩士門人松原幸玄以爲養子以女妻之生二男無幾妻亡後有故出鈴木氏使長男加左衛門道玄爲嗣以次男爲其嫡子再立松原氏初幸玄之妻亡也納遺骨於紀州高野山君以歳六十有五而卒亦納遺骨於高野山以是本州無墳墓余愛之有年今茲建兩靈之合碑以寓追慕之意云天保八年丁酉冬十月七世孫鈴木太郎左衛門信誠謹誌

正面 鈴木氏道玄之墓 左側面 貞享元年甲子三月八日  
正面 鈴木氏道玄室番氏之墓 左側面 寛文四年甲辰正月十二日卒  
右側面 法名花岸妙春信女

以上三墓共ニ南面位ナリ

元和二年大平巨炮鑄造來二百三十七年ノ後嘉永六年相州浦賀表へ米理堅ノ軍艦渡來セシヨリ諸藩ニ於テ武備ノ手當頗ル嚴重ナリシ當時再ヒ巨炮世ニ出試發アリケレバ塘中破壊ヲ生シ無用ニ風スルヲ以テ將又更ニ鑄造ニ取カ、リ日ヲ經テ全ク成工ノ上試發等ノ始末ハ現在予が見聞ノ事實ナレバ附録トシテ後會ニ詳細ヲ講演スベシ

番大膳の書簡につきて

塚本吉彦

御狀満足存候其元迄歩行まてかちにて被參候由五かんし調やう成事候五郎三郎も一昨日  
 かんし調やうためし候逆て福岡迄まて參はん晩に戻よし其元佐渡殿御遊山而巳のみと察  
 申候將又昨日ためし様もの候てせん千子の刀にて次調とうねち申候味いかにもあちも  
 能よく又々様子は佐渡殿へ具申進候爰元別條無之候額やかて歸宅待申候恐々謹言  
 七月廿八日 大膳花押

伊勢國千子村  
 住付正四代アリ  
 初代正宗門人  
 法名外藤ト云  
 延文貞治比二  
 字  
 二代應永二字  
 三代永享嘉吉  
 文安左兵衛允  
 四代文昭二字  
 村重嘉吉勢州  
 千子

此書宛所かしと雖も番大膳景次より其子和泉氏明に遣はしたるものにして文中  
 五郎三郎は則和泉の子なれば疑ふべくもなき父子の通信なり  
 番大膳景次は尾張の國智多郡荒尾の人にて世々此所に住す先代に河村源左衛門同  
 久助とて兄弟あり此久助氏を番と改唱す久助子を番藤左衛門と云木田の城主荒尾  
 美作守善次嫡子小太郎善久に仕ふ味方ヶ原合戦の時善久信長公の旗下として出陣  
 ありし時藤左衛門隨兵と成り陣中にて戦功ありと雖も善久討死ありしにより善久  
 の姉嫁池田信輝公に仕へ長篠の戦にも功名ありて殊更に信長公御威被成由  
 天正十二年甲申長久手の戦に於て池田信輝入道勝入其子紀伊守之助御父子討死あ

りし時二男古新輝政卿御幼名佐投明神に備を立て居たる處御父子討死と聞給ひ生  
 て甲斐なき事なりとて直に馬を騎出し敵の中へと駈入給はん時下濃將監は馬上に  
 て扈從せしが公の御馬を引留め番藤左衛門は歩立にてありしが御馬の轡ツハミツナ七寸に  
 しかと取付て放さされば古新君怒らせ給ひそこ放せと言つゝ太刀の柄に手を  
 掛ながら藤左衛門が頭を鎧にてつゞけさまに蹴上げられ血しほ流るゝとも放さず  
 して遂に將監と共に御馬を引返し難かく其場を御除け申せしは池田の御家運の強  
 きと下濃番二士の忠義とによるものなり後に將監老功の故を以て城中頭巾御免被  
 成若き士どもに物語して某と藤左衛門無くば殿様は長久手の土に成給ふに御運命  
 強し大將は進退共に捨難き事なりと自賞しけると云  
 藤左衛門老年に及び後隱居して道雲と云元和八年壬戌 月 日病死せり其子大膳  
 景次父の跡を継ぎ若年より池田家に勤仕す  
 慶長十八年癸丑正月廿五日參議輝政卿播州姫路城に於て五十歳を一期として薨せ  
 らるゝや其廿七日大野修理亮大坂の城内北の廣間に於て姫路の三左衛門一昨日死  
 去なりと語る其坐に居合せたる老功の者共一同はつと驚く修理不審顔して各方は  
 いかにして三左衛門が死去を左程に驚きけるかと其意を問ふ衆云くさればとよ姫

路の輝政は大坂の押へなり此人世にあらん限は關東よりの御氣すかひなく秀頼公御身の上無事なるべきに輝政死去ある上は大坂は滅亡近きにありと云果せる哉今年慶長十九年甲寅に至り東西事興り關東大坂を攻らるべしと云先是故輝政嫡子武藏守利隆公關東に在りて江戸城壁修繕の役を命せられ其普請を勤しが大坂攻らるべしとあるにより公にも俄に御暇を賜り播州に歸給ひ十月十九日姫路と出陣しそれより大坂に向ひ度々合戦ありしに十二月廿二日東西御和議調ひければ其廿八日勸賞を得て姫路に歸らせ給ふ

曾て大坂陣の起るや十月朔日片桐且元大坂と立退き秀頼に反す依之大坂騒動するよし取沙汰あり攝州尼崎は建部三十郎居城かりしが幼年といひ其上小身殊に大坂に程近き所なれば播磨は隣國建部は池田家の縁者なり旁以捨置て尼崎を大坂方へ取られなば關東への申譯なしとて利隆公其頃江戸にねはしましけれ共留守の老臣相議し加勢として池田越前宮城筑後田宮對馬等手の者引連れ尼崎へ出兵す其後に至て關東大坂は樞要の地也多勢にて持堅めよとの下知あり

十月十三日片桐且元の兵共攝州茨木城へ兵糧を取納んとて出たるを中島の大坂勢これを追討す片桐が人数大に亂れて尼ヶ崎へ引取城中に入らんとすされど且元は

大坂股肱羽翼にして逆臣とは言ながら未だ眞偽はかりがたしとて城にも入れず加勢も出さず捨置ばいよく打亂されて多く討死す此事に付片桐且元大に憤り尼崎に建部池田の加勢等有ながら我手の者を見殺にする條奇怪なりとて事の有し次第を京兆尹板倉勝重に注進しければ勝重此事を神君に言上す神君殊の外怒らせ給ひ其子細を亂明せよと命せらる時に利隆公江戸を發して歸途西の宮に在陣なれば尙勝重が西の宮へ使を馳て詰問す利隆公諸士穿鑿ありければ田宮對馬守進出て此尼崎は大切の地なれば多勢を籠よと豫て關東の御下知ありしに城中無勢と申さんば殿の御爲惡しかるべし先に片桐が手の者討れん時何れも城か出て助んて申を拙者對馬一人して出る事無用なりとて尼崎城を持ためしなり此城は咽喉の地なれば兵を出し助る時は敵我を誘ひ出し大坂勢の衝中にたち入らん事と慮り何れも片桐が勢をわさと見殺に仕候と其由を分申陳へける公其旨を勝重に答へ給へば神君聞召輝政の遺風今に至てよく兵を用ゆと仰せてまづ事濟ぬ

斯くて尼崎の御不審晴るゝに似て中に讒者利隆公御繼母神君の御女良正院殿の姦計なりと云ふ在て利隆公の事を惡しきまに云ひおしけるにより神君の御氣色宜しからず公の危難御身の上に及び大に愁ひ給ひて此度明白の事實申譯の爲向ひ唯今

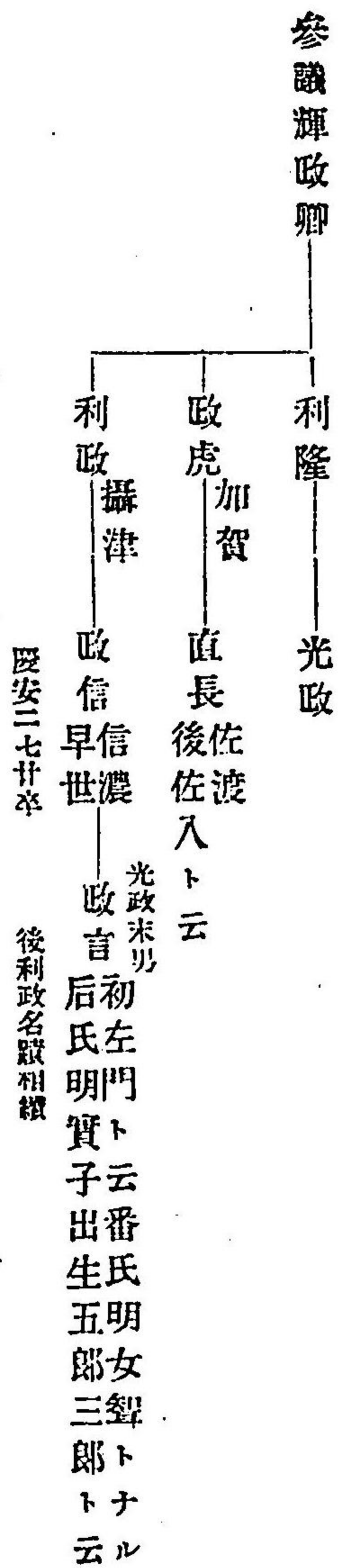
御使者有べしとて公を初め老臣歴々の諸士何れも御使の人撰み入れ札をなされしに八九歩番大膳を書入ける公にも大膳の入札あれば大膳に此使を命せらる大膳少しも辭する氣色なく御請す大膳が子和泉此時十三歳にて御陣に従ふ時に老臣始め諸士何れも深く心配し公の御身の上申開きは如何やと詰問すれば大膳何の答も無く懷中か守刀取出しこれにて安心あれと諸人に示しけると言ふ而して大膳は西の宮か京都二條御城へ行き事の由を言上すれば神君直に聞き召さる大膳利隆公に於て毛頭御異心なき旨を具に申上次て尼崎の地圖を出し御覽に供へ攻守の利害を陳述し御不審の條々を申披く神君仰せけるは何と云共武藏守兩端を持し今に兎や角申條明證なし聞届難しとて已に御座を立給はん御氣色あるを大膳づかゝ御側近く這ひ寄御裙に取付唯今申上たる趣にても尙御聞届なき上は武藏守身の上是迄に候御姫様(良正院殿御事)御腹をこそかり申さね御孫とは思食されずや今日申譯仕らずばいつの世に武藏守無實の讒言にかゝりしを申披くべきとて涙を流しければ神君御顔色和まきいかにも聞けり向後慎めと歸て申開すべしと仰せける大膳なをも御裙を離さず平伏して居けるを本多正純側より申譯聞食届らる難有上意なり早々歸て申開すべしそこ罷立候へと言へば大膳少し居直り上野介に

申上たる如く武藏守毛頭無誤候へば此後改め慎み申事無く候以後を慎めとの上意は尙明白に聞食届られぬものやと奉存候と云神君重て誤なき段聞届たり早々申開け安堵させよと上意あり其時大膳飛しさり難有き仕合なりとて罷立ぬきて其跡にて上野介彼は申がたき事を能く申上たりと云しかば神君仰せに彼が親は藤左衛門とて勝入が長久手にて討死せし時三左衛門も俱に討死せんとせしを無理につれのきて家を興したり今の大膳も家の爲に身命を忘る誠に武藏守は能き人を持也との給ふ御側に在ける人々大膳を褒ぬはなかりき後ち大膳祿二千石を給り光政公御幼少の時は與力として忍役の者を預る寛永十三年丙子七月六日備前に卒す國清寺に葬る法号前光祿禪心宗江居士同寺境内西方の墓地に巨大なる墓石を建つ嫡子和泉氏明後大膳と改め父の遺祿二千五百石を給す明暦三年丁酉十二月廿一日卒國清寺東方の墓地に葬る法号前光祿關峯玄透居士と云其子五郎三郎早世す

佐渡殿は池田佐渡にて池田加賀政虎の子なり政虎初め内記と云參議輝政卿御子利隆公の御弟也若原勘解由幸成養子となられ幸成の女を妻とす慶長九年甲辰正月十四日勘解由病死し遺領五千石内記に給ひ歩卒三十人を預けらる淡州由良の城代た

り慶長十八年癸丑正月輝政薨せらるゝや嫡子利隆備前岡山城か播州姫路に入給ふ時若原氏を改め本氏に復すへき由命せらる池田加賀と稱し大坂兩役に出陣あり寛文十二年壬子七月廿八日四十六歳にて病死其子佐渡直長家を繼ぎ知行歩卒先代の如し承應二年癸巳四月光政公に隨ひ江戸に着しけるが病に罹り物狂はしく五月四日岡山へ歸し本知沒收せられ給米五百俵下され佐入と變名す延寶元年癸丑七月十九日其子七郎兵衛に祿千石給ひ諸士歩卒を預けられ后ち加祿ありて池田造酒と云今正周の家なり岡山妹尾町の内西川に接せる所を舊藩邸にて佐渡殿邸と唱す之則佐入殿の住はれし所なり

七郎兵衛久隆



番大膳父子池田佐渡直長君の履歷につきては參議輝政卿に關する事少なからず抑

卿の法號は國清院殿泰叟玄高大居士と唱し奉る故を以て池田氏一大巨刹を建立し靈位を安置す本日幸に此國清寺に於て前條續述するはまた因縁ならずや  
 明治三十三年三月四日 舊臣 塚本吉彦謹誌

備前國御津郡野々口産高木汶水氏愛玩硯石

塚本吉彦

備前國御津郡(舊津高郡)野々口より古く硯石を産出す備前往來と云書に野々口の硯石と出たり此書凡元祿寶永の頃モハヤシにありしならんされば其頃名産として世に稱揚しものなり

寶曆九年備前老臣日置玄蕃忠周家來西川忠右衛門在所津高郡金川より岡山へ來往の時野々口の路傍に於て一顆の硯材を拾ひ得て其石を忠周に呈せしを頓て硯に作らせこれを試しに其發墨よろしきを得いたく賞斷し國主池田宗政侯に献上す侯御覽じてかゝる良材を産する事聞も及ばぬ事なり其所定て良石數多あるべし探し得て硯を造らすへきやう命ありければ郡代役より此旨を大庄屋野々口村官右衛門(大村氏なり)へ令し所々探しけるに村の西方山麓小川に臨みたる所にて予ありける寶曆十年四月美作國高田より工人丸山吉太郎と云もの侯の命にて野々口へ呼迎へ

られ數多作らすべきとの事にて造り出しけるが其十一月に至て莫大からぬ石材ゆへ遂に盡きなん事を慮り製作の事は中止となり石の堀口へは土を填めて又入用あらん時發掘すべき料に餘し置れて停止せらるゝなり

高木汝水は備前國番頭土肥貞平の二男にして典膳經平の兄なり母は國主の同族池田武憲の女汝水初名右三郎後清三郎と云實永二年九月朔日備前岡山に生る享保五年三月廿五日番頭若原監物命成の養子となり家督若原監物包成と稱し三千石を知し番頭となる

若原包成養父命成に家娘壹人ありて藩士丸毛氏に嫁す此娘我實家知行三千石より知行四百石の丸毛家へ嫁入せしを不快にねもひ氣隨なるを以て丸毛家を離縁して實家に歸りありしが養子包成の妻は池田大學長處の娘にてこれも知高二万五千石より三千石の若原へ嫁せられしを不快に念ひ自儘の振廻多かりけり然るに養父命成の妻未だ存生なれば平素我娘を愛し小姑コシツトメの云がまゝに荷擔する故内家濫れて治らずそののみならず包成かの小姑と人知れずいつしか姦通してありければ包成本妻を惡む事甚ホウを背し後には小姑の爲に夫婦の同闘を妨けられなど其兩婦互に如心しけるに堪へがたく包成今は忍ひかね享保十一年九月十一日の黄昏實家土肥經平

が邸に至り態と從者をば我家に悉く歸らせ置包成唯一人土肥の邸を奔り出て備前を立退きけり

土肥氏の家來どもは矢張包成來り居らるゝ事とねもひ主人經平もいつ包成の來られしか知らずありしに亥の刻今の午後十時若原の從者共包成の迎として土肥邸へ來りし時初て出奔の様子相分り驚愕一方ならず諸方へ手配りして搜索しけれども頼と行方知れず其後彼方此方と種々探しける中備中國へ走行てありけるよし聞へ此事世間に露顯コトし上はちから及ばず其旨國主池田繼政公へ言上し是に於て若原の一家絶滅す

包成思ふに備中は池田家隣領の國なれば憚りありとて京師に到り住居したりしが若原家は昔より池田家に對しては種々勤勞あれば祖先に對し外聞然るべからずとて國主の内命により土肥經平手許へ引取べしとの事にて上道郡宇治郷網の濱の別亭に歸住す是に至て高木汝水と改稱す花鳥風月を友とし傍ら茶事を娛む安永八年己亥九月十一日卒す法號二六庵楓窓汝水居士愛玩する所の硯今予の有となる其裏面に文字を刻す左の如し

此石備前津高郡野々口所産

瀟漫不許取焉請宰得其片石

使工鑿之其質潤發墨不減端

石文館之大雅也

高汶水識之

### 馬場重介家職の事

塚本吉彦

余は客歲末一日の閑を得上道郡財田郷の近傍に杖を曳き同郷人の嚮導にてそのあたりを逍遙し名勝舊址神祠佛宇に就き實査せり先つその大抵は長岡停車場の正北に方り東西相對せる一雙の低き山ありこれを蟹の目と唱ふ今また蚊の目とも云よし余熟考るに永祿中備中の三村氏兵を率ゐて明禪寺に宇喜多氏と戦ふの當時宇喜多家の臣馬場家職<sup>ヤヅク</sup>津<sup>ツ</sup>嶋<sup>ジマ</sup>に於て武功ありし實地を踏査し懷舊のあまり馬場氏一家に係るの事項を初め逐次見聞に隨て其事實を登錄せんとす

馬場氏遠祖陸奥國の住人安倍貞任の末中古以來馬場と改む馬場豊後守綱重備前國邑久郡豊原庄に於て四千五百石を領し豊原庄内北地村に住す豊後守綱重嫡男馬場伊賀守綱職に家督を譲りたのれは京師に在り禁中に奉仕す伊賀守綱職歿後子息惣

領鍋法師家を繼ぎ豊原庄を領せしが若年にて死亡す次男新左衛門舍兄に代り家督相續禁中に奉仕せり

新左衛門嫡男馬場岩法師十三歳にして邑久郡砥石の城主宇喜多大和守に仕ふるの當時同郡乙子の城主宇喜多三郎右衛門直家と大和守日々合戦あり岩法師十四歳の時北地村に於て直家の侍生田太郎三郎と鎗を合せ戦功により岩法師を二郎四郎と名唱賜はりしなり二郎四郎十七歳の時赤阪郡烏取庄高月城を大和守攻掛られし折も鎗下の功名手負となる其後直家砥石城を攻取られそれより上道郡沼に居城ありし時二郎四郎十八歳にて初て直家に仕へ知行三百石を賜ひ與力の者六十人を預けらる其後美作國三星の城は後藤氏落城後浦上宗景の指揮により直家より三星城加番として二郎四郎を差向られし節五月廿四日の合戦に功あり浦上宗景より追て恩賞あるべき旨の感狀を賜ふ此戦は安藝の毛利家より向城を付成羽の三村家親と云侍將を置屢々合戦ありし剋なり

今度於三星山下及合戦○鏝合粉骨之段無比類恩賞必追而可相計候恐々謹言

五月廿八日

宗景 花押

馬場二郎四郎殿

邑久郡邑久郷に宇喜多五郎左衛門後筑前守と名を改られ此筑前守より二郎四郎へ宛宇喜多直家へ逆心あれとの書狀を贈られ其文書には邑久郡豊原庄は馬場家の本領なれば子細あるべからず尙尾張村兼松村相添可遣との趣意なり二郎四郎早速此書狀を直家に内覽に入れければ直家より計略の返狀案を示され來簡數通の回答狀を遣しけるにより筑前守備中へ立越へ成羽の三村家親を頼み既に直家討伐の議に決し候て筑前守沼城の向八塚に陣取べし其時足下の謀略を以て直家を可殺其事成らずば矢倉に火をかけよそれも成らずば自分の家に火をかけよ又其事もならずば唯一さんに筑前守が味方に馳加はるべし約束の通相計ふべし努々他言あるべからずとの密書到來しければ二郎四郎即ち此文書を携直家に見せければ直家大に驚きいかなる事ありとも決して逆心相ならずとの旨を筑前守へ返書に及ぶべしと二郎四郎へ示されける

こゝに於て直家二郎四郎が無二の忠勤感賞の餘り通唱を重介と改られ家ノ一字を賜て實名を家職と名乗らせらる此時の制に武家にて介ノ字は用うる事ならされども直家よりの免許にて介ノ字を書けり則盤目の合戦の時賜りし感狀に介ノ字を書てつかはされけり

重介若年より戦功の條々は上に掲載すれども其他和氣郡葛坂に於て戸田松の城より兵を出し合戦の時拔群の働ありしかり

津高郡金川臥龍山城主松田氏を宇喜多直家討取在城之節岡山は金光與次郎在城せしを武略を以て切腹致させしと雖も近邊敵いまだ多きが故先づ城番として富川平右衛門を申付られし處同人與力六十人の者ども先手へ參るましくと申故平右衛門難義いたし折ふし重介同心にて參るべき旨を直家に言上しければ即ち許可せられ重介與力六十人何れも退かず剩へ平右衛門與力も亦重介同心あらば參るべきとて三十餘人都合九十人の與力三ヶ年許城を持固め而して後直家在城ありしかり上道郡妙善寺の城に籠置し人數を安藝毛利家より引取ために軍兵來りし時山下に於て敵は鏡重介刀にて戦ひ敵の首討取しなり

同郡土田合戦の剋もすはだにて梶井某と太刀打戦ひ敵の首討取しなり土田盤目の合戦に敵五人鏡にて突懸りしを重介下より弓にて攻上り敵間近く來る時一人を射伏首を捕るべくと進む時敵大勢にて切り掛る然るに味方續かず剩へ殘兵逃去り力及ばず引退し所に山の麓を退き味方手負に打を見て重介取て返し一戦に手負を打せて退きし時の感狀



去十日蟹目被及合戰於鏡脇敵一人被射臥引道刻後陣輩合戰躰被見懸被返之由志之程神妙候必可有褒美候也仍狀如件

五月十五日

直家花押

馬場重介殿

備中國倉敷淺尾浪徒騷動始末

塚本吉彦

慶應二年の四月に長州の浪徒が備中へ参りまして倉敷淺尾兩陣屋にて亂暴を致しました時拙者は出張を命ぜられて實際見聞した事を御話しようと思存じて記臆して居る種々の件を取調べて出ました四月の九日に長州藩赤川又太郎と云が征長として藝州へ出陣中の小笠原閣老の許へ参りまして御届しました事がありました  
當四月四日周防國ヤナイの近所岩城山と申所へ南奇隊三百人程屯集の内百四五十人程夜中武器携帶大島郡へ向け脱走致候由にて早速捕手方指出候得共未だ何共報知無く萬々一御不都合之義相備候様有之候ては別て奉恐入候間一刻も早く御届申上候様被申付不取敢御陣所へ罷出候右脱走に付ては諸隊の氣動も引起可申哉と別て掛念致し夫等手當の義は厚く取計置候との事

此事を長藩より藝州在陣中の小笠原閣老の許へ届出が有りますると同地へ在陣の倉敷代官櫻井久之助は近國に赴任地ある事故取物もとりあへず即刻備中倉敷へ歸途につきまして九日の夜は旅中小田郡笠岡に宿泊しましたが即其夜倉敷陣屋へ浪徒の押寄せた時でした故櫻井氏の身の上に別條はありませなんだ

櫻井氏征長出陣の奉台命藝州出張に中り倉敷陣屋に残り居るもの妻子の外僅少の吏員のみなれば不在中非常手當として管轄内人民の武技を嗜み撃劍等の達者を撰みて宿直護衛せしめたりしが果して浪徒が襲撃しました

浪徒輩は稻荷山に上り大小銃の筒先きを揃へて陣屋を目懸て搦すくめし其彈玉雨霰の如く同夜宿直の者共癡耳に水の大騷動なれば取ものもとりあへず我もくゞと逃匿れけり中に板屋某は最後に目覺て見れば同室宿直の根屋氏唯一人のみにて餘の者にては影も認めず板屋根屋等は櫻井氏の妻子を護り他へ立退ん事を欲すれども容易に構外へ出ると難し爰に櫻井氏夫人息の小平太に云ふ其身十四歳なりと雖も男子なれば其儘立出ぬれば忽ち一刀の下に殺害せられんは目前にありわれ汝をして女装たらしめんとて元結截はらひて女褌とし衣服も亦母の料を以て装ひ少女となし殘餘一兩輩の宿直者と共に飛散る彈丸の中をくゞりつゝ態と山の手の方な

る小門より出でけるが櫻井氏の夫人は當時流産の後四五日にして全く癒さるにも拘はらず我子の手をとり従容として立去られし舉動を見て流石に武家の人の器量なりと感賞しました

此時舊藩の家老池田博文家臣石坂堅壯が倉敷に在住して居まして養子の逸藏今の惟寛が岡山に住居してゐた所へ堅壯よりの書通で當時の始末が大抵御承知に成うと存じまするに依て爰へ出しました

丙寅四月十日曉天騷動の大略

本日曉七ツ時頃夢中に炮發の聲を聞き目を覺し如何の事やらんと思ふ中門の戸を叩く者あり因て僕を起し門を開かしめ其人を内へ引入様子を尋候處其者申には私共連島村役人より御陣屋へ注進に罷越候處最早御陣屋中出火に相成候故乍序此由御知らせ申上候夜前海岸へ四五艘計船を繋ぎ浪士二百人計村役人方へ申越候には拙者共是より備前へ立越候者なり人夫五十人計り出し吳候様との事故斷申候處聞入不申無據三十人計り仕立指出申候尤賃錢は拂候由何分不容易義に付御注進申上候右の次第故空敷立歸候と言置歸り候是は廣江屋丈平親類連島村役人より申越候を門違ひにて私宅へ申置候と被存候其内炮聲倍繁く相成夜も明

け候故門へ出見廻候へば市中不殘戸を閉一人も戶外へ出るもの無之家來と遣し御陣屋の様子伺せ候處浪士拔身の槍或はグペールを手に持奔走致居申候へば恐ろしく候故歸り申候との事にて彼是する内浪士五人宛一組に相成市中を見廻り決して小民へは關係なし安心致し早々戸を開き賣買致し可申と觸歩行き又村役人宅へ案内と申村役人へ掛合兵糧百四五十人前調吳との事にて人數を纏め觀龍寺を本陣となし城山妙見山の所へ分れ屯致し大將は甲冑の由其它はまち高袴に背割羽織鉢巻陣笠を着し思ひの出立なり始めは町家の者共恐れ候へ共追々近寄諸事周旋を頼み厚く言葉をかけ馴付候由薦卷五挺其它魚類相求或は足袋細引長持など求夫々荷物拵へ出立の用意致し村役人へ勘定書指出候様に申付惣計百三十兩計相拂暫時觀龍寺にて眠出立致申候是より先に牢内を打破り罪人を引出し人足に致し連歸り申候歸りには陣押見事にて島田方軒大橋平右衛門所持の馬を借り受大將副將騎馬にて陣大鼓四ツ調子にて調諫見事に引取申候且武器玉藥鍔炮澤山用意致居申候

高札場へ立札

但高札の圖略す

倉敷村代官

櫻井久之助

右之者兼々奸徒ニ同盟シ國害ヲ醸條不埒ノ至ニ付可加誅戮候處此節出陣ニ付餘黨ノ者加誅戮依而本陣令放火モノ也

四月

元奇兵隊義士

倉敷村役人トモヘ

當節ノ形勢ヲモ不願倫安姑息ノ説ヲ唱ヘ小民困苦不厭ノ段不屈ニ付自今已後急度戒心セシメ村方規律節整候様可仕候事萬一等閑ニ於テハ嚴科タルヘキ者也

四月

元奇兵隊義士

死人宿直の者共

加茂屋常吉深手島田方軒と子と共に総合施術致候内死去

藤井屋芳太郎死去

中島村三宅治郎左衛門忰死去

根屋武七郎耳朶を切られ候由

根屋武七郎家來即死

讀岐屋牧太行衛不知燒死の由

陣内下女即死

馬壹匹燒死

見物人鍬炮のそれ玉にて兩足搏貫れ

濱野屋某忰島田と子と兩人治療中

其外怪我人少々有之

午後副將大橋敬之介立石孫一郎事從士四五人召連拔身の鎧を左右に持たせ加茂屋藤井屋讀岐屋右三家へ罷越承り候得ば子息不意の災難甚氣の毒全躰陣内に罷在に付陣内の者と心得同勢の者誤て殺候段誠に不便に存候間此段大將并に一同より宜敷斷致し吳候様との事に付態々拙者罷越候との事にて悠然として引取申候

是は板屋元助の話 夜前宿直にて罷越居候處臆七ツ時頃頻りに炮聲城山稻荷宮の邊より聞へ候に付立出見受候處彈玉雨の如く陣屋へ向け落候に付驚き早速藪をツマリ堀を渡り漸く逃出候よし相話申候其他の連中も或は床下へ逃込或は雪隠へかくれ漸く逃出候者 酒津の兒島庄右衛門忰

板屋仁右衛門養子

板屋仁右衛門娘

室與一。等にて御坐候唯今飛脚相待せ荒々如此に御坐候

御上(主家池田博文の事なり)へ注進明朝態人指出し候様心積の處幸ひ御飛脚到來

一同無事に居申候間御安心可被下候

此度放火の趣意は御代官藝州にて何かムチャムチャ致候事有之に付昨夜歸陣の

積りの處笠岡泊にて僥倖無難に御坐候浪士共藝州よりあをを追ひ参り候由の處

右の次第天幸と云べし

四月十日暮六ッ時御飛脚相待せ認む

堅 壯

逸 藏 子

思ひがけなき倉敷騒動に付ては當時の勢備中領内諸所及近傍小諸侯より岡山への  
注進櫛の齒を挽が如し依て九日の夜中に先手物頭松原覺之助齋藤三郎助兩人組足  
輕共を引連領内窪屋郡平田村へ出張しました  
其頃兼而征長の幕命がありしより徳川幕府は坂地迄御出陣中故同所の閣老へ御届

になりました

今十日曉備中倉敷御役所へ浪士跡之者百人許推參及發炮亂妨之模様倉敷近隣私  
領分之者より申出候に付不取敢人數繰出し申候尙委細之義者追々可申上候此段  
急速御届申上候以上

四 月

松 平 備 前 守

十一日に淺尾藩より書簡を携へて使者が來ました其書面は

以急飛申上候然者今曉御届申上候當地井山寶福寺へ多勢入込候已來今以相滯種  
々手當致候趣に相聞何時押寄候程も難計危心配罷在候間此段御注進奉申上候條  
何卒片時も御取急御援兵御指向被成下候様伏而奉願上候以上

蒔田相摸守内

四月十一日

中 島 傳 七 郎

岡山御役人中様

此日出張を命せられました人々は

番頭池田部組士足輕共、同丹羽將監同上、大目附森本與惣兵衛、先手鐵炮物頭森治郎  
左衛門足輕共、同水原勝之介同上、大砲隊頭鈴木新兵衛、大砲隊士共、使番村瀬八左衛